

## 第4部 国際的な知的財産制度の議論に関する調査

### 第1章 諸外国における地理的表示保護制度

#### はじめに

企業活動のグローバル化が進み、新興国への市場拡大や生産拠点の海外進出など、国外における知的財産権取得の意識が高まっている。企業は各々の知的財産について、これまで以上に多数の国における戦略を検討することとなり、各国・地域の知的財産制度を踏まえつつ、それぞれの国において権利を取得し、活用する必要がある。

したがって、国際的な知的財産制度の動きを俯瞰的に眺めつつ、各国・地域における最新の状況をタイムリーに把握することは、我が国企業が国際的な知財戦略を検討する上でも極めて重要な観点となり得る。

特に地理的表示（GI）制度に関しては、昨年度、EUにおいて工芸品や工業製品向けの新たなGI保護制度の設置規則案が発表され、また、2020年には、EUと中国のGI相互保護協定が署名に至り、2022年2月には日EU・EPAに基づく相互保護GIの対象拡大が発効するなど、欧州を中心に活発な動きが見られるところ、EUや中国を含めた諸外国のGI制度を調査・分析し、GI保護についての最新の国際動向を把握することは、我が国企業の国際戦略にも非常に有用である。

そこで、本調査研究においては、米国、中国、韓国、ベトナム、インドネシア、オーストラリア、EU、フランス、イタリア、ブラジル、メキシコ、アンデス共同体、タイ、英国の地理的表示の保護制度の概要や近時の動向について、平成23年度産業財産権制度各国比較調査研究調査報告書「諸外国の地理的表示保護制度及び同保護を巡る国際的動向に関する調査研究」の内容も踏まえながら、最新の状況を収集・整理し、分析を行うとともに、近時の活発化している国際協定における地理的表示の保護を巡るEUや米国の動きについても整理・分析を行った。

#### 第1節 地理的表示保護制度の概要及び最近の動向

##### 1. 概要

地理的表示（Geographical indications, Indication géographique）及びこれに係る原産地呼称（Appellation of origin, Appellations d'origine）に関する規定は、様々な法律や規則において地理的表示の定義を行っている。

現在、用いられている地理的表示の定義として、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（以下「TRIPS協定」という）の22条及び「原産地呼称の保護及びその国際登録に関するリスボン協定」（以下「リスボン協定」という）の2条の規定が代表的である。

##### ◇TRIPS協定

##### 22条（地理的表示の保護）

1 この協定の適用上、「地理的表示」とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的表示原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであ

ることを特定する表示をいう。

◇リスボン協定

2条（原産地呼称及び原産国の概念の定義）

1 この協定において、「原産地呼称」とは、ある国、地域又は地方から生じる製品を指し示すために用いるものをいう。ただし、当該製品の品質及び特性が自然的要因又は人的要因を含む地理的環境に専ら又は本質的に由来する場合に限る。

地理的表示の定義において「主として」の関連性で足りるとしていることに対して、原産地呼称は「専ら又は本質的」な関連性が構成要件として求められている。

なお、TRIPS協定の23条では、ワイン及びスピリッツの地理的表示について追加的保護がなされている。

◇TRIPS協定

23条（ブドウ酒及びスピリッツの地理的表示の追加的保護）

1 加盟国は、利害関係を有する者に対し、真正の原産地が表示される場合又は地理的表示が翻訳された上で使用される場合若しくは「種類(kind)」、「型(type)」、「様式(style)」、「模造品(imitation)」等の表現を伴う場合においても、ブドウ酒又はスピリッツを特定する地理的表示が当該地理的表示によって表示されている場所を原産地としないブドウ酒又はスピリッツに使用されることを防止するための法的手段を確保する。（注）

（注）

加盟国は、これらの法的手段を確保する義務に関し、42条第1段の規定にかかわらず、民事上の司法手続に代えて行政上の措置による実施を確保することができる。

## 2. 地理的表示保護制度の最近の動向

14の国・地域を対象に地理的表示保護制度を調査し、調査対象国・地域における地理的表示保護制度の最近の動向（平成23年度の調査<sup>814</sup>以降）について、以下に示す。

	国・地域名	保護制度（平成23年現在）	最近の動向
1	米国	・商標法 ・アルコール管理法 ・連邦規則第27章	
2	中国	・商標法 ・国際標準化法 ・産品質量法 ・団体標章、証明標章登録と管理弁法 ・地理的表示産品保護弁法 ・国外地理的表示産品保護弁法 ・地理的表示専用標識使用管理弁法（試行） ・反不正競争法	・関連する法律と行政組織の再編 ・米中合意 ・EU・中国地理的表示保護規定
3	韓国	・農水産物品質管理法	・農産物品質管理法と水産物品

<sup>814</sup> 日本国際知的財産保護協会「諸外国の地理的表示保護制度及び同保護を巡る国際的動向に関する調査研究」平成24年3月。

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・商標法</li> <li>・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律（不正競争防止法）</li> <li>・人参産業法</li> </ul>	<p>質管理法の統合（農水産物品質管理法）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米国・韓国 FTA</li> <li>・EU・韓国 FTA</li> </ul>
4	ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的財産法</li> </ul>	
5	インドネシア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商標及び地理的表示に関するインドネシア共和国法律</li> </ul>	
6	オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商標法</li> <li>・ワインオーストラリア公社法（AUワイン公社法）</li> <li>・オーストラリア・ニュージーランド食品基準（AU・NZ食品基準）</li> </ul>	
7	EU	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農産品及び食品の地理的表示及び原産地呼称の保護に関する理事会規則No.510/2006（EU農産品等規則）</li> <li>・ワイン市場の共通組織に関する理事会規則No.479/2008（EUワイン規則）</li> <li>・スピリッツの定義、種類、展示、標識及び保護に関する欧州議会及び理事会規則No.110/2008（EUスピリッツ規則）</li> <li>・農産品及び食品の品質体制に関する2012年11月21日付欧州議会・理事会規則No.1151/2012（EU品質体制規則）</li> <li>・工芸品及び工業製品の地理的表示保護に関する2023年10月18日付欧州議会・理事会規則No.2023/2411（EU工芸品及び工業製品規則）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工芸品及び工業製品の地理的表示保護に関する2023年10月18日付欧州議会・理事会規則の採択（2023年10月9日）</li> <li>・上記規則は、数日以内に欧州議会議長と理事会議長の署名を経て欧州連合官報に掲載され<sup>815</sup>、公告後20日目の2023年10月27日に発効</li> </ul>
8	フランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者法典</li> <li>・農業・海洋漁業法典</li> <li>・知的財産法典</li> </ul>	
9	イタリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EU規則No1151/2012の国内施行に関する2013年10月14日付省令（イタリア・農産品等手続き規則）</li> <li>・ワインの栽培及びワインの製造並びに取引に関する有機的規律に関する法律2016年第238号（イタリア・ワイン法令）</li> </ul>	

<sup>815</sup> <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/10/09/geographical-indications-for-craft-and-industrial-products-council-gives-its-final-approval/>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・2008年1月15日付のスピリッツの定義、種類、展示、標識及び保護に関する欧州議会及び理事会規則No.110/2008の実施規則に関する2010年5月13日付省令No.5195（イタリア・スピリッツ実施規則）</li> <li>・イタリア産業財産法</li> </ul>	
10	ブラジル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連邦法No.9279（ブラジル産業財産法）</li> </ul>	
11	メキシコ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業財産法</li> </ul>	
12	アンデス共同体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンデス共同体委員会の知的財産に関する決定（No.486）（アンデス共同体委員会決定No.486）</li> <li>・アンデス共同体委員会の知的財産に関する決定（No.689）（アンデス共同体委員会決定No.689）</li> </ul>	
13	タイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商標法</li> <li>・地理的表示保護法</li> </ul>	
14	英国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商標法</li> </ul>	EU 離脱と独自の地理的表示スキームの構築

## 第2節. 諸外国の地理的表示の保護制度

### 1. 米国

#### (1) 地理的表示保護に関連する主な法律

・米国商標法（1947年7月6日施行）<sup>816</sup>（Trademark Act of 1946 ("LANHAM ACT") as Amended (15 U.S.C. §§1051-1141n(§§ 1-74)、以下「ランハム法」又は「15 U.S.C.」という)

米国は、コモンローを採用し、また州法と連邦法が併存する。したがって、地理的な表示に関しても、それぞれの法により保護を図ることができる。

ただし、州際取引に使用されている商標（団体標章及び証明標章を含む）を保護するランハム法による保護が一般的である。

なお、ランハム法による登録がなく、コモンロー上の商標として保護された例として、「Cognac」の例がある<sup>817</sup>。

また、ワイン及びスピリッツに関しては、下記の法律及び規則によって規定されている。

・アルコール管理法（Federal Alcohol Administration Act）

<sup>816</sup> 日本語訳は、日本特許庁のウェブサイトにより入手。以下、明記されないもの同様。

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/usa-shouhyou.pdf>

<sup>817</sup> Institut National Des Appellations v. Brown-Forman Corp, 47 USPQ2d 1875 (TTAB 1998).

・連邦規則第 27 章：アルコール、煙草及び重火器（Code of Federal Regulations Title 27：Alcohol, Tobacco and Firearms、以下「連邦規則第 27 章」という）<sup>818</sup>

（法律の目的）

ランハム法は、法目的について下記の通り規定している（ランハム法 § 45（15U.S.C. § 1127））。

「取引を、議会の支配内において、当該取引における標章の欺瞞的及び誤認を生じさせる使用を提訴可能なものとすることによって、規制すること；当該取引において使用される登録標章を州又は準州の法令による干渉から保護すること；当該取引に従事する者を不正競争から保護すること；登録標章の複製、複写、偽造又はもっともらしい模造の使用による当該取引における詐欺及び欺瞞を防止すること；並びに合衆国と外国との間で締結された、商標、商号及び不正競争に関する条約によって規定された権利及び救済を提供すること。」

## （２）地理的表示の定義

ランハム法上は、地理的表示の定義はない。

なお、証明標章及び団体標章の定義は、次のようになっている。

### ① 証明標章の定義（15 U.S.C. § 1127）

語、名称、記号若しくは図形又はその結合であって、次の条件に該当するものを意味する。(1)その所有者以外の者によって使用されているか、又は(2)それを、その所有者が所有者以外の者に取引上使用させる誠実な意図を有しており、かつ、本章によって設定された主登録簿への登録を出願するものであって、その目的が当該人の商品若しくは役務に関する地域的若しくはその他の出所、材料、製造方法、品質、精度若しくはその他の特徴、又はその商品若しくは役務についての作業若しくは労働が組合若しくはその他の組織の構成員によって行われたことを証明することにあるもの

### ② 団体標章の定義（15 U.S.C. § 1127）

団体標章とは、次の条件に該当する商標又はサービスマークを意味し、かつ、組合、社団又は他の組織における構成員であることを表示する標章を含む。(1)協同組合、社団又はその他の集合的な団体若しくは組織の構成員によって使用されているか、又は(2)それを、当該の協同組合、社団又はその他の集合的な団体若しくは組織が取引上使用する誠実な意図を有しており、かつ、本法によって設定された主登録簿への登録を出願するもの

ワインに関する原産地呼称（appellation of origin）の定義に関しては、連邦規則第 27 章 4.25 条(1)に下記の通り規定されている。

・米国のワインの原産地呼称の名前は、「米国」の名前、一つの州の名前、隣接する 2 ないし 3 つの州の名前、一つの郡の名前、同一州内の 2 ないし 3 つの郡の名前又はブドウ栽培地域（viticultural area）の名前である。

・輸入ワインの原産地呼称の名前は、国、州や郡又はこれに相当する地域、2 ないし 3

<sup>818</sup> <https://www.ecfr.gov/current/title-27/chapter-1/subchapter-A>

つの州や準州又はこれに相当する地域、又はブドウ栽培地域の名前である。

スピリッツに係る規定において、別の意味が必要な文脈で他の定義が用いられる場合を除き、ワインに関する規定が準用される（連邦規則 27 章 5.1）。

### （３）保護対象（工芸品や工業製品の扱いを含む）

制度上では、全てのものが対象となる。

### （４）地理的表示についての保護を受けるための手続き

原則として、通常の（連邦）商標登録出願と同様である。

#### ・団体標章及び証明標章（15 U.S.C. § 1054）

適用可能な限り、商標登録に関する規定に従うことを条件として、団体標章及び証明標章は、原産地表示を含め、登録を求める商標の使用に関して正当な統制を行う者及び国、州、地方公共団体その他同類のものが、工業上又は商業上の事業所を有していない場合であっても、本章に基づき、商標と同一の方式により、かつ、同一の効力をもって、登録することができる。また、登録されたときは、それらは、商標に関して本章に定められる保護を受ける権原を有する。ただし、商標標章が、その標章の所有者又は使用者が、商品又は役務であって、それに付して又は関連してその標章が使用されるものを製造、販売又は提供する旨の虚偽の表示をするように使用されるときは、この限りでない。本条に基づく出願及び手続きは、商標の登録に関して定められたものに實際上可能な限り密接に合致していなければならない。

・団体標章又は団体サービスマークの適用要件（Trademark Manual of Examining Procedure, July 2022, §1303.01）（以下「TMEP」という）

団体標章は、団体により所有されなければならない。そして、団体標章または団体サービスマークの使用は、団体の構成員により行われるため、団体標章の出願では、標章を所有する団体が、構成員による標章の使用に対し適法な管理を行っていることを述べなければならない。

地理的名称に係る証明標章については、TMEP に特則がある。

#### ・地理的証明標章

地理的証明標章は、単語、名前、シンボル、デバイス、又はこれらの要素の組み合わせであり、単独でまたは複合商標の一部として使用され、商品又はサービスがその用語によって特定される地理的地域、状況によってはその用語によって識別される地域を含むより広い地域で生産されていることを証明する。

他の証明標章と同様に、地理的証明標章は、商標やサービスマークと同様に権利者によって使用されない。地理的証明標章の権利者は、他の当事者による証明標章の使用を管理する。これらの当事者は、商品又はサービスが認証機関によって定められた基準を満たしていると証明されたことを消費者に示すために、商品又はサービスに標章を使用する。したがって、地理的証明標章が使用される商品又はサービスは、関連する地域の様々な証明生産者を含む多数の供給源から発信される可能性がある。（TMEP §§1306.01-1306.01(b)、

#### 1306.04(b))

地理的名称は、証明標章として登録されるためにセカンダリーミーニングを必要としない。第 1054 条で、証明標章は「該当する限り商標登録に関する規定に従う」と規定しているが、1052 条(e)(2)において特に第 1054 条に基づいて登録可能な「地域起源の表示」を除き、主に地理的に説明的な名称の登録を禁止している。したがって、地理的名称は、主に地理的説明的なものであっても、証明標章として登録される場合がある。(TMPEP §§1306.05(a))

地理的用語が地域の起源を示すための証明標章として使用されている場合、出願は標章が証明する地域の起源を定義する必要がある。特定される地域は、国ほど大きい場合もあれば、村ほど小さい場合もあり、申請者は証明資料において一般的な用語でそれを定義できる（例えば、「インドのダージリン地域」又は「フランスのアヴェロン県ロックフォールのコミュニティ」）。ただし、証明基準は、通常関係する特定の地理的境界に関してより具体的になる。(TMPEP §1306.05(b)(i))

地理的証明標章が、特定の地域起源を示すものとして認識されるだけで十分であり、そのような場合に、当該標章は地理的証明標章として機能し、登録可能である。(TMPEP §1306.05(c))

ただし、ワインとスピリッツに使用される場合に、一般的登録要件に加え、特別な要件が存在する。

15U.S.C. §1052(a)は、「ワインやスピリッツに使用される場合、またはワインやスピリッツに関連して使用される場合、商品の原産地以外の場所を特定する地理的表示であり、1996 年 1 月 1 日以降に出願人によってワイン又はスピリッツ又は関連して初めて使用される地理的表示」からなるもの、又はそれらを含む名称の登録を禁止する。(この規定は、関税及び貿易に関する一般協定（「GATT」）の貿易関連知的財産（「TRIPS」）部分を実施するウルグアイ・ラウンド協定法によって追加された。)

この規定は、1996 年 1 月 1 日より前にワインやスピリッツの商取引で、又はそれに関連して初めて使用された地理的表示には適用されない。(TMPEP §1208.08)

#### (5) 異議申立制度

通常の商標出願と同様、異議申立制度が存在する。(ランハム法 1063 条)

・何人も、1125 条(c)に基づく不鮮明化による希釈化又は質の低下による希釈化を生ずる虞のある標章の登録を含め、特定の標章の主登録簿への登録によって同人が損害を受けると考えるときは、登録が求められているその標章についての 1062 条(a)に基づく公告から 30 日以内に、所定の手数料を納付して、理由を付した異議申立を USPTO に提出することができる。

・前記 30 日の期間の満了前に書面による請求があったときは、異議申立期間は、更に 30 日延長されるものとし、また、延長期間の満了前に請求され、正当な理由がある際に、長官は異議申立提出期間の再延長を許可することができる。長官は、異議申立期間に関する個々の延長を申立人に通知しなければならない。

#### (6) 地理的表示保護の効力

証明標章は、商標に関して定められた保護を受ける権限を有する (ランハム法 4 条)。

したがって、登録証明標章の権利者は、他人による当該証明標章の複製、偽造等の使用が混同若しくは錯誤を生じさせ又は欺瞞する恐れがある場合は、差止請求、損害賠償請求の権利を有する。

また、何人も、取引において虚偽の原産地呼称を使用し、それが a) 商品・サービスの出所等について混同・誤認を生じさせ又は欺瞞するおそれがあるとき、b) 商業広告・販売促進において原産地を不実表示している場合は、民事訴訟において責めを負う（ランハム法 43 条）。

加えて、証明標章の偽造については、18 U.S.C.§2320 に基づく刑事的制裁（罰金、禁固、物品の没収及び廃棄）が課せられる。

ワインに関する連邦規則第 27 章は、4.39 条の「表示禁止事項」において、原産地表示等に関する表示が禁止されている。

- ・地理的なブランド名（ブドウ栽培地域を意味するようなブランド名）。ただし、原産地呼称の条件に従っていない場合（4.39 条(i)）
- ・地理的な意味を持つ産品名（4.39 条(j)）
- ・他の原産地表示（すなわち、真の原産地以外のその他の産地を示し、又は示唆する表示）（4.39 条(k)）

## （7）一般名称の扱いに関する規定

（一般名称の扱い）

明文規定はなし。

ただし、該当する特定の標識が商品／サービスのある種類の一般名称を主に意味する表示であることが証明された場合、登録は拒絶される。（審決例：In re Cooperativa Produttori Latte E Fontina Valle D'Acosta, 230 USPQ 131 (TTAB 1986)）<sup>819</sup>

（保護された地理的表示の一般名称化の扱い）

何人も登録された標章が指定商品又は役務の一部又は全部に関して普通名称化したときには、かかる商品又は役務のみについての登録取消しを請求することができる。（ランハム法 14 条 3 項（15 U.S.C.§1064））

なお、ワインに関する連邦規則 27 章 4.24 条には、一般名称（generic）、準一般名称（semi-generic）、非一般名称（non-generic）的な地理的表示について規定されている。

・米国財務省・酒類タバコ税貿易管理局（以下「TTB 長官」という）が認定した場合に限り、ワインの分類又は種類を示している地理的な名称は、一般名称（generic）になっているとみなされなければならない。（例、「Vermouth」、「sake」）

・ワインの分類や種類を示しているもので、地理的な意味をもつ名称について TTB 長官が認める場合において、準一般名称（semi-generic）になっているとみなされなければならない

<sup>819</sup> 「Geographical Indication Protection in the United States」

（[http://www.uspto.gov/web/offices/dcom/olia/globalip/pdf/gi\\_system.pdf](http://www.uspto.gov/web/offices/dcom/olia/globalip/pdf/gi_system.pdf)）4 頁、パラグラフ 1）In re Cooperativa Produttori Latte E Fontina Valle D'Acosta の事例：

「FONTINA」は、該当地域外の非証明対象の生産者が、非証明対象のチーズを特定する用語として使用しており、ある地域の原産地とすることを表示する証明標章ではなく、ある種類のチーズの一般名称であると判断された事例。

らない。(例：Angelica、Burgundy、Claret、Chablis、Champagne、Chianti、Malaga、Marsala、Madeira、Moselle、Port、Rhine Wine (syn. Hock)、Sauterne、Haut Sauterne、Sherry、Tokay)<sup>820</sup>

・TTB 長官が一般名称 (generic) 又は準一般名称 (semi-generic) と認めない地理的名称は、その名称に示された原産地のワインを示す場合のみに使用することができる。このような名称については、特定の産地を示すものとして消費者に及び貿易上知られ、他のワインと識別できるものとして TTB 長官が認めたものでなければ、識別できる名称とはみなされない。

(例：識別不可能な非一般名称的な名称：American、California、Lake Erie、Napa Valley、New York State、French、Spanish／識別可能な非一般名称的な名称：Bordeaux Blanc、Bordeaux Rouge、Graves、Medoc、Saint-Julien、Chateau Yquem、Chateau Margaux、Chateau Lafite、Pommard、Chambertin、Montrachet、Rhône、Liebfraumilch、Rudesheimer、Forster、Deidesheimer、Schloss Johannisberger、Lagrima 及び Lacryma Christi)

#### (8) 商標に関する規定との調整規程

地理的表示であって、ワイン若しくはスピリッツに付して又は関連して使用される場合、その商品の原産地以外の場所を特定するものであり、かつ、出願人によって、(19 U.S.C. §3501(9)に定義されている) WTO 協定が米国に対して効力を生じる日から1年以後に初めてワイン若しくはスピリッツに付して又は関連して使用されているものは、商標として登録されない。(15 U.S.C. §1052 (§2))

#### (9) 運用の状況 (判例・事例など)

情報なし。

#### (10) 地理的表示の登録リスト

参考情報：“Geographical Indications and Property Rights: Protecting Value-Added Agricultural Products” Bruce A. Babcock and Roxanne Clemens, MATRIC Briefing Paper 04-MBP 7, May 2004

#### (11) 地理的表示に係る国際協定

- ・2012年3月発効、「米国・韓国自由貿易協定」(18.2条 地理的表示を含む商標)
- ・2012年5月発効、「米国・コロンビア自由貿易協定」(16.3条 地理的表示)
- ・2012年10月発効、「米国・パナマ自由貿易協定」(15.3条 地理的表示)
- ・2020年1月発効、「日米貿易協定」(規定なし)

<sup>820</sup> なお、2006年の「ワイン貿易に関するアメリカとEUとの間の協定2006年 (Agreement between the United States of America and the European Community on trade in wine 2006)」の8条4項において、次のEUを起源とする名前をワインのクラス又はタイプを示すものとして使用することを許可するものとする、としている。対象となる名称は下記の通り。なお、米国が該当する準一般名称的 (semi-generic) な名称の使用を下記の16に限定することに対して議会の承認を得られていない。  
対象となる名称：Burgundy、Chablis、Champagne、Chianti、Claret、Haut Sauterne、Hock、Madeira、Malaga、Marsala、Moselle、Port、Retsina、Rhine、Sauterne、Sherry、Tokay (Annex II)

・2020年2月発効、「米国・中国経済・貿易協定」(1章6節 地理的表示(1.15-1.17条))

・2020年7月発効、「米国・メキシコ・カナダ協定」(セッションE(20.29-20.35条) 地理的表示)

(上に掲載されている地理的表示に係る国際協定は、2011年以降に締結されたもので、発効済みのものである。以下同じ。)

## 2. 中国

中国では、「知識産権強国建設綱要(2021年～2035年)」、「“第14回五か年”国家知識産権保護と運用企画」及び「知的財産保護の強化に関する意見」における地理的表示の管理職責を積極的に履行し、地理的表示の保護と運用レベルを有効に向上させるために、国家知識産権局が2019年から「地理的表示保護と運用“第14回五か年”企画」の素案作成に着手し、2022年に通知したが、当該企画の主な目標の1つが2025年までに地理的表示の保護制度を一層整備するものである<sup>821</sup>。なお、上記「地理的表示保護と運用“第14回五か年”企画」を具体化するために、2024年1月22日に中国国家知識産権局は「地理的表示保護プロジェクト実施方案」を各管轄機関に通知した<sup>822</sup>。

中国では、従来、商標法による団体商標制度及び証明商標制度による保護(国家工商行政管理総局)の他に、地理的表示産品保護規定(国家質量監督検閲検疫総局)に基づく保護、及び農産品地理的表示管理弁法(国家農村農業部)に基づく保護があった。組織再編により、国家工商行政管理総局と国家質量監督検閲検疫総局が市場監督管理総局へ統合され、近年になって従来国家工商行政管理総局の商標管理の職責や国家質量監督検閲検疫総局の原産地地理的表示管理の職責が統合され、国家知識産権局へ移管となった。さらに、国家質量監督検閲検疫総局が制定した「地理的表示産品保護規定」は、2023年12月29日に名称を「地理的表示産品保護弁法」に改められ、内容も改正された<sup>823</sup>。当該弁法は、2024年2月1日より施行された。

さらに、2022年11月に、国家農村農業部は農産品の地理的表示の登録を行わない旨の通知を公布した<sup>824</sup>。これに伴い、農産品地理的表示管理弁法は廃止された。

### (1) 地理的表示保護に関連する主な法律<sup>825</sup>

・中華人民共和國商標法(2019年改正)

(法律の目的)

商標管理を強化し、商標専用権を保護し、生産者及び経営者に商品と役務の品質を保証させることを促し、商標の信用を維持し保護することにより、消費者と生産者及び経営者

<sup>821</sup> 中国の国家知識産権局の「地理的表示保護と運用“第14回五か年”企画」を公表する通知

[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-01/21/content\\_5669776.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-01/21/content_5669776.htm)

<sup>822</sup> 中国の国家知識産権局弁公室の「地理的表示保護プロジェクト実施方案」公布の通知

[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-01/21/content\\_5669776.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-01/21/content_5669776.htm)

<sup>823</sup> 中国の国家知識産権局の令:

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/1/2/art\\_3324\\_189481.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/1/2/art_3324_189481.html)

<sup>824</sup> 中国の農業農村部の公告:

[http://www.moa.gov.cn/nybggb/2022/202212/202301/t20230104\\_6418225.htm](http://www.moa.gov.cn/nybggb/2022/202212/202301/t20230104_6418225.htm)

<sup>825</sup> 中国知識産権局のウェブページ

<https://www.cnipa.gov.cn/col/col1104/index.html>

の利益を保障し、社会主義市場経済の発展を促進することを目的としてこの法律を制定する（1条）。

- ・中華人民共和国国際標準化法（1988年12月29日全人代通過、2017年11月4日改正）  
（法律の目的）

標準化を強化し、製品とサービスの質を向上し、科学技術の進歩を促し、人心の健康と生命・財産の安全を保障し、国家安全と生態環境の安全を維持し、経済社会の発展レベルを向上させるために、この法律を制定する（1条）。

- ・中華人民共和国産品質量法（1993年2月22日全人代通過、2000年7月8日第1回改正、2009年8月27日第2回改正、2018年12月29日第3回改正）  
（法律の目的）

産品品質の監督・管理を強化し、産品の品質水準を向上し、産品品質の責任を明確にし、消費者の適法な権益を保護し、社会経済秩序を維持するために、この法律を制定する（1条）。

- ・団体標章、証明標章登録と管理弁法（2022年6月7日、法改正に向けての意見募集）  
（法律の目的）

団体標章、証明標章の登録と使用の管理を規範化し、商標権益を保護し、社会の公共の利益を維持し、産業発展を促進させるため、商標法や商標法実施条例の規定に基づいて制定する（1条）

- ・地理的表示産品保護弁法（2005年6月7日制定、2023年11月2日まで意見募集稿、2024年2月1日施行）  
（法律の目的）

地理的表示を有効に保護し、地理的表示産品の名称と地理的表示専用標識の使用を規律し、地理的表示産品の品質と特性を保証するため、中華人民共和国民法典、中華人民共和国商標法、中華人民共和国産品質量法、中華人民共和国標準化法、中華人民共和国反不正当競争法等の関連規定に基づいてこの規定を制定する（1条）。

- ・国外地理的表示産品保護弁法（2019年11月27日改正）  
（法律の目的）

中国で販売されている国外地理的表示を有効に保護し、国外地理的表示の名称と専用標識の中国における使用を規律するため、地理的表示産品保護規定の26条の規定によりこの弁法を制定する（1条）。

- ・地理的表示専用標識使用管理弁法（試行）（2020年4月3日）  
（法律の目的）

中国における地理的表示標識の保護を強化し、地理的表示専用標識の使用を統一させ、規律させるために、中華人民共和国民法総則、中華人民共和国商標法、中華人民共和国産品質量法、中華人民共和国標準化法、中華人民共和国商標法実施条例、地理的表示産品保護規定、団体標章証明標章登録と管理弁法、国外地理的表示産品保護弁法の規定に依りこの弁法を制定する（1条）。

- ・中華人民共和国反不正当競争法（1993年9月2日全人代通過、2017年11月4日第1回改正、2019年4月23日第2回改正）

(法律の目的)

社会主義市場経済の健全な発展を促し、公平な競争を奨励・保護し、不正な競争行為を制止させ、経営者と消費者の適法な権益を保護するために、この法律を制定する（1条）。

## （2）地理的表示の定義

中華人民共和国商標法 16 条 2 項において、「地理的表示とは、ある商品がその地域に由来することを示し、当該商品の特定の品質、名声又はその他の特性が、主に当該地域の自然的要素又は人文的要素によって形成されたものの表示をいう」と定められている。

地理的表示産品保護弁法の 2 条によれば、「地理的表示産品とは、特定の地域で生産され、当該産品が有する品質、名声或いはその他の特性が本質的に当該産地の自然的要素及び人文的要素に由来した産品」であり、「当該地域で栽培、養殖された産品」及び「原材料の全てが当該地域に由来するか、或いは部分的に他の地域に由来し、かつ、当該地域で特定の工芸により生産、加工された産品」を含むとされている。

## （3）保護対象（工芸品や工業製品の扱いを含む）

現行制度の枠組みにおいて、他の商標同様に工芸品や工業製品を含む全てのものを対象とする。

## （4）地理的表示についての保護を受けるための手続き

地理的表示産品が保護を受けるためには、申請を行う必要があるが、「地理的表示産品の保護申請は、提出する産地範囲の県レベル以上の人民政府或いは当該人民政府により指定した代表的な社会団体、保護申請機構（以下、申請人と略す。）により提出する」と定められている（地理的表示産品保護弁法 9 条）。

保護を申請する産品の産地が県域範囲内である場合、県レベル以上の人民政府により産地範囲の意見を提出し；県域の範囲を跨ぐ場合、共通する上級地方人民政府により産地範囲の意見を提出し；地市の範囲を跨ぐ場合、関係する省レベルの人民政府により産地範囲の意見を提出し；省域の範囲を跨ぐ場合、関係する省レベルの人民政府により共同で産地範囲の意見を提出する（同 10 条）。

申請人は、地理的表示産品の保護申請にあたり、地方人民政府による地理的表示産品の産地範囲の画定に関する意見、地方人民政府による地理的表示産品の申請と保護メカニズムに関する資料、地理的表示産品自体に関連する資料及びその他の説明資料と証明資料を省レベルの知的財産管理部門に提出する（同 11 条）。

地理的表示を証明標章、団体標章として出願する場合、出願人は当該地理的表示を管轄する地方人民政府又は地方行政主管部門の許認可資料を添付しなければならない（団体標章、証明標章登録と管理弁法改正案 4 条 1 項）。

外国人又は外国企業が地理的表示を証明標章、団体標章登録を出願する場合、出願人は当該地理的表示が自らの名義で自国において法律の保護を受けていることの証明を提出しなければならない（同条 2 項）。

## （５）異議申立制度

商標法においては、地理的表示についてのみ規定されたものでないが、「初歩的な審査を経て公告された商標について、公告された日から 3 か月以内に、先使用者や利害関係者が商標法の 13 条 2 項と 3 項、15 条、16 条 1 項、30 条、31 条、32 条の規定に反するとした場合や、何人も商標の 4 条、10 条、11 条、12 条、19 条 4 項の規定に反するとした場合、国家知識産権局に対して異議を提起することができる。公告の期間内に異議がない場合、登録を認め、商標登録証書を発行し、公告する。」（商標法 33 条）と規定されている。

地理的表示産品保護弁法において、異議申立について 15 条と 16 条に定められている。

「関係する単位又は個人が初歩的な認定を受け公告された地理的表示産品について異議がある場合、公告された日から 2 か月以内に国家知識産権局に申立てなければならず、申立書を提出し、理由を説明し、関連証拠資料を付さなければならない。」（15 条 1 項）

「国家知識産権局は、異議申立を受理後に速やかに被申立人に通知し、双方の協議をセッティングする。協議が成り立たない場合、国家知識産権局は地理的表示産品の専門家審査委員会を組織し審議後に裁決を行う。異議が成立する場合、国家知識産権局は認定しない決定を作成し、書面により異議申立人と被申立人に通知する。異議が不成立の場合、異議申立を却下し、書面により異議申立人と被申立人に通知し、国家知識産権局は認定公告を行う。」（16 条）

## （６）地理的表示保護の効力

商標に地理的表示が含まれ、当該商品がその標章が示す地区の由来でなく、公衆の誤認を引き起こす場合、登録を認めず使用を禁止する。ただし、善意で取得した場合には継続して有効である（商標法 16 条 1 項）

他人が証明標章、団体標章として登録したブドウ酒、スピリッツの地理的表示を当該地理的表示が指し示す地区に由来しないブドウ酒、スピリッツに使用した場合、当該商品の真正出所を示し、或いは使用したものが翻訳文字であること、或いは「種」、「型」、「式」、「類」等の記述を伴うものであっても、商標法 16 条の規定を適用する。（団体標章、証明標章登録と管理弁法 12 条）

地理的表示産品保護弁法により保護されるものに対して、以下のような行為を行った場合には、関連法律法規により処理される（地理的表示産品保護弁法 30 条）。

産地範囲外の同一又は類似産品に保護を受ける地理的表示産品名称を使用する場合（同条 1 号）、産地範囲外の同一又は類似商品に保護を受ける地理的表示産品名称と類似する名称を使用し、公衆を誤認・誘導させる場合（同条 2 号）、保護を受ける地理的表示産品名称を産地範囲外の同一又は類似の商品に使用する場合で、真の産地の表記、或いは翻訳名称の使用、或いは「種」、「型」、「式」、「類」、「風格」等の記述を伴うものであっても（同条 3 号）、産地範囲内において地理的表示産品の標準と管理規範の要件を満たさない産品に保護を受ける地理的表示産品名称を使用する場合（同条 4 号）、産品に地理的表示の専用標識を冒用する場合（同条 5 号）、産品に地理的表示の専用標識に類似するもの或いは消費者を誤認・誘導する可能性のある文字又は図案標識を使用し、公衆を誤認・誘導させる場合（同条 6 号）、上記産品を販売する場合（同条 7 号）、地理的表示の専用標識を偽造する場合（同条 8 号）、その他関連法律法規の規定に反する場合（同条 9 号）。

### (7) 一般名称の扱いに関する規定

団体標章、証明標章登録と管理弁法の改正案 31 条では、「登録人が権利の行使を怠り、団体標章、証明標章の識別性が失われた場合、何人も商標 49 条の規定により登録商標の取消を請求することができる。」と定められ、地理的表示が団体標章や証明標章として登録され、一般名称化された場合に取消されるとしている。

なお、商標法 49 条の規定は、「登録商標が当該使用される商品の一般名称になったり、正当な理由なく継続して 3 年間使用しなかったりした場合、いかなる団体や個人は国家知識産権局に対して当該商標の取消を請求することができる。国家知識産権局は請求された日から 9 か月以内に決定しなければならない。特殊な状況があり延長が必要な場合、国务院工商行政管理部門の批准を経て、3 か月延長することができる。」である。

### (8) 商標に関する規定との調整規程

明文規定なし。

### (9) 運用の状況（判例・事例など）

- ・北京市高級人民法院（2017）京行終第 5225 号「泰山緑茶事件」

本件において、「泰山緑」という普通商標が先に登録されたところ、泰山茶葉協会により登録出願された地理的表示「泰山緑茶」に対して、商標局や商標評審委員会は、既に登録された「泰山緑」と「類似」であると判断し、地理的表示の登録を拒絶した。その後、北京知識産権法院は、「消費者の誤認を避ける」等を理由に商標局や商標評審委員会の判断を支持したが、北京市高級人民法院は、本件のような場合において直ちに標章自体の類似性を判断することは適切でなく、標章自体の類似如何は地理的表示の登録の障害とならないと判断した<sup>826</sup>。

### (10) 地理的表示の登録リスト

2023 年 6 月現在まで、中国における地理的表示登録産品は 2498 あり、団体標章、証明標章として登録された地理的表示が 7173 件ある<sup>827</sup>。

### (11) 地理的表示に係る国際協定

- ・2011 年 8 月発効、「中国・コスタリカ自由貿易協定」（116 条 地理的表示）
- ・2014 年 7 月発効、「中国・アイスランド自由貿易協定」（チャプター 6（知的財産権）2.）
- ・2014 年 7 月発効、「中国・スイス自由貿易協定」（11.13 条 地理的表示）
- ・2015 年 12 月発効、「中国・オーストラリア自由貿易協定」（11.15 条 地理的表示）
- ・2015 年 12 月発効、「中国・韓国自由貿易協定」（15.26 条 国境措置と関連した特別要件、脚注 11「この条の目的上、「知的財産権を侵害する商品」とは、…地理的表示を侵害する商品を含む」）
- ・2018 年 1 月発効、「中国・ジョージア自由貿易協定」（13 条 地理的表示）

<sup>826</sup> 中華商標協会ウェブ記事

[http://www.cta.org.cn/ldjh/202202/t20220208\\_52255.html](http://www.cta.org.cn/ldjh/202202/t20220208_52255.html)

<sup>827</sup> 中国国家知識産権局ウェブページ

[https://www.cnipa.gov.cn/module/download/download.jsp?i\\_ID=186425&colID=88](https://www.cnipa.gov.cn/module/download/download.jsp?i_ID=186425&colID=88)

- ・2019年10月発効、「EAEU・中国貿易経済協力協定」（7.12条 産品の地理的表示及び原産地呼称）
- ・2020年2月発効、「米国・中国経済・貿易協定」（1章6節 地理的表示（1.15-1.17条））
- ・2021年1月発効、「中国・モーリシャス自由貿易協定」（CHAPTER10の2条でTRIPS協定における権利義務を再確認すると規定）
- ・2021年3月1日発効、「中国・EU地理的表示保護と協力協定」（全編）
- ・2022年1月発効、「地域的な包括的経済連携（RCEP）」（11.25条 地理的表示に先行する商標の保護、D節 地理的表示（11.29-11.35条））
- ・2022年1月発効、「中国・カンボジア自由貿易協定」（CHAPTER1の2条でTRIPS協定及び締約国になっている現行国際協定の権利義務を確認すると規定）
- ・2023年5月発効、「中国・ニカラグア自由貿易協定」（14章13条 地理的表示）

### 3. 韓国

#### （1）地理的表示保護に関連する主な法律

- ・商標法（法律第18817号、2022年2月3日一部改正、2023年2月4日施行。）  
（法律の目的）

この法律は、商標を保護することにより商標使用者の業務上の信用維持を図り、産業発展に寄与し、需要者の利益を保護することを目的とする（1条）。

なお、2004年10月に政府が提出した商標法改正法律案において、「地理的表示団体標章権者及びその所属団体の営業上の信用維持を図り、地理的表示を使用する商品の取引者及び消費者を保護」することを目的としていることを示した。

- ・農水産物品質管理法<sup>828</sup>（法律第18599号、2021年12月21日一部改正、2022年6月22日施行）※  
（法律の目的）

当該法律全体の法目的としては、「農水産物の適切な品質管理を通じて農水産物の安全性を確保し、商品性を向上させ、公正で透明な取引を誘導することで、農漁業人の所得増大と消費者保護に寄与することを目的とする」（1条）と示してあるが、32条でさらに地理的表示の登録制度を設けた法目的を「地理的特性を有する農水産物又は農水産加工品の品質向上と地域特化産業の育成及び消費者保護のため」と定めている。

- ・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律（法律第19289号、2023年3月28日一部改正、2023年9月29日施行予定。）  
（法律の目的）

この法律は、国内で広く知られている他人の商標・商号などを不正に使用するなどの不正競争行為と他人の営業秘密を侵害する行為を防止し、健全な取引秩序を維持することを目的とする（1条）。

<sup>828</sup> 2011年7月21日、「農産物品質管理法」と「水産物品質管理法」を統合して、全部改正で制定。2012年7月22日より施行。

- ・人参産業法（法律第 18534 号、2021 年 11 月 30 日一部改正）  
（法律の目的）

この法は、人参及び人参類の耕作、製造、検査等に必要な事項を規定することにより、人参を特産物として保護、育成し、人参産業の健全な発展に寄与することを目的としている。

※2011 年の法改正により、農産物品質管理法と水産物品質管理法が「農水産物品質管理法」に統合、理由は以下のとおりである<sup>829</sup>。

水産関連業務が農林水産食品部への所管と移行されたため「農産物品質管理法」と「水産物品質管理法」を統合し、政府委員会の整備計画により農産物品質管理審議会と水産物品質管理審議会を農水産物品質管理審議会へと統合し、水産物の地理的表示の保護及び安全性の確保のための制度強化を行うと共に、法律の文書を原則的にハンゲルで記載し、難しい用語を分かりやすい用語へ変更し、長く複雑な文書は体系などを整備して簡潔にするなど、国民が法律の文章を理解しやすくするために改正した。

（改正内容）

- ・「農産物品質管理法」と「水産物品質管理法」の統合

1) 農産物と水産物の品質管理機能を融合するために「農産物品質管理法」と「水産物品質管理法」を統合し、「農水産物品質管理法」に法の名称を改正する。

2) 「水産物品質管理法」のうち、水産物加工業務等は機能が類似する「食品産業振興法」に移管する。

3) 農産物及び水産物の品質管理規定を機能別に整備することにより、農水産物の品質管理が効率的に行われることが期待される。

- ・農産物品質管理審議会と水産物品質管理審議会の統合（改正法案 3 条）

1) 政府委員会整備計画に従って農産物品質管理審議会と水産物品質管理審議会を農水産物品質管理審議会に統合する。

2) 農水産物品質管理に関する事項を審議する農水産物品質管理審議会の運営がさらに活性化されることが期待される。

・水産物の地理的表示権の保護及び安全性の確保のために制度を強化（改正法案第 3 章から第 5 章）

1) 現行の「水産物品質管理法」には地理的表示権に対する保護及び水産物の安全性確保のための規定が不備。

2) 法の統合により現行「農産物品質管理法」にある地理的表示権侵害予防のための審判、安全管理計画の樹立及び安全関連教育などの制度が水産物分野にも導入されることにより、水産物の地理的表示権保護と安全性確保が強化されることが期待される。

## （2）地理的表示の定義

- ・商標法 2 条 1 項 4 号

<sup>829</sup> 韓国国家法令情報センターウェブサイト

<https://www.law.go.kr/LSW//lsInfoP.do?lsiSeq=114984&ancYd=20110721&ancNo=10885&efYd=20120722&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>

「地理的表示」とは、商品の特定の品質、名声又はその他の特性が本質的に特定の地域に由来する場合に、その地域で生産、製造又は加工された商品であることを表す表示をいう。

・商標法 2 条 1 項 5 号

「同音異義語地理的表示」とは、同一商品に対する地理的表示が他人の地理的表示とが、発音が同一であるが、該当地域が異なる地理的表示をいう。

・商標法 2 条 1 項 6 号

「地理的表示団体標章」とは、地理的表示を使用することができる商品を生産・製造又は加工する者が共同で設立した法人が直接に使用したり、その所属団体に使用させたりするための標章をいう。

・商標法 2 条 1 項 8 号

「地理的表示証明標章」とは、地理的表示を証明することを業とする者が他人の商品に対して、その商品が定められた地理的特性を充足することを証明するのに使用する標章をいう。

・農水産物品質管理法 2 条 1 項 8 号

「地理的表示」とは、農水産物又は 13 号による農水産加工品の名声、品質、その他の特徴が本質的に特定の地域の地理的特性に起因する場合に、当該農水産物又は農水産加工品がその特定地域で生産、製造及び加工されたことを示す標示をいう。

・農水産物品質管理法 2 条 1 項 9 号

「同音異義語地理的表示」とは、同一の品目に対して地理的表示をする場合に、他人の地理的表示と発音は同一であるが該当地域が異なる地理的表示をいう。

・農水産物品質管理法 2 条 1 項 10 号

「地理的表示権」とは、この法により登録された地理的表示（同音異義語地理的表示を含む。以下同様）を排他的に使用できる知的財産権をいう。

### （3）保護対象（工芸品や工業製品の扱いを含む）

商標法枠組みにおける保護対象は全ての商品や役務を含むものと解されている。

他方、農水産物品質管理法における地理的表示の保護は、農産物、水産物に限られる。

### （4）地理的表示についての保護を受けるための手続き

商標法 3 条 2 項で定める「商品を生産、製造、加工、販売したり、サービスを提供したりする者が共同で設立した法人（地理的表示団体標章の場合にはその地理的表示を使用することができる商品を生産、製造又は加工する者で構成された法人に限定する）」は、「自己の団体標章を登録」することができ、同 3 項で定める「商品の品質、原産地、生産方法又はその他の特性を証明し管理することを業にできる者」は、「他人の商品に対して、その商品が所定の品質、原産地、生産方法又はその他の特性を充足していることを証明するためにのみ証明標章を登録することができる」。

農水産物品質管理法で地理的表示の登録（32 条）制度が設けられ、同 33 条の「地理的表示原簿」には原簿に地理的表示権の設定、移転、変更、消滅、回復に関する事項を登録、

保管すると記載し、同 34 条の「地理的表示権」には登録より地理的表示権を持つと定め、35 条には「地理的表示権の移転及び承継」、36 条には「権利侵害の禁止請求権など」、37 条には「損害賠償請求権など」、38 条には「虚偽表示などの禁止」、39 条には「地理的表示品の事後管理」、40 条には「地理的表示品の表示是正など」を定めている。

さらに、41 条には特許法の準用について規定し、地理的表示の登録が特許権の出願登録手続きを準用している

### （５）異議申立制度

商標法 60 条の規定によれば、「出願公告がなされた場合には、何人も出願公告日から 2 か月以内に以下のいずれの 1 に該当することを理由に特許庁長官に異議申請をすることができる」が、ここでの該当理由は同 1 項 1 号の「54 条<sup>830</sup>による商標登録拒絶決定の拒絶理由に該当すること」及び同 2 号の「87 条 1 項<sup>831</sup>による追加登録拒絶決定の拒絶理由に該当すること」である。異議申請をしようとする者は、「申請者の氏名及び住所（法人の場合にはその名称及び営業所の所在地をいう）」、「申請者の代理人がいる場合にはその代理人の氏名及び住所や営業所の所在地（代理人が特許法人・特許法人（有限）である場合には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名をいう）」、「異議申請の対象」、「異議申請事項」、「異議申請の理由及び必要な証拠の表示」を記載した異議申請書に必要な証拠を添付して特許庁長官に提出しなければならない。

農水産物品質管理法の 32 条（地理提起表示の登録）6 項によれば、「何人も 5 項による公告された日から 2 か月以内に異議事由を記した書類と証拠を添付し、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官に異議申請をすることができる」。

### （６）地理的表示保護の効力

#### ・商標として登録した場合

商標権者は、指定商品に関してその登録商標を使用する権利を独占する。ただし、その商標権に関して専用使用権を設定した場合には、商標法 95 条 3 項により専用使用権者が登録商標を使用する権利を独占する範囲においてこの限りでない（89 条）。

登録商標等の保護範囲は、商標登録出願書に記した商標及び記載事項により定められ、指定商品の保護範囲は、商標登録出願書又は商品分類転換登録申請書に記載された商品により定められる（91 条）。

商標権等の登録により、商標権の移転（相続やその他の一般承継による場合を除く）、変更、放棄による消滅、存続期間の更新、商品分類転換、指定商品の追加又は処分の制限の効力が発生（96 条 1 項 1 号）し、商標権を目的とした質権の設定、移転（相続やその他の一般承継による場合を除く）、変更、消滅（権利の混同による場合を除く）又は処分の制限という効力が生じる（同項 2 号）。

また、地理的表示団体標章権は、商標法 90 条 1 項 1 号、2 号（産地に該当する場合を除

<sup>830</sup> 商標法 54 条（商標登録拒絶決定）。

<sup>831</sup> 商標法 87 条（指定商品の追加登録拒絶決定及び拒絶理由通知）。

く) 又は 5 号<sup>832</sup>に該当する商標、地理的表示登録団体標章の指定商品と同一と認定されている商品に対して慣用する商標、地理的表示登録団体標章の指定商品と同一と認定されている商品に使用する地理的表示として該当地域でその商品を生産、製造又は加工することを業として営む者が使用する地理的表示又は同音異義語地理的表示、先出願による登録商標が地理的表示登録団体標章と同一、類似した地理的表示を含む場合に商標権者、専用使用権者又は通常使用権者が指定商品に使用する登録商標には効力が及ばない。

商標権を侵害した場合に差止請求権 (107 条)、損害賠償請求権 (109 条) が認められ、108 条 2 項の各号<sup>833</sup>が該当する場合に地理的表示団体標章権侵害とみなされる。

・農水産物品質管理法により登録した場合

地理的表示登録を受けた者は、登録した品目に対して地理的表示権を有する (34 条 1 項)。

ただし、地理的表示権は、同音異義語地理的表示 (該当地理的表示が特定地域の商品を表示するものとして需要者らが顕著に認識している該当商品の原産地と異なる地域を原産地として混同する場合を除く)、地理的表示登録申請書の提出前に商標法により登録された商標又は出願審査中の商標、地理的表示登録申請書の提出前に種子産業法及び植物新品種保護法により登録された品種名称又は出願審査中の品質名称、32 条 7 項<sup>834</sup>により地理的表示登録を受けた農水産物又は農水産加工品と同一の品目に使用する地理的名称として登録対象地域で生産される農水産物又は農水産加工品に使用する地理的名称のいずれかに該当すれば、各号の利害当事者相互間に対してその効力が及ばない (34 条 2 項)。

地理的表示権者は、地理的表示品に農林畜産食品部令又は海洋水産部令で定めるところにより地理的表示をすることができる。ただし、地理的表示品のうち人参産業法による人参類の場合には農林畜産食品部令で定める表示方法以外に人参類とその容器、包装等に「高麗人参」、「高麗水参」、「高麗紅参」、「高麗太極参」又は「高麗白参」等「高麗」が入

<sup>832</sup> 商標法 90 条 1 項 商標権 (地理的表示団体標章権は除く) は、以下の各号のいずれかに該当する場合にはその効力が及ばない。

1. 自己の氏名、名称又は商号、肖像、署名、印章又は著名な雅号、芸名、筆名とこれらの著名な略称を商取引慣行により使用する商標
2. 登録商標の指定商品と同一、類似した商品の普通名称、産地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状、価格又は生産方法、加工方法、使用方法及び時期を普通に使用する方法で表示する商標
5. 登録商標の指定商品又はその指定商品包装の機能を確保することにおいて不可欠な形状、色彩、色彩の組合せ、音又はにおいとなる商標

<sup>833</sup> 商標法 108 条 2 項 以下の各号のいずれかに該当する行為は、地理的表示団体標章権を侵害したものとみる。

1. 他人の地理的表示登録団体標章と類似した商標 (同音異義語地理的表示を除く。以下、この項で同じ) をその指定商品と同一と認められる商品に使用する行為
2. 他人の地理的表示登録団体標章と同一、類似した商標をその指定商品と同一と認められる商品に使用又は使用目的で交付、販売、偽造、模造又は所持する行為
3. 他人の地理的表示登録団体標章を偽造又は模造、偽造又は模造目的でその用具を制作、交付、販売又は所持する行為
4. 他人の地理的表示登録団体標章と同一、類似した商標が表示された指定商品と同一と認められる商品を譲渡又は譲渡のために所持する行為

<sup>834</sup> 農水産物品質管理法 32 条 7 項 農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、以下の各号の場合には、地理的表示の登録を決定して申請者に知らせなければならない。

1. 第 6 項による異議申請を受けた場合には第 3 条第 6 項による地理的表示登録審議分科委員会の審議を経て登録を拒絶する正当な事由がないと判断される場合
2. 第 6 項による期間に異議申請がない場合

る用語を使用して地理的表示をすることができる（34条3項）。

地理的表示権が侵害された場合、権利者は権利を侵害した者又は侵害の虞がある者にその侵害の禁止または予防を請求でき（36条）、損害賠償を請求できる（37条）。

・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律

正当な法的原因を有しない者が自由貿易協定によって保護される地理的表示に対して当該表示で示される場所を原産地としない産品に以下の行為等ができないように3条の2において定めている<sup>835</sup>。

-真正な原産地表示以外に別途地理的表示を使用する行為

-地理的表示を翻訳又は音訳して使用する行為

-種類、類型、様式又は模造品等の表現を伴って地理的表示を使用する行為

-上に列挙された方式で地理的表示を使用した商品を譲渡・引き渡し又は展示、輸出入する行為等

### （7）一般名称の扱いに関する規定

商標法33条（商標登録の要件）1項で「以下の各号のいずれかの1に該当する商標を除いて商標登録を受けることができる」と定めているが、同1号に「その商品の普通名称を普通に使用する方法で表示する標章のみからなる商標」が挙げられている。

商標登録又は指定商品の追加登録が33条の規定を違反した場合、利害関係者又は審査官は無効審判を請求することができる。（商標法117条）

農水産物品質管理法の32条9項には「登録の拒絶を決定し申請者に知らせる」事項について定めているが、同4号に「一般名称（農水産物又は農水産加工品の名称が起源的に生産地や販売場所と関連するが長く使用され普通名詞化された名称をいう）に該当する場合」が列挙されている。

### （8）商標に関する規定との調整規程

農水産物品質管理法32条（地理的表示の登録）4項では、「農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、3項の規定により登録申請を受けた場合、3条6項による地理的表示登録審議分科委員会の審議を経て、9項による登録拒絶事由がない場合、地理的表示登録申請公告決定をしなければならない。この場合、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、申請された地理的表示が「商標法」による他人の商標（地理的表示団体標章を含む。以下同じ）に抵触するかについて、あらかじめ特許庁長の意見を聞かなければならない。」と定められている。

さらに、同条9項では、「農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、3項による登録申請された地理的表示が、以下の各号のいずれかの1に該当する場合、登録の拒絶を決定し、申請者に知らせなければならない。」と定めた上で、同2号で「商標法により先に出願され、又は登録された他人の商標と同一又は類似の場合」と規定し、同3号で「国内で広く

835

[https://www.better.go.kr/ba.rgst.RegulCardSlPopup.laf?smode=view&s\\_ref\\_no=0000031813&s\\_ref\\_renew\\_no=00](https://www.better.go.kr/ba.rgst.RegulCardSlPopup.laf?smode=view&s_ref_no=0000031813&s_ref_renew_no=00)

知らされた他人の商標又は地理的表示と同一又は類似の場合」と規定している。

また、農水産物品質管理法 34 条（地理的表示権）では、同 2 項で「地理的表示権は、以下の各号のいずれかの 1 に該当する場合、各号の利害関係者相互間に対してその効力が及ばない」とした上で、同 2 号で「地理的表示登録申請書の提出前に商標法により登録された商標又は出願審査中の商標」を挙げている。

商標法 34 条（商標登録を受けることができない商標）の 1 項 18 号において、「農水産物品質管理法 32 条により登録された他人の地理的表示と同一・類似した商標として、その地理的表示を使用する商品と同一であると認定される商品に使用する商標」と定めている。

なお、商標法 51 条（商標専門機関の登録など）の 5 項では、「特許庁長官は、農水産物品質管理法による地理的表示の登録対象品目に対して地理的表示団体標章が出願された場合には、その団体標章が地理的表示に該当するか否かについて、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官の意見を聞かなければならない」と定められている。

### （ 9 ） 運用の状況（判例・事例など）

今現在、農産物地理的表示の登録件数は 112 件、林産物地理的表示の登録件数は 60 件、水産物地理的表示の登録件数は 27 件ある<sup>836</sup>。

なお、2017 年 9 月現在、地理的表示団体標章は 590 件が出願された中で 359 件が登録され、地理的表示証明標章は 97 件が出願された中で 14 件が登録された<sup>837</sup>。

### （ 1 0 ） 地理的表示の登録リスト

農水産物品質管理法による地理的表示登録のリストは、韓国地理的表示特産品連合会のウェブページで確認できる<sup>838</sup>。

地理的表示団体標章や地理的表示証明標章として登録されているものは、特許情報検索サイト（[www.kipris.or.kr](http://www.kipris.or.kr)）で個別に検索できるが、リストになっているものは見当たらない。

### （ 1 1 ） 地理的表示に係る国際協定

・ 2011 年 8 月発効、「韓国・ペルー自由貿易協定」（17.6 条 地理的表示の認定及び保護）

・ 2012 年 3 月発効、「米国・韓国自由貿易協定」（18.2 条 地理的表示を含む商標）

・ 2013 年 5 月発効、「韓国・トルコ自由貿易協定」（2.4 条 地理的表示の保護）

・ 2014 年 12 月発効、「韓国・オーストラリア自由貿易協定」（13.2 条 商標<sup>839</sup>）

<sup>836</sup> 韓国地理的表示特産品連合会のウェブページ

[http://kpgi.co.kr/page/?mo\\_id=specialty&id=181&page=10](http://kpgi.co.kr/page/?mo_id=specialty&id=181&page=10)

<sup>837</sup> 韓国特許庁報告書「地域ブランド活性化のための地理的表示制度改善方案研究」第 49 番 120 頁、133 頁。

<sup>838</sup> <http://kpgi.co.kr/page/?id=181>

<sup>839</sup> 2. 各当事国は、商標が団体標章及び証明標章を含むように規定する。各当事国は、また地理的表示が商標として保護される資格があることを規定する。

3. 各当事国は、所有者の同意を得ない全ての第三者が所有者の登録された商標に関する商品又は役務と同一又は類似した商品又は役務に対して、地理的表示を含めて同一又は類似した標章を取引の過程で使用し、その使用により混同の虞を惹起する場合、登録された商標の所有者がそのような使用を禁止できる排他的権利を有するように規定する。同一商品又は役務に対する同一の標章使用の場合、混同の虞があると推定される。

- ・2015年1月発効、「韓国・カナダ自由貿易協定」(16.10条 地理的表示の保護)
- ・2015年12月発効、「韓国・ベトナム自由貿易協定」(規定なし)
- ・2015年12月発効、「韓国・ニュージーランド自由貿易協定」(規定なし)
- ・2015年12月発効、「中国・韓国自由貿易協定」(規定なし)
- ・2015年12月発効、「EU・韓国自由貿易協定」(第3款 地理的表示(10.18条 農産物及び食品とブドウ酒に対する地理的表示の認定、10.19条 ブドウ酒、芳香ブドウ酒及びスピリッツに対する特定地理的表示の認定、10.20条 使用権、10.21条 保護の範囲、10.22条 保護の執行、10.23条 商標との関係、10.24条 保護のための地理的表示の追加、10.25条 地理的表示作業班、10.26条 地理的表示保護のための個別出願))
- ・2016年7月発効、「韓国・コロンビア自由貿易協定」(規定なし)
- ・2019年10月発効、「韓国・中米自由貿易協定」(規定なし)
- ・2021年1月発効、「英国・韓国貿易協定」(第3款 地理的表示(10.17条 農産物及び食品とブドウ酒に対する地理的表示の認定、10.18条 ブドウ酒、芳香ブドウ酒及びスピリッツに対する特定地理的表示の認定、10.19条 使用権、10.20条 保護の範囲、10.21条 保護の執行、10.22条 商標との関係、10.23条 保護のための地理的表示の追加、10.24条 地理的表示の作業班、10.25条 地理的表示保護のための個別出願))
- ・2022年1月発効、「地域的包括的経済連携(RCEP)」(第D節 地理的表示(11.29条 地理的表示の保護、11.30条 地理的表示の保護のための国内の行政上の手続、11.31条 異議申立て及び取消しの根拠、11.32条 複数の要素から構成される用語、11.33条 地理的表示の保護の日、11.34条 国際協定に基づく地理的表示の保護又は認定、11.35条 妥結された国際協定に基づく地理的表示の保護又は認定))
- ・2022年12月発効、「韓国・イスラエル自由貿易協定」(14.10条 地理的表示の保護)
- ・2022年12月発効、「韓国・カンボジア自由貿易協定」(規定なし)
- ・2023年1月発効、「韓国・インドネシア包括的経済連携協定」(規定なし)

## 4. ベトナム

### (1) 地理的表示保護に関連する主な法律

・知的財産法(改正法07/2022/QH15号、2022年6月16日国会可決、2023年1月1日施行)<sup>840 841</sup>

(法律の目的)

知的財産法1条によれば、その規制範囲は「著作権、著作隣接権、工業所有権、植物品種の権利、及びこれらの権利の保護について規定するもので、同3条で知的財産権の対象についての規定があり、「(1) 著作権の対象は、文学的、美術的及び科学的著作物を含む。著作隣接権の対象は、実演、録音、録画、放送番組、暗号化された番組を送信する衛星信号を含む。(2) 産業財産権の対象は、発明、産業意匠、半導体集積回路配置、営業秘密、商標、商号及び地理的表示を含む。(3) 植物品種の権利の対象は、植物の繁殖素材及び収穫素材を含む。」と明記されている。

<sup>840</sup> 今回の法改正は、外国組織・個人が、その国の法律に基づいて地理的表示の所有者と認められる場合、ベトナムにおいて当該地理的表示を登録する権利を有するとの規定を追加した。

<sup>841</sup> [https://www.jica.go.jp/Resource/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal\\_38.pdf](https://www.jica.go.jp/Resource/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_38.pdf)

## (2) 地理的表示の定義

ベトナム知的財産法 4 条 22 項において、「地理的表示とは、特定の地域、場所、地方又は国を原産とする製品を表示するために使用される標識である」と定められており、TRIPS 協定やリスボン協定の定義のように「該当する製品の地理的原産地に主として帰せられる要因（「品質」、「特性」、「社会的評価」など）についての規定がないが、ベトナム知的財産庁のウェブサイトの解説では、地理的表示とは「製品特性が特定の地域、地方、領土、国から生産されたものであることを示す標識」であるとし、地理的表示に関連する地理的条件とは「その地理的表示が付された製品の評判、品質、特性を決定づける自然的要因と人的要因を意味」と記している<sup>842</sup>。

2022 年の法改正では、22 項の次に 22a が新設され、「同音の地理的表示とは、同じ発音のし方、又は書き方を有する地理的表示を指す」と定められている。

## (3) 保護対象（工芸品や工業製品の扱いを含む）

明文規定はないが、ベトナムでは地理的表示を知的財産の 1 つの類型として位置付けられ、定義上限定されていない。

## (4) 地理的表示についての保護を受けるための手続き

ベトナムにおいて地理的表示の保護を受けるためには知的財産庁での登録が必要である。その際に以下の一般的要件を満たさなければならぬ（79 条）。

地理的表示を有する製品が、当該地理的表示に対応する地方、地域、領域又は国を原産地とすること、及び地理的表示を有する製品の名声、品質又は特質が、主として当該地理的表示に対応する地方、地域、領域又は国の地理的特徴によって決定されるものであること（79 条 1 項 a、b）。

また、地理的表示に係る要件を満たす同音の地理的表示は、当該地理的表示を付した商品の地理的原産地について消費者の間に混乱を生じさせない方法で実際に使用され、当該地理的表示を付した商品を生産する組織及び個人間の公正な取り扱いの原則を遵守する場合に限り、保護される（同 2 項）。

2022 年の法改正により 88 条の地理的表示を登録する権利が改正され、以下の内容になっている。

・ベトナムの地理的表示を登録する権利は、国家に属する。国家は、地理的表示を付した製品を生産する組織及び個人、当該組織及び個人を代表する団体組織、又は当該地理的表示が属する地方行政当局に対し、当該地理的表示を登録する権利の行使を許可する。地理的表示を登録する権利を行使する者は、当該地理的表示の所有者となつてはならない。

・当該国の法律に基づき地理的表示の所有者である外国組織及び個人は、ベトナムにおいて当該地理的表示を登録する権利を有する。

106 条では「地理的表示出願の要件」が定められているが、2022 年の法改正で 1 項 dd 号の次に e 号が加えられ、以下のような規定になっている。

<sup>842</sup> ベトナム知的財産庁のウェブサイト

[https://ipvietnam.gov.vn/en\\_US/web/english/geographical-indications](https://ipvietnam.gov.vn/en_US/web/english/geographical-indications)

1 項 地理的表示出願において保護を求める地理的表示を特定する書類、見本及び情報は、次のものを含まなければならない。

a 地理的表示である名称又は標識

b 地理的表示を付した製品

c 地理的表示を付した製品の固有の特質若しくは品質又は名声、及び当該固有の特質若しくは品質又は名声を決定付ける自然条件の特質についての説明（以下「特有の特質の説明」という）

d 地理提起表示に対応する地理的地域の地図

dd 外国が原産地のときは、当該地理的表示が原産国における保護を受けていることを証明する書類

e 同音の地理的表示にあつては、それぞれの同音の地理的表示を区別することができるように、当該地理的表示の利用条件及びその開示方法について説明する書類

## （5）異議申立制度

112a 条（工業所有権の登録出願に対する異議申立て）によれば、如何なる第三者も、保護証明書の付与に関する決定をする前に、定められた期限内に当該保護証書の付与に対して異議申立てをすることができるが、「地理的表示の登録出願の公開日から 3 か月以内」（同 1 項 d）と挙げられている。

## （6）地理的表示保護の効力

知的財産権の一種として定められているベトナムの知的財産権について、202 条（民事救済が適用されるが、以下のように定められている。

・202 条 民事救済<sup>843</sup>

裁判所は、知的所有権の侵害行為を犯した組織及び個人に対処するため、次の民事救済措置を講じる。

（1）知的所有権の侵害の終了を強制すること

（2）評判の是正及び謝罪を強制すること

（3）民事的義務の遂行を強制すること

（4）損害に対する補償を強制すること

（5）知的所有権侵害商品の創出又は取引に主として使用された商品、素材及び用具について、廃棄、非商業目的での頒布又は使用を強制すること、ただし、当該頒布及び使用が知的所有権所有者による権利行使に影響を与えないことを条件とする。

また、「第 X VIII 章 行政及び刑事措置による知的所有権の侵害の取扱、知的所有権関係の輸入及び輸出の管理」において、「偽造の商標又は地理的表示を付したスタンプ、ラベル又は他の物品を生産し、輸入し、輸出し、取引し、保有するか又は他人にこれらの行為をするように委託」（211 条（1）（c））する組織、個人は行政罰に服するものとして定められ、同 214 条（1）によれば、「211 条（1）にいう知的所有権の侵害行為を起こした組織及び個人は、強制的に当該侵害を終了させられ、次の主たる行政罰の 1 に処せられるものとする。（a）警告（b）罰金」と規定されている。

<sup>843</sup> JETRO の訳文による。

・ワイン又はスピリッツに関する保護された地理的表示の場合、下記の行為について、誤認混同が生じなくても保護の効力が及ぶ。

ワイン又はスピリッツの保護された地理的表示を、商品の真正な原産地が表示され、又は地理的表示が翻訳若しくは翻字により使用され、又は「kind」、「type」、「style」、「imitation」などの語を伴う場合であっても、当該地理的表示に対応する地域を原産としないワイン又はスピリッツに使用する場合、侵害とみなす。(知的財産法 129 条 (3) (d))

### (7) 一般名称の扱いに関する規定

80 条では「地理的表示として保護されない主題」が定められているが、同 1 項で「ベトナムにおける商品の一般名称となっている名称、表示」が列挙されている。

### (8) 商標に関する規定との調整規程

74 条では標章の識別性について定められているが、1 項 (i) において「保護されている地理的表示と同一又は類似であって、当該標識の使用が商品の原産地について消費者に誤認を与える虞があるもの」、(m) において「ブドウ酒及びスピリッツについて保護されている地理的表示と同一であるか、又は当該地理的表示を含むか、又は当該地理的表示から翻訳され若しくは転写された標識であって、当該標識が当該地理的表示を付している地理的地域の原産でないブドウ酒及びスピリッツについての使用に関して登録されているもの」は標章として保護されないとしている。

また、125 条(2)(g)では、「保護された地理的表示と同一又は類似の標章が、当該地理的表示に係る登録出願の出願日前に真正な方法により保護を取得している場合において、当該標章を使用することについては、地理的表示の保護の効力は及ばない。」と定められている。

### (9) 運用の状況 (判例・事例など)

情報なし。

### (10) 地理的表示の登録リスト

ベトナム知財庁のホームページにおける掲載情報によれば、2023 年 2 月 22 日現在の登録件数は 128 件である<sup>844</sup>。

### (11) 地理的表示に係る国際協定

- ・2014 年 1 月発効、「チリ・ベトナム自由貿易協定」(地理的表示規定なし)
- ・2015 年 12 月発効、「韓国・ベトナム自由貿易協定」(規定なし)
- ・2016 年 10 月発効、「ベトナム・EAEU 自由貿易協定」(9.8 条 地理的表示/原産地呼

<sup>844</sup> ベトナム知財庁ウェブサイト

[https://ipvietnam.gov.vn/en\\_US/web/english/news-events/-/asset\\_publisher/ZMuTgR44COLR/content/geographical-indication-protection-na-hang-for-yeast-corn-wine-product](https://ipvietnam.gov.vn/en_US/web/english/news-events/-/asset_publisher/ZMuTgR44COLR/content/geographical-indication-protection-na-hang-for-yeast-corn-wine-product)

称商品)

- ・2018年12月発効、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP)」(18.1条 定義、18.19条 団体標章及び証明標章、第E節 地理的表示 (18.30-18.36条))
- ・2019年6月発効、「香港・ASEAN自由貿易協定」(チャプター10 知的財産でTRIPSレベルの権利義務を確認している)
- ・2020年8月発効、「EU・ベトナム自由貿易協定」(チャプター12サブセクション3 地理的表示 (12.23-12.33条))
- ・2021年1月発効、「英国・ベトナム自由貿易協定」(73-74条でEVFTAレベルでの地理的表示の保護を確認、2022年7月14の改訂で5.地理的表示のアップデートで合意)
- ・2022年1月発効、「地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定」(11.25条 地理的表示に先行する商標の保護、D節 地理的表示 (11.29-11.35条))

※2021年6月30日に農林水産省は、タイ及びベトナムにおいて日本の地理的表示 (GI) 製品の登録が行われたことを知らせた<sup>845</sup>。農林水産省は、平成29年からタイ王国商務省及びベトナム社会主義共和国科学・技術省との間で、協力覚書 (MOC) 等に基づき地理的表示の相互保護に向けた協力を進め、その一環として各国の地理的表示保護制度の自国の産品を申請して登録を行う協力事業に取り組んでいたが、タイとベトナムに我が国の地理的表示の産品の登録が行われたとのことである。

## 5. インドネシア

### (1) 地理的表示保護に関連する主な法律

- ・商標及び地理的表示に関するインドネシア共和国法律 (2016年第20号としての新法)<sup>846</sup> (法律の目的)

商標及び地理的表示の保護 (商標及び地理的表示に関するインドネシア共和国法律の冒頭の趣旨説明文)

具体的には、「a. ビジネスグローバル化の時代、批准している国際条約に沿った商標と地理的表示法が果たす役割は、健全な競争、公平性、消費者保護、並びに国内のマイクロビジネス、中小企業及び産業を保護する上で非常に重要なものとなった」こと、「b. 地方、国家、地域、国際的な経済発展、並びに情報とコミュニケーション技術の発展に対応するにあたって、産業界、商業界、投資界に更なるサービスの向上と法的確実性を与えるため、商標及び地理的表示分野でのより適切な法をもって支援する必要性が生じた」こと、「c. 商標法2001年第15号は、未だ欠点が多く、商標及び地理的表示分野における、地域社会発展のニーズ又は地域及び国内経済の潜在性への対応が不十分であり改正が必要となった」こと、「d. a項b項c項にいう考慮事項に基づき、商標及び地理的表示に関する法律の制定が必要である」ことが挙げられている。

<sup>845</sup> 農林水産省ウェブサイト

<https://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/chizai/210630.html>

<sup>846</sup> [https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b\\_syoku/attach/pdf/index-11.pdf](https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_syoku/attach/pdf/index-11.pdf)

## （２）地理的表示の定義

商標及び地理的表示に関するインドネシア共和国法律では、「地理的表示とは、商品/製品の出所を示すマークで、生産された商品/商品の評判、品質、及び特性が、自然的要因、人為的要因、又はこれらの組合せを含む地理的環境に由来すること」（１条 6.）と定義されている。

また、地理的表示権とは、「地理的表示保護が与えられた根拠となる評判、品質、特性の存在する間、登録対象の地理的表示権利保有者に対して国家から与えられる独占的な権利である」（同条 7.）と定められている。

## （３）保護対象（工芸品や工業製品の扱いを含む）

商標及び地理的表示に関するインドネシア共和国法律 53 条における地理的表示を登録するための主体的な要件に関する規定（④参照）で明らかのように、「天然資源、手工芸品、工業製品」（同条 3 項）が保護の対象となっている。

## （４）地理的表示についての保護を受けるための手続き

商標及び地理的表示に関するインドネシア共和国法律 53 条によれば、「地理的表示は、大臣によって地理的表示が登録された後に保護を受ける」ことができる。

上記の保護を受けるため、出願人は大臣宛に地理的表示を出願するが、その主体は、天然資源、手工芸品、工業製品の製品/商品を事業とする特定の地理的領域の地域社会を代表する機関（同条 3 項 a）又は「州や県/市の地方行政機関」（同項 b）と定められている。

## （５）異議申立制度

商標及び地理的表示に関するインドネシア共和国法律 53 条 4 項の規定による 16 条の準用によれば、「大臣は、登録出願が受理された日付から 15 日以内に、官報上で当該出願についての公告を行う」（53 条 4 項による 14 条準用）が、「14 条にいう公告期間中、何人もそれぞれ大臣宛の書面で手数料を支払い、当該出願に異議を申立てることができる」（16 条）と定められている。

## （６）地理的表示保護の効力

地理的表示権の侵害（66 条）について、訴訟を提起することができ（67 条）、地理的表示権所有者は、権限なく地理的表示を使用した者に対し、損害賠償及び使用の差止め並びに、地理的表示を権限なく使用したラベルの廃棄を求め、訴訟を起こすことができる（69 条 1 項）とともに、権利の侵害を受けた者の損害がさらに拡大することを防ぐため、裁判官は違反者に製造や複製の活動を差止めること、並びに権限なく使用された地理的表示ラベルの廃棄を命令することができる（69 条 2 項）。

## （７）一般名称の扱いに関する規定

明文規定なし。

## （８）商標に関する規定との調整規程

商標及び地理的表示に関するインドネシア共和国法律 21 条 1 項（d）によれば、登録済

みの地理的表示と類似する場合、商標出願は拒絶される。

### (9) 運用の状況 (判例・事例など)

地理的表示の登録に関連して争われた裁判例は確認できなかった。

他方、現地の報道によれば、地理的表示の登録に関し、我が国企業等との関係が問題になった例としては、以下のものが見られた。

・2012年、「Ayam Pelung」(鶏の一種)について地理的表示の登録の申請がなされたが、日本から異議申し立てがなされている<sup>847</sup>。

(その後の経緯は確認できていないが、現時点では、インドネシアの地理的表示の登録リストに「Ayam Pelung」の記載はない。)

・「2013年10月9日、「Kopi Arabika Toraja」が地理的表示として登録された<sup>848</sup>。

インドネシアの地理的表示審査部門の責任者によれば、トラジャコーヒーは、オランダ植民地時代から既によく知られており、海外でも特に日本市場でよく知られている。日本では、既にキーコーヒーにより、トラジャコーヒーが商標登録されており、本件に関連して日本におけるトラジャコーヒーの商標の取消を求める法的措置が必要であるが、(この当時)日本ではワイン・スピリッツ以外の地理的表示の保護の制度がなく、これが問題を難しくしているとのこと<sup>849</sup>。

### (10) 地理的表示の登録リスト

今現在インドネシアで登録された地理的表示は135件である<sup>850</sup>。

### (11) 地理的表示に係る国際協定

・2011年8月発効、「イスラム開発協力会議(D-8) 特惠貿易協定」(地理的表示規定なし)

・2013年9月発効、「インドネシア・パキスタン特惠貿易協定」(規定なし)

・2019年6月発効、「香港・ASEAN自由貿易協定」(チャプター10 知的財産でTRIPSレベルの権利義務を確認している)

・2019年8月発効、「チリ・インドネシア包括的経済連携協定」(規定なし)

・2020年7月発効、「オーストラリア・インドネシア包括的経済連携協定」(規定なし)

・2021年11月発効、「EFTA・インドネシア包括的経済連携協定」(附属書17 5条規定の知的財産権の保護、8条 地理的表示)

・2022年1月発効、「地域的な包括的経済連携(RCEP)協定」(11.25条 地理的表示に先行する商標の保護、D節 地理的表示(11.29-11.35条))

・2022年6月発効、「インドネシア・モザンビーク特惠関税協定」(規定なし)

・2022年7月発効、「イスラム諸国会議機構特惠貿易制度(TPS-OIC)」(規定なし)

<sup>847</sup> 発明推進協会「インドネシア知財ニュース」2号1頁(平成24年11月16日発行)

<sup>848</sup> <https://pdki-indonesia.dgip.go.id/detail/3a171b36cbbdbf5afb8caab5b602843120129e6fe4dc660195f5059ca409ff1a%3Fnomor=G002012000007?type=gi&keyword=toraja>

<sup>849</sup> 発明推進協会「インドネシア知財ニュース」19号3頁(平成26年4月14日発行)。

<sup>850</sup> デジタル地理的表示ウェブページや知的財産庁ウェブページ:

<https://ig.dgip.go.id/>  
<https://dgip.go.id/menu-utama/indikasi-geografis/listing>

- ・2023年1月発効、「韓国・インドネシア包括的経済連携協定」（規定なし）

## 6. オーストラリア

### (1) 地理的表示保護に関連する主な法律

- ・商標法（Trade Marks Act 1995、2019年2月24日改正）<sup>851</sup>
- ・ワインオーストラリア公社法（Wine Australia Corporation Act 1980、2011年改正、以下「公社法」という）<sup>852</sup>
- ・オーストラリア・ニュージーランド食品基準（Australia New Zealand Food Standards Code）<sup>853</sup>

オーストラリアでは、商標法における証明標章で地理的表示の保護を図っている。2019年2月24日に法改正がなされ、61条において虚偽の地理的表示を含んでいるか又はそれから構成されている商標が登録に対する異議申し立ての理由となっている。

また、ワイン（及びワインから蒸留されるブランデーを含む）における地理的表示については公社法があり、スピリッツに関してはオーストラリア・ニュージーランド食品基準によって基準項目を置き、スピリッツの地理的表示を TRIPS 協定 23 条に基づいて付与する旨が定められている。

（法律の目的）

公社法では、法律の目的を次のように規定している（3条）。

- ・ブドウ製品の輸出を促進し、管理すること
- ・ブドウ製品の輸出後の販売と流通を促進し、管理すること
- ・オーストラリアの州間でのブドウ製品の取引を促進すること
- ・ブドウ製品の生産の改良及び消費を促進すること
- ・ワイン貿易に関する協定その他の国際合意をオーストラリアが遵守できるようにすること

オーストラリア・ニュージーランド食品基準では、「TRIPS 協定 23 条に基づく地理的表示の保護」（基準 2.7.5）を目的として掲げている。

### (2) 地理的表示の定義

商標法 6 条では、「地理的表示とは、当該商品がある国又はその国のある地方若しくは地域を原産としており、当該商品の品質、名声その他の特徴が本質的にそれらの地理的出所に帰することを特定する標識をいう」と定義づけられている。

公社法パート I のセクション 4 では、「ワイン製品に関連した地理的表示とは、商品がある国又はその国のある地方もしくは地域を原産とし、当該商品の特定の品質、評判、又はその他の特性がそれらの国、又はその国の地方もしくは地域に本質的に由来することを識別する標識をいう」と定義されている。

<sup>851</sup> <https://www.legislation.gov.au/C2004A04969/2017-02-24/text>

<sup>852</sup> <https://faolex.fao.org/docs/pdf/aus17070.pdf>

<sup>853</sup> <https://www.foodstandards.gov.au/code/Pages/default.aspx>

### (3) 保護対象（工芸品や工業製品の扱いを含む）

商標法の枠組みによる保護であり、定義上は限定されていない。

### (4) 地理的表示についての保護を受けるための手続き

商標法の場合、証明標章の登録出願をオーストラリア知的財産庁に行い、通常の商標と同一の方法で審査を受け、オーストラリア競争・消費者委員会（Australian Competition and Consumer Commission: ACCC）による証明標章（地理的表示を構成要素とする商標を含む）の登録に必要な使用規則の審査を受けて保護が与えられる。

その登録要件は、通常の商標登録出願の出願要件に加えて、使用規則の写しを提出しなければならない（173条（1））。

公社法によって保護されるためには、地理的表示委員会（Geographical Indications Committee: GIC）<sup>854</sup>に書面で申請を行い、地理的表示としての決定を受け、オーストラリア地理的表示登録簿（The Register of Protected Geographical Indications and Other Terms）に登録されなければならない。なお、当該決定は、GICの職権に基づいて行われる場合もある（40Q条）。公社法及び公社規則において、決定申請書の様式について規定はないが、公社規則25条に地理的表示決定の基準が規定されており、当該基準を満たしていることを説明する記述と資料が申請書に記載されることが求められる。

GICは申請書を受領した後、提案されている区域と地名についての中間決定を下し、その結果を連邦府官報及び地元の新聞に掲載する。当該中間決定に対し、関係者からの意見を受付け、GICはこれらの意見を検討した上で最終決定を下す<sup>855</sup>。

外国の地理的表示及びその翻訳についても、国内の地理的表示と同様の手続きに基づき、オーストラリア地理的表示登録簿に登録することができる（公社法40ZAQ条）。ただし、当該外国の地理的表示が本国で保護されていない（公社規則88条3項（a））。

### (5) 異議申立制度

商標法61条（虚偽の地理的表示を含んでいるか否か又はそれから構成されている商標）の規定により、「特定の商品（関連商品）に関する商標の登録に対しては、その商標が次の場所を原産とする商品（指定商品）についての地理的表示である標識を含んでいるか又はその標識によって構成されていることを理由として、関連商品が指定商品に類似しているか又は関連商品に関する商標の使用が欺瞞又は混同を生じる虞がある場合は、異議申立をすることができる」（同1項）が、その具体的な場所とは、「a. 関連商品の原産地である国以外の国又は国の地域若しくは地方、又は b. 関連商品の原産地である国の地域若しくは地方であって、関連商品の原産地以外の地域又は地方」と定められている。

また、同条2項では、「1項にいう理由に基づく異議申立は、出願人が次の事項を立証し

---

<sup>854</sup> GICの役割は以下の通りである（40P条）。

- ・ワインに関するオーストラリアの地理的表示の申請を取り扱う
- ・オーストラリアの地理的表示の決定を行う
- ・オーストラリアの地理的表示の取消しの決定を行う
- ・規則によって与えられたその他の機能を実施する

<sup>855</sup> GICの最終決定に不服がある者に対し、28日以内に行政控訴審判所（Administrative Appeals Tribunal: AAT）に控訴でき、当該審判所の判断に不服がある場合に、連邦裁判所に上訴することも可能である。

た場合は成立しない」としたうえで、「a. 関連商品が、その地理的表示によって特定される国、地域又は地方を原産とすること、aa. その標識が、指定商品の原産国において指定商品に係る地理的表示として認められていないこと、b. その標識が、指定商品の原産国において指定商品の地理的表示として使用されなくなったこと、又は c. 出願人又はその前権原者が、その標識を関連商品に関して善意で使用していたか又は関連商品に関してその商標の登録を善意で出願しており、その時期が次の日、すなわち、(i) 1996年1月1日、又は(ii) その標識が原産国において特定商品の地理的表示として認められた日、のうち何れか遅い日より前であったこと、又は d. 商標登録がブドウ酒又はスピリッツに関して求められている場合、その標識が1995年1月1日現在、関連ブドウ酒又はスピリッツの原産国において関連ブドウ酒又はスピリッツの製造に用いられたブドウ酒の品種についての慣用名であった名称と同一であること」と定められている。

公社法において、登録商標に基づく場合のみならず、出願中の商標、未登録商標に基づいても、提案された地理的表示が当該商標と同一の語、表現又はその他の表示からなる場合、あるいはそれらの表示と出所混同の虞がある場合に、当該商標の権利者は地理的表示に対して異議申立をすることができる(40RB条)。

異議制度は先行する商標権利者を保護するものであるが、地理的表示の公告の監視負担は商標の権利者にある。登録官は異議申立てがあった場合にでも、提案された地理的表示の登録を認めるか否かについて裁量権を有する。すなわち、提案された地理的表示が商標に係る権利の発生前から使用されていた場合などに、商標登録官は委員会に勧告することができ(40RC条3項)、この勧告を受け委員会は地理的表示の決定をすることができる(40SA条4項)。商標登録官の決定に対して申請者は連邦裁判所に控訴できる。

## (6) 地理的表示保護の効力

商標法120条(どのような場合に登録商標が侵害されるか)及び121条(一定の制限に違反することによる商標の侵害)に規定する商標の登録商標の侵害に当たる場合、同126条(裁判所からどのような救済措置を得られるか)の規定に基づき、裁判所から差止命令、損害賠償又は利益の返還、更に同2項各号で規定する場合に追加金額を含む損害賠償の命令を受ける。

公社法44AB条によれば、地理的表示及びその他の用語の保護に反する行為を行った場合、連邦裁判所は差止命令を下すことができると定められている。

なお、同法40F上(4)では、地理的表示の使用には、登録された地理的表示に「type」、「style」、「imitation」、「method」又はそれらと類似する表現が伴っていた場合であっても、当該使用に保護の効力が及ぶと定められている。

食品基準2.7.5-4条によれば、(1)地理的表示は、スピリッツの真の起源が示されている場合や、地理的表示が翻訳で使用されている場合、又は「種類」、「タイプ」、「スタイル」、「模倣」などの表現を伴う場合でも、スピリッツに関して使用してはならない。(2)地理的表示に基づいて合法的に輸出されたスピリッツであっても、その地理的表示が示す領土、地域、又は地方以外で瓶詰めされたものは、下記(a)と(b)の場合、その地理的表示に基づいて販売してはならない。(a)スピリッツのアルコールの体積当たりの濃度が、その地理的表示によって示される領土、地域、又は地方の地理的表示の法律に基づいて許可されたレベルにない場合。(b)スピリッツのその他の際立った品質又は特性が、地理的表示によっ

て特定されるもので、公衆を誤解又は欺瞞させるようなものである場合。(3)本基準において、明示的か黙示的かを問わず、地理的表示は次のような表示を意味する。(a)スピリッツが特定の国、地域、又は地方に由来するものであると特定するもの。そして、(b)スピリッツの特定の品質、名声、又はその他の特性が、本質的にその特定の国、地域又は地方を起源に起因する場合。

#### (7) 一般名称の扱いに関する規定

一般名称の扱いについて明文規定はないが、善意で商品又はサービスについて原産地を表示する標識を使用する場合には、商標権侵害とはならない。(商標法 122 条)

ワインの表示が、真正の原産地を表示する場合であって、登録された地理的表示の関連する国、地域又は地方の文字又は単語を含む場合、当該文字又は用語が英語における一般名称になっており、ワインの表示として原産地において使用されていない善意の使用には、保護の効力が及ばない。(ワイン公社法 40D(2))

#### (8) 商標に関する規定との調整規程

登録商標に基づく場合のみならず、出願中の商標、未登録商標に基づいても、提案された地理的表示が当該商標と同一の語、表現又はその他の表示からなる場合、あるいはそれらの表示と出所混同の虞がある場合に、当該商標の権利者は地理的表示に対して異議申立てができる。(ワイン公社法 40RB 条)

異議制度は先行する商標権利者を保護するものであるが、地理的表示の公告の監視負担は商標の権利者にある。商標登録官は異議申立てがあった場合でも、提案された地理的表示の登録を認めるかについて裁量権を有する。すなわち、提案された地理的表示が商標に係る権利の発生前から使用されていた場合等に、商標登録官は委員会に勧告することができる(公社法 40RC 条(3))、この勧告を受け委員会は地理的表示の決定をすることができる。(公社法 40SA 条(4))

異議申立てがあったにも関わらず、登録官が提案された地理的表示を登録した場合、若しくは同一又は類似の商標が出願又は登録された後に、地理的表示の提案又は登録があった場合、商標権者は地理的表示により示された地域を産地としないワインであっても、ワインの産地について誤認を避ける適当な記述をラベルに表示すれば、当該ワインの表示に当該商標の使用を継続することができる。(公社規則 17A 条)

一方、商標法においては、以下の調整規定がある。

地理的表示のみからなる商標の場合は、商標登録出願は拒絶される。(商標法 40 条)

当該商品が原産地表示により保護される商品と類似の場合、又は当該商標の使用が誤認混同を起こすおそれがある場合にのみ、原産地表示を含む商標に異議申立てをすることができる。(商標法 61 条)

#### (9) 運用の状況 (判例・事例など)

情報なし。

#### (10) 地理的表示の登録リスト

Wine Australia のウェブサイトには、登録簿で保護されているすべてのオーストラリア

の地理的表示がリスト化されている<sup>856</sup>。

### (11) 地理的表示に係る国際協定

- ・2013年1月発効、「マレーシア・オーストラリア自由貿易協定」(13.10条 地理的表示)
- ・2014年12月発効、「韓国・オーストラリア自由貿易協定」(13.2条 商標<sup>857</sup>)
- ・2015年1月発効、「日本・オーストラリア経済連携協定」(16.10条 地理的表示)
- ・2015年12月発効、「中国・オーストラリア自由貿易協定」(11.15条 地理的表示)
- ・2018年12月発効、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)」(18.1条 定義、18.19条 団体標章及び証明標章、第E節 地理的表示(18.30-18.36条))
- ・2020年1月発効、「香港・オーストラリア自由貿易協定」(14.11条 地理的表示)
- ・2020年2月発効、「オーストラリア・ペルー自由貿易協定」(セクションE 地理的表示(17.24条))
- ・2020年7月発効、「オーストラリア・インドネシア包括的経済連携協定」(規定なし)
- ・2020年12月発効、「太平洋諸国経済緊密化協定(PACER-Plus)」(規定なし)
- ・2022年1月発効、「地域的な包括的経済連携(RCEP)協定」(11.25条 地理的表示に先行する商標の保護、D節 地理的表示(11.29-11.35条))
- ・2022年12月発効、「インド・オーストラリア経済協力・貿易協定」(規定なし)
- ・2023年5月発効、「英国・オーストラリア自由貿易協定」(規定なし)

## 7. EU

### (1) 地理的表示保護に関連する主な法律

欧州においては、ワインとスピリッツ以外の農産品及び食品を対象とする規則、ワインを対象とする規則、スピリッツを対象とする欧州議会及び理事会規則が個別に存在している。

また、欧州委員会は、2022年4月13日にEUとして初めて原産地の独自性のある真正な伝統的製法で生産された工芸品や工業製品を地理的表示として保護する枠組みを発表した<sup>858</sup>さらに、2023年5月、欧州理事会と欧州議会は、工芸品及び工業製品のGI保護に関する規則について暫定的な合意に達し、同年10月9日に採択され<sup>859</sup>、同27日に発効した。

<sup>856</sup> <https://www.wineaustralia.com/labelling/register-of-protected-gis-and-other-terms/geographical-indications>

<sup>857</sup> 2. 各当事国は、商標が団体標章及び証明標章を含むように規定する。各当事国は、また地理的表示が商標として保護される資格があることを規定する。

3. 各当事国は、所有者の同意を得ない全ての第三者が所有者の登録された商標に関する商品又は役務と同一又は類似した商品又は役務に対して、地理的表示を含めて同一又は類似した標章を取引の過程で使用し、その使用により混同の虞を惹起する場合、登録された商標の所有者がそのような使用を禁止できる排他的権利を有するように規定する。同一商品又は役務に対する同一の標章使用の場合、混同の虞があると推定される。

<sup>858</sup> JETRO ウェブサイト

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/05/149055006efa6007.html>

<sup>859</sup> <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/10/09/geographical-indications-for-craft-and-industrial-products-council-gives-its-final-approval/>

その品質が生産地と本質的に結びついている工芸品及び工業製品（宝飾品、織物、ガラス、陶器など）に対して、EU レベルで直接適用できる GI 保護の確立を目的としている。

・2006 年 3 月 20 日付の農産品及び食品の地理的表示及び原産地呼称の保護に関する理事会規則 No.510/2006 (Council Regulation (EC) No 510/2006 of 20 March 2006 on the protection of geographical indications and designations of origin for agricultural products and foodstuffs、以下「EU 農産品等規則」という)<sup>860</sup>。

(法律の目的)

- ✓ 関連領域における経済発展の促進
- ✓ 関連商品を生産する農家の保護
- ✓ 原産地に関する明白で簡明な情報を消費者に与えることにより商品の最善の選択を可能にするため

(EU 農産品等規則前文 (1)、(2) 及び (4))

・2008 年 4 月 29 日付のワイン市場の共通組織に関する理事会規則 No.479/2008 (Council Regulation (EC)No 479/2008 of 29 April 2008 on the common organization of the market in wine、以下「EU ワイン規則」という)<sup>861</sup>。

(法律の目的)

域内の質の高いワイン製品と消費者を結びつけていた保護原産地呼称及び地理的表示に関する不十分な制度をより洗練されたものにするため、農産品及び食品の地理的表示又は原産地呼称の保護に関する EU 規則に適用されている域内全域に及ぶ品質政策に基づき行われている手法に沿って、ワインの原産地呼称又は地理的表示の出願審査が行われる体制を設けるため (EU ワイン規則前文 (27))<sup>862</sup>。

・2008 年 1 月 15 日付のスピリッツの定義、種類、展示、標識及び保護に関する欧州議会及び理事会規則 No. 110/2008 (Regulation(EC) No. 110/2008 of the European Parliament and of the Council of 15 January 2008 on the definition, description, presentation, labelling and the protection of spirit drinks、以下「EU スピリッツ規則」という)。

(法律の目的)

スピリッツ製品を管理する法規においてより体系だった手法を確保するため、本規則においてスピリッツ製品の生産、記述、表示及びラベルに関する明確な基準、並びに地理的表示の保護について規定する (EU スピリッツ規則前文 (4))。

・農産品及び食品の品質体制に関する 2012 年 11 月 21 日付欧州議会・理事会規則 (Regulation(EU)1151/2012 of the European Parliament and of the Council of 21 November 2012 on Quality schemes for Agricultural Products and Foodstuffs、以下「EU 品質体制規則」という)<sup>863</sup>。

<sup>860</sup> <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2006:093:0012:0025:EN:PDF>

<sup>861</sup> <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2008:148:0001:0061:EN:PDF>

<sup>862</sup> <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2008:039:0016:0054:EN:PDF>

<sup>863</sup> <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32012R1151>

(法律の目的)

農産物又は食品の生産者が、自らの製品や食品の製品特性又は農業特性を購入者、消費者に伝えることを支援するために、付加価値のある特性や属性を有する農産物又は食品の農家及び生産者のための公正な競争、消費者が製品に関する信頼できる情報の入手、知的財産権の尊重及び域内市場の健全性を保証し、高品質の製品に関する農業、加工活動及び農業システムを支援し、それによって農業開発政策目標の達成に貢献することを目的とする (EU 品質体制規則 1 条)。

・工芸品及び工業製品の地理的表示保護に関する 2023 年 10 月 18 付欧州議会・理事会規則 (Regulation(EU)2023/2411 of the European Parliament and of the Council of 18 October 2023 on the protection of geographical indications for craft and industrial products and amending Regulations (EU) 2017/1001 and (EU) 2019/1753、以下「EU 工芸品及び工業製品規則」という) <sup>864</sup>

(法律の目的)

国内市場における工芸品及び工業製品の生産者の公正な競争を確保し、関連製品に関する信頼できる情報が消費者に確実に提供させ、文化遺産と伝統知識を保護・発展させ、工芸品及び工業製品の地理的表示が連合レベルと国際レベルで効率的に登録でき、電子商取引を含む域内市場全体で工芸品及び工業製品の地理的表示に関連した効果的な管理と執行を図り、原産地呼称及び地理的表示に関するリスボン協定ジュネーブ法に基づく国際登録及び保護システムとの整合を図るため規定する (EU 工芸品及び工業製品規則前文 (9))。

## (2) 地理的表示の定義

規則ごとに、地理的表示及び原産地呼称に関する定義が規定されている。

### ・EU 農産品等規則

「地理的表示」とは、農産物又は食品を説明するために使用される地域、特定の場所又は例外的には国の名前を意味し、その地域、特定の場所又は国に由来する者であり、その地理的由来に起因する特定の品質、評判又はその他の特性を備え、定義された地理的領域で生産及び/又は加工され及び/又は準備されたものをいう。(EU 農産品等規則 2 条 (1) (b) <sup>865</sup>)。

「原産地呼称」とは、農産物又は食品を説明するために使用される地域、特定の場所又は例外的には国の名前を意味し、その地域、特定の場所又は国に由来するもので、その品質や特性が本質的に又は専ら固有の自然要素及び人的要素に由来する特定の地理的環境に起因するもので、生産、加工、準備が定義された地理的領域で行われたものをいう。(E

<sup>864</sup> [https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L\\_202302411](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202302411)

<sup>865</sup> EU 農産品等規則 2 条 (1) (b)

(b) 'geographical indication' means the name of a region, a specific place or, in exceptional cases, a country, used to describe an agricultural product or a foodstuff: — originating in that region, specific place or country, and — which possesses a specific quality, reputation or other characteristics attributable to that geographical origin, and — the production and/or processing and/or preparation of which take place in the defined geographical area.

U 農産品等規則 2 条 (1) (a) <sup>866</sup>。

・ EU ワイン規則

「原産地呼称」とは、以下の要件を満たす第 33 条第 1 項で言及される製品を説明するために使用される地域、特定の場所又は例外的には国の名前を意味するものである。(EU ワイン規則 34 条 1 項 (a) <sup>867</sup>)。

(i) その品質と特性が、本質的に又は専ら固有の自然要素及び人的要素を伴う特定の地理的環境によるものである

(ii) 生産されるブドウがこの地理的地域のみから供給される

(iii) その生産が、当該地理的地域で行われる

(iv) ヴィティス・ヴィニフェラに属するブドウ品種から得られるものである

・ EU スピリッツ規則

「地理的表示」とは、スピリッツの特定の品質、評判、その他の特性が認められる国の領域又はその他の領域内の地域若しくは地方で製造されたスピリッツが本質的にその地理的由来に起因することを特定する表示をいう。(EU スピリッツ規則 15 条 1 項<sup>868</sup>)。

・ EU 品質体制規則

「原産地呼称」とは、製品を識別する名称で、特定の場所、地域、又は例外的な場合には国に由来するもので、その品質又は特性が本質的又は排他的に、固有の自然要素及び人的要素を伴う特定の地理的環境に起因するもので、全ての生産工程が定められた地域的領域内で行われたものをいう (EU 品質体制規則 5 条 1 項)。

「地理的表示」とは、製品を識別する名称で、特定の場所、地域、又は国に由来するもので、その品質、評判、又はその他の特性が本質的に当該地理的起源に由来するものであり、少なくとも 1 つの生産工程が定められた地理的領域で行われたものをいう (EU 品質体制規則 5 条 2 項)。

・ EU 工芸品及び工業製品規則

---

<sup>866</sup> EU 農産品等規則 2 条 (1) (a)

「(a) ‘designation of origin’ means the name of a region, a specific place or, in exceptional cases, a country, used to describe an agricultural product or a foodstuff: — originating in that region, specific place or country, — the quality or characteristics of which are essentially or exclusively due to a particular geographical environment with its inherent natural and human factors, and — the production, processing and preparation of which take place in the defined geographical area.

<sup>867</sup> EU ワイン規則 34 条 1 項 (a)

(a) ‘designation of origin’ means the name of a region, a specific place or, in exceptional cases, a country used to describe a product referred to in Article 33(1) that complies with the following requirements:

(i) its quality and characteristics are essentially or exclusively due to a particular geographical environment with its inherent natural and human factors;

(ii) the grapes from which it is produced come exclusively from this geographical area;

(iii) its production takes place in this geographical area;

(iv) it is obtained from vine varieties belonging to *Vitis vinifera*.

<sup>868</sup> EU スピリッツ規則 15 条 1 項

1. For the purpose of this Regulation a geographical indication shall be an indication which identifies a spirit drink as originating in the territory of a country, or a region or locality in that territory, where a given quality, reputation or other characteristic of that spirit drink is essentially attributable to its geographical origin.

「地理的表示」とは、地理的起源に関連する特定の品質、評判又はその他の特性を備えた工芸品及び工業製品を指し示すものという（EU 工芸品及び工業製品規則 1 条<sup>869</sup>）。

「工芸品及び工業製品」とは、完全に手作業で又は手動又はデジタルツールを使用して作られたもの、或いは機械的手段によって作られ手作業による寄与が最終製品の重要な要素である場合のもの、機械を使用した連続生産を含む標準化された方法で製造されたものをいう（EU 工芸品及び工業製品規則 4 条（1）<sup>870</sup>）。

### （3）保護対象（工芸品や工業製品の扱いを含む）

- ・農産品等規則

農産品及び食品を保護対象としている。

- ・EU ワイン規則

規定上ワインを保護対象としている。

- ・EU スピリッツ規則

規定上スピリッツを保護対象としている。

- ・EU 品質体制規則

農産物及び食品を保護対象としている。

- ・EU 工芸品及び工業製品規則

工芸品及び工業製品を保護対象としている。

### （4）地理的表示についての保護を受けるための手続き

- ・農産品等規則について

EU 農産品等規則の規定に基づいて出願し、登録する。

EU 農産品等規則 5 条 2 項によれば、登録出願には「1）製品明細書の主要な項目（製品の名称、説明（該当する場合、包装及びラベルに関する特別規則を含む）及び地理的地域の正確な定義）、2）対象製品及び原産地呼称又は地理的表示の定義において言及されている地理的環境又は地理的原産との関係に関する説明。該当する場合、当該関係を正当化する製品の説明又は製法の特別要素を含むことができる」内容を含む書類の提出が求められている。

各国の審査機関が理事会規則の条件に適合し合致するか否かを適切な方法で審査し（5 条 4 項）、十分な出願の公開と異議を申立てるのに合理的な期間を確保し、各国の異議手続きを行い、出願が理事会規則における必要事項を満たすと判断した場合には、最終判断のために、出願書類を欧州委員会に送付する（5 条 5 項）。

欧州委員会は、出願を審査し、加盟国の審査機関の判断と一致した場合には、加盟国や第三国に登録の提案に対する異議を申立てる機会を与えるため、欧州連合官報で公告する

---

<sup>869</sup> EU 工芸品及び工業製品規則 1 条

This Regulation lays down rules on:

(a) Registration and protection of, and controls in relation to, geographical indications designating craft and industrial products with a give quality, reputation or other characteristic linked to their geographical origin;

<sup>870</sup> EU 工芸品及び工業製品規則 4 条

(1) ‘craft and industrial products’ means products:

(a) produced either entirely by and with the aid of manual or digital tools, or by mechanical means, whenever the manual contribution is an important component of the finished product; or

(b) produced in a standardized way, including serial production and by using machines;

(6条、7条)。公告後6か月以内に異議申立てがなかった場合、欧州委員会は当該地理的表示を登録する(7条4項)。異議申立てを認め得る場合、欧州委員会は利害関係人による適切な協議の場を設定するが、合意に至らなかった場合には、再度出願審査を行い、当該地理的表示が登録されるべきか否かを判断し、その判断を欧州連合官報で公開する(7条5項)。

また、EU域外の地理的地域に関する登録出願の場合、域内の出願要件に加え、当該名称が本国において保護されている旨の証明を提出しなければならない(規則5条9項)。

#### ・EUワイン規則について

EUワイン規則に基づいて出願し、登録することで保護される。

その要件として、ワインに関する原産地呼称又は地理的表示の保護出願には、「(i)原産地呼称を有するワインについて、主な分析的な又は官能上の特性、(ii)地理的表示を有するワインについて、主な分析的特性及び官能上の特性に関する評価又は表示」というワインに関する説明内容が含まれる技術書類を作成し提出しなければならない(35条2項)。

域内を原産とするワインに関する原産地呼称又は地理的表示の出願は、EUワイン規則に従い、国内予備手続きの対象とされる(38条1項)。出願は、原産地呼称又は地理的表示の領域を有する加盟国に対して行う(38条2項)。

加盟国は、本規則の要件を満たしているかどうかについて審査を行う。加盟国は、出願の十分な公開を確保し、少なくとも公開日から2か月間、当該領域内に事業所若しくは居所を有する法的利害を有する自然人又は法人が、加盟国において、明確な理由を提出することにより、提案されている保護に対して異議申し立てを行うことができるように、国内手続きを実行しなければならない(38条3項)。加盟国が原産地呼称又は地理的表示が関連する要件を満たしていないと判断した場合、出願を拒絶する(38条4項)。

関連する要件が満たされていると判断した場合、加盟国は、商品仕様書の概要をまとめた単独書類及び商品仕様書を少なくともインターネット上に公開し、出願を欧州委員会に転送する(38条5項)。転送された保護出願は、欧州委員会において、本規則の要件を満たしているか否かを審査する。当該出願が要件を満たしていると判断された場合、欧州連合官報において商品仕様書の概要をまとめた単独書類及び商品仕様書が公開される(39条)。

第三国の地理的表示に関する出願に対して、域内の地理的地域に関する出願要件に加え、当該名称が本国において保護されている証明を含まなければならない(36条1項)。

#### ・EUスピリッツ規則について

EUスピリッツ規則の規定に基づいて出願し、登録する。

EUスピリッツ規則の場合に、EUの公用語のいずれかの言語、又は当該言語のいずれかの言語の翻訳を添付して、欧州委員会に出願する。EU域内の地理的表示について、該当するスピリッツ製品の原産である加盟国によって出願されなければならない(17条(1))。

出願する際に、当該スピリッツ製品の原産である加盟国が出願を行う際、少なくとも下記について詳細を含んだ技術書類を添付しなければならない(17条(4))。

一地理提起表示を含むスピリッツ製品の名称及び分類

—製品の主な物理的、化学的及び/又は官能上の特性、並びに該当する分類に含まれるスピリッツ製品の特性を含むスピリッツ製品の詳細

—該当する地理的地域の定義

—スピリッツ製品を得るための方法及び、該当あれば、申請で不変な現地の手法

—地理的環境又は地理的原産地との間の関係が生じる詳細

—共同体及び/又は国内及び/又は地域の規則に規定されている要件

—出願人の名前及び連絡先

—関連する技術書類に従った地理的表示に関する補足及び/又は特別なラベル規則

登録出願が行われると、欧州委員会は 12 か月以内に当該出願が EU スピリッツ規則の規定をみなしているかの審査を行う (17 条 (5))。欧州委員会は、当該出願が本規則の規定を遵守していると判断した場合、技術書類の主な内容を欧州連合官報で公告する (17 条 (6))。

公告日から 6 か月以内に、法的利害関係を有するいずれかの自然人又は法人は、本規則に規定されている要件を満たしていないとの理由に基づき、当該登録出願に対して異議申立てを行うことができる (17 条 (7))。欧州委員会は、規定の手続きに従い地理的表示の登録の決定を行い、当該決定を欧州連合官報で公告する (17 条 (8))。

第三国の地理的表示の登録出願に関しては、第三国が直接又は他の国の管轄機関を経由するかのいずれかによって、欧州委員会に送付しなければならない、かつ、当該出願は対象となる名称が本国で保護されている証拠を含まなければならない (17 条 (3))。

#### ・EU 品質体制規則について

原産地呼称又は地理的表示として保護されるためには、(a)原産地呼称又は地理的表示として保護される名称が、貿易用語であれ共通言語であれ、定義された地理的範囲内で特定の製品を表す現在又は歴史的に使用されてきた言語でのみ使用されているもの、(b)製品の説明が必要に応じて、原材料及び製品の主な物理的、化学的、微生物学的又は官能的な特性を含むもの、(c)区切られた地理的領域の定義及び必要に応じてその要件の根拠を示す詳細なもの、(d)製品が定義された地理的地域で生産されたことを示す証拠、(e)出願人団体が品質を保証するために定義された地理的領域で包装しなければならない理由について製品固有の正当性により決定され提供する場合、製品の入手方法の説明、必要に応じて信憑性及び変わらぬ現地の方法及び包装について、連合法、特に商品の自由な移動とサービスの自由な提供に関する法律を考慮した原産地の確保及び管理確保に関する情報、(f)製品の品質又は特性と 5 条 1 項 (原産地呼称) 記載の地理的環境との関連性、又は該当する場合に製品の特定の品質、評判又はその他の特性と 5 条 2 項 (地理的表示) で言及されている地理的起源との関連性を確立させる詳細なもの、(g)当局の名称と住所、又は可能であれば、37 条に基づく製品仕様の規定とその特定のタスクの遵守を検証する機関の名称と住所、(h)当該製品の特定のラベル表示規則を含む仕様に準拠する必要がある (7 条)。

49 条 2 項又は 5 項に基づく原産地呼称又は地理的表示の登録申請は、少なくとも以下が含まなければならない。(a)申請者団体の名称と住所、及び当局又は可能であれば製品仕様の規定への準拠を検証する機関名と住所、(b)7 条に規定する製品仕様書、(c)製品仕様の要点や製品と 5 条で言及される地理的環境又は地理的起源との間の関連性の説明を正当化する内容を記載した単一の文書である。また、49 条 5 項に規定される申請には、製品の名

称が原産国で保護されていることの証明を含むものが必要となる（8条）。

・EU 工芸品及び工業製品規則について

工芸品又は工業製品の名称が地理的表示として保護の対象となるためには、当該製品が下記の要件を満たさなければならない。

(a)製品が特定の場所、地域、又は国で生産されていること

(b)製品に付与された品質、評判、又はその他の特性が、本質的に地理的起源に起因すること

(c)製品の製造過程の少なくとも1つが定義された地理的エリアで行われていたこと

公序良俗に反する製品は、地理的表示の保護対象から除外される（6条）<sup>871</sup>。

登録手続は、2つのフェーズで構成される。第一段階は、12条から16条<sup>872</sup>に従って国レベルで行われる。第二段階は、21条から30条<sup>873</sup>に従って連合レベルで行われる（7条1項）。

7条1項の除外として、加盟国は19条<sup>874</sup>に従って、登録手続の国内段階からの除外を求めることができる。この場合、登録申請は直接事務局に提出する（7条2項）。

## （5）異議申立制度

・EU 農産品等規則について

—加盟国における異議申立制度

各国は、十分な出願の公開と異議を申し立てるのに合理的な期間を確保して、異議手続きを設けなければならない。各国の審査機関は、欧州委員会と同様の見地から、異議を認めるかどうかを判断しなければならない（5条5項及び7条3項）。詳細は、各国ごとに決められる。

—欧州委員会における異議申立制度

欧州委員会は、出願を審査し、加盟国の審査機関の判断と一致した場合には、加盟国や第三国に登録の提案に対する異議を申し立てる機会を与えるため、欧州連合官報で公告する（6条、7条）。公告後6か月以内に異議申立がなかった場合には、欧州委員会は当該地理的表示を登録する（7条4項）。異議申立を認めうる場合には、欧州委員会は、利害関係人による適切な協議の場を設定するが、合意に至らなかった場合には、再度出願を審査し、当該地理的表示が登録されるべきか否かを判断し、その判断は欧州連合官報で公開される（7条5項）。

<sup>871</sup> EU 工芸品及び工業製品規則 6 条

1. In order for the name of a craft or industrial product to qualify for protection as a geographical indication, the product shall comply with the following requirements: (a) the product originates in a specific place, region or country; (b) the product's given quality, reputation or other characteristic is essentially attributable to its geographical origin; and (c) at least one of the production steps of the product takes place in the defined geographical area.

2. Products that are contrary to public policy shall be excluded from geographical indication protection.

<sup>872</sup> EU 工芸品及び工業製品規則 12 条（所轄官庁の指定）、13 条（申請書の提出）、14 条（管轄当局による申請の審査）、15 条（国内異議申立て手続き）、16 条（国内段階の決定）。

<sup>873</sup> EU 工芸品及び工業製品規則 21 条（登録）、22 条（事務局への申請書の提出）、23 条（異議申立てを目的とした出願の審査及び公開）、24 条（国内段階の決定に対するチャレンジ）、25 条（連合レベルでの異議申立て手続き）、26 条（登録性と異議の理由）、27 条（意見手続の通知）、28 条（地理的表示使用の移行期間）、29 条（申請に対する事務局の決定）、30 条（申請に対する委員会の決定）。

<sup>874</sup> EU 工芸品及び工業製品規則 19 条（国内段階からの除外）。

異議申立の理由は、下記の通り（7条2項）。

—本規則の原産地呼称及び地理的表示の定義を満たしていない。

—名称が、植物品種又は動物品種の名称と抵触しており、その結果、製品の真正な原産地について消費者を誤認させる可能性がある。

—該当する名称の全部又は一部が、本規則に基づいて既に登録されている名称の全部または一部と同音である場合、その名称を登録することにより、地方での取り扱い及び伝統的な使用に反し、混同が生じるおそれがある。

—原産地呼称又は地理的表示が、商標の社会的評価、名声及び使用されている時期の長さから、産品を真に特定するものとして消費者を誤認する可能性がある。

・EU ワイン規則について

—加盟国における異議申立制度

加盟国は、出願の十分な公開を確保し、少なくとも公開日から2か月間、域内に事業所若しくは居所を有する法的利害を有する自然人又は法人が、加盟国において明確な理由を提出することにより、出願されている保護に対して異議申立てを行うことができるように、国内手続きを実行しなければならない（38条3項）。

—欧州委員会における異議申立制度

欧州連合官報において、商品仕様書の概要をまとめた単独書類及び商品仕様書の公開後2か月以内に、出願が行われた加盟国以外の加盟国又は第三国に事業所若しくは居所を有する法的利害を有する自然人又は法人が、明確な理由を提出することにより、出願されたものに対して異議申立てを行うことができる。

第三国に事業所若しくは居所を有する自然人又は法人の場合、直接又は関連する第三国の管轄機関を経由して、上述の異議申立てを行うことができる（40条）。

・EU スピリッツ規則について

公告日から6か月以内に、法的利害関係を有するいずれの自然人又は法人は、本規則の要件を満たしていないとの理由に基づき、当該登録出願に対して異議申立てを行うことができる。異議申立ては、その理由を示して、EUの公用語のいずれかの言語、又は当該言語のいずれかの語の翻訳を添付して、欧州委員会に提出しなければならない（17条(7)）。

・EU 品質体制規則について

複数の国に係る共同出願について、国内異議申立て手続きを実施するためのルールを確定し、それを補完するためのルールを採択することができる（49条7項）。

・EU 工芸品及び工業製品規則について

—国内段階での異議申立て制度

14条1項に規定する審査の後、管轄当局は国内異議申立て手続きを行う。当該手続きは、出願の公開と公開日から少なくとも2か月の期限を規定するものとし、その期間内に正当な利益を有し、国内段階の登録を担当する加盟国に設立又は居住する者が参加できるものとし、当該製品の原産地である加盟国（国内異議申立人）は、管轄当局に出願に対する異議申立てを提出できる。加盟国は、かかる異議申立て手続きに関する詳細な取り決め

を行う（15条1項）。

管轄当局が、異議申立てが認められると考える場合には、異議申立ての受理から2か月以内に、国内異議申立人と出願人に対して、3か月を超えない妥当な期間において、和解を目的とした協議を行うよう求め、当該期間中いつでも、管轄当局は、国内異議申立人と出願人の共同の要請に応じて、期間を最大3か月延長することができる。協議の結果は、申請に対する合意された修正を含めて、申請者によって管轄当局に知らせる（15条2項）。

異議申立ての理由は、(a)出願された地理的表示が当該規則に定められている保護要件を満たさない、(b)42条、43条、又は44条2項に反する、(c)取引過程で使用される同一又は類似の名称又は商標の存在、或いは地理的表示が出願される少なくとも5年以上から合法的に市場で流通されている製品の存在を危険にさらす可能性がある場合が、含まれる（15条3項）。

#### －連合段階での異議申立て制度

単一文書の発行日、及び23条7項に規定されている欧州連合登録簿における製品仕様書の電子公開の日から3か月以内に、異議申立人は25条2項で言及されているように事務局に異議申立てることができる。出願者と異議申立人は、手続きの当事者とみなされる（25条1項）。

異議申立人は、15条1項で言及された国内異議申立人を除き、加盟国若しくは第三国の管轄当局、又は正当な利益を有し第三国若しくは他の加盟国に設立した法人又は居住する自然人も可能である（25条2項）。

事務局は、26条に基づき異議申立ての許容性を確認する（25条3項）。

事務局が、異議申立てが認められると考える場合には、異議申立ての受理から2か月以内に、異議申立人と出願人に対し、和解を目的として3か月を超えない合理的な期間協議するよう求める。当該期間中いつでも、事務局は異議申立人と出願人の共同の請求に応じて、その期間を最大3か月延長できる。事務局は、規則（EU）2017/1001の170条に規定されているとおり、出願人と異議申立人との間の協議に対して、調停などの裁判外紛争解決を提供する（25条4項）。

25条4項で言及されている協議中、出願人と異議申立人は、出願が当該規定に定められた要件を満たすかどうかを評価するために必要な情報を相互に提供する（25条5項）。

地理的表示部門は、異議申立て手続きのどの段階でも諮問委員会に諮問ことができ、その場合には当事者に通知され、25条4項で言及される期間は停止される（25条6項）。

25条4項に規定する協議終了後1か月以内に、出願人は協議の結果を事務局に通知する（25条7項）。

協議後23条7項に従って公開された情報が変更された場合、事務局は変更された出願について新たな審査を行う。出願が大幅に変更され、変更された出願が登録要件を満たしていると事務局が判断する場合、事務局は23条7項に従って変更された出願を公開する（25条8項）。

委員会は、反対意見の提出に関する規定を設け、理由のある反対意見陳述の形式とオンライン表示方法を示す。これらの実施方法は、68条2項に記載の審査手順に従って採択される（25条9項）。

## (6) 地理的表示保護の効力

### ・EU 農業品等規則について

—登録された地理的表示は、対象製品に対して直接的に又は間接的な商業的使用が認められるが、当該製品が登録されたものと同等であり、対象製品の評判を落とさない場合に限り（EU 農業品等規則 13 条（1）1 項(a)）保護される。

—いかなる誤用、模倣であったり、当該製品の真の出所を表す場合や、保護される名称が翻訳されたり或いは「スタイル」、「タイプ」、「方法」、「製造元」、「模倣」等を伴う場合（同項(b)）保護される。

—関連する製品の内箱又は外箱、広告素材又は文書及び輸送に適した容器による製品における出所、原産地、性質又は基本的な品質に関する虚偽又は誤解を招く表示によりその出所についての誤解を招く場合（同項(c)）保護される。

—製品の真の産地に関する消費者を誤認させる虞があるその他の行為（同項(d)）から保護される。

### ・EU ワイン規則について

—保護された原産地呼称及び地理的表示は、対応する製品仕様に基づいて製造されたワインを販売するすべての事業者が使用できる（EU ワイン規則 45 条）。

—保護された原産地呼称及び地理的表示、製品仕様に基づいて保護された名称を使用するワインは、保護された名称の直接的又は間接的な商標利用する場合（同（a））、製品又はサービスの真の出所が示されている場合又は保護された名称が翻訳されているか「スタイル」、「タイプ」、「方法」、「生産時」、「模倣」、「種類」、「好み」等の表現が付随しても、誤用、模倣、又は喚起する場合（同（b））、製品の出所、原産地、性質、又は本質的な品質、内包装又は外包装、関連ワイン製品に関する広告資料や資料、出所に関する誤認を引き起こす虞がある容器への製品の包装に虚偽又は誤解を招く表示がなされた場合（同（c））、製品の真の産地に関する消費者を誤解させる虞があるその他の場合（同（d））において保護される。

### ・EU スピリッツ規則について

—第 10 条に影響を与えることなく、附属書 III に登録された地理的表示は、以下から保護される。

(a)登録の対象とならない製品に関する直接的又は間接的な商業的使用や、その製品がその地理的表示に基づいて登録されたスピリッツに匹敵する場合、又はそのような使用が登録された地理的表示の評判を利用する場合

(b)製品の真の原産地が示されている場合や、地理的表示が翻訳で使用されている場合、又は「~のような」、「タイプ」、「スタイル」、「製造元」、「風味」又はその他の同様の用語などの表現を伴う場合でも、誤用、模倣、又はそれらを喚起する場合

(c)製品の説明、表示、又はラベル上の出所、由来、性質又は本質的な品質に関して、その起源について誤った印象を与える虞のあるその他の虚偽表示又は誤解を招く表示

(d)製品の本当の産地に関して消費者を誤解させる虞のあるその他の行為

### ・EU 品質体制規則について

—登録された原産地呼称又は地理的表示は、下記より保護される（13条）。

(a)登録の対象とならない製品に関する登録名の直接的又は間接的な商業的使用が、当該製品の使用と同等である場合、又は保護された名称の評価を悪用する場合、登録されている製品が材料として使用される場合を含む

(b)製品やサービスの真の出所が示されている場合、又は保護された名称が翻訳されている場合、又は「スタイル」、「タイプ」、「方法」、「製造元」、「模倣品」又はそれに類する表現を伴う場合であっても、登録された用語の誤用、模倣、又はこれらを喚起する場合、これらの製品が原材料として使用されている場合を含む

(c)関連製品に関連する内箱又は外箱、広告素材又は文書に使用され、製品の出所、原産地、性質又は本質的な品質に関する虚偽又は誤解を招く表示、及びその他の原産地について誤った印象を与えやすい容器に製品を梱包すること

(d)製品の真の産地に関して消費者を誤解させるおそれのあるその他の行為

保護された原産地呼称又は地理的表示の中に一般名称が含まれる場合、当該一般名称の使用は、(a)又は(b)の冒頭部分の規定に反するとはみなされない。

・EU 工芸品及び工業製品規則について

—連合登録簿に記載された地理的表示は、以下から保護される（40条1項）。

(a)登録の対象外の製品に関する地理的表示の直接的又は間接的な商業的使用が、登録の対象となる製品と同等である場合、又は名称の使用が保護された地理的表示の評判を悪用、弱体化、希釈化又は悪影響を与える場合、

(b)製品やサービスの本当の起源を示されている場合や、保護された地理的表示が翻訳して使用されている場合、又は「スタイル」、「タイプ」、「方法」、「製造元」、「模倣」、「風味」、「香り」、「～のような」又はその他の同様な用語などの表現を伴う場合であっても、地理的表示として保護されている名称の誤用、模倣、又はこれらを喚起する場合、

(c)内箱又は外箱、広告資料や製品関連のオンラインインターフェースで表示される文書又は情報に使用され、製品の出所、起源、性質又は本質的な品質に関するその他の虚偽又は誤解を招く表示、若しくは製品の原産地について誤った印象を与えやすい容器に関連製品を梱包する場合、

(d)製品の真の産地に関して消費者に誤解を与える可能性のあるその他の行為。

## (7) 一般名称の扱いに関する規定

EU 農産品等規則に基づく場合、一般名称はEUで登録されない（3条1項）。

ただし、EU 農産品等規則では、一般名称を含む地理的表示は登録可能とされている（13条1項）。

一度地理的表示としてEUで保護された地理的表示は、一般名称にはならない（13条2項）。

EU ワイン規則に基づく場合、一般名称はEUにおいて登録されない（43条3項）。

EUにおいて保護される原産地呼称又は地理的表示は一般名称にならない（13条2項）。

EU スピリッツ規則に基づく場合、一般名称はEUにおいて登録されない（15条3項）。

EU で保護される地理的表示は一般名称にならない（15 条 3 項）。

EU 品質体制規則においても、一般名称は原産地呼称又は地理的表示として登録されない（6 条）と定められている。

保護された原産地呼称又は地理的表示は、一般名称にならない（13 条 2 項）と定められている。

EU 工芸品及び工業製品規則に基づく場合、保護される地理的表示は、EU 内で一般名称にならない（40 条 6 項）。

一般名称は地理的表示として登録できないと定められており（42 条 1 項）、特定の名称が一般名称に当たるかどうかの判断は、特に消費分野の現状や関連する連合又は国内法など関連する全ての要素を考慮して判断すると定められている（同条 2 項）。

### （8）商標に関する規定との調整規程

EU 農産品等規則では、14 条 1 項において「本規則に基づいて地理的表示等が登録されている場合、地理的表示等の登録出願日後に行われた商標出願であって、当該商標出願が登録された地理的表示等について禁止されているいずれかの行為に該当し、かつ、同一分類の商品について行われていた場合は、拒絶される。上記の商標出願に基づき登録された商標は無効になる」と定めている。

また、「商標の著名性及び域内での使用期間の観点から、真の製品の特定に関して、消費者を誤認させる虞のある場合、地理的表示等は登録されない」（3 条 4 項）と定められている。

一方、地理的表示の出願・申請等以前より善意で使用されていた標識の使用は可能とされている。本国における地理的表示等の保護日又は 1996 年 1 月 1 日前に、共同体法に基づいて善意で登録された商標（先使用商標）は、別段の定めがある場合を除き、地理的表示等の登録に係らず、継続的に使用することができる。ただし、商標に関する EU 規則（First Council Directive 89/104/EEC of 21 December 1988 及び Council Regulation (EC) No 40/94 of 20 December 1993）に規定されている無効又は取消事由がない場合に限る（14 条 2 項）。

商標に関する規定においても地理的表示との調整規定が定められ、欧州共同体商標規則 7 条 1 項 (k) によれば、「地理的表示等を含む又はそれらから構成される商標は、商標登録出願が、欧州委員会への該当する地理的表示等の登録出願後であることを条件として、当該商標出願が登録された地理的表示等について禁止されているいずれかの行為に該当し、かつ、同一分類の商品について行われていた場合は、登録の絶対的拒絶理由の対象となる」と定められている。

EU ワイン規則に基づいて地理的表示等が登録されている場合、地理的表示等の登録出願後に行われた商標出願であって、当該商標出願が登録された地理的表示等について禁止されているいずれかの行為に該当し、且つ、同一分類の商品について行われていた場合は、拒絶され、登録された場合の商標は無効となる（44 条 1 項）。

商標の著名性及び域内での使用期間の観点から、真のワインの特定に関して、消費者を

誤認させる虞のある場合、地理的表示等は登録されない（43条2項）。

一方、地理的表示の出願・申請等以前より善意で使用されていた商標の使用は、一定条件において認められる。本国における地理的表示等の保護日又は1996年1月1日前に、共同体法に基づいて善意で登録された商標（先使用商標）は、別段の定めがある場合を除き、地理的表示等の登録に係らず、継続的に使用することができる。ただし、商標に関するEU規則（First Council Directive 89/104/EEC of 21 December 1988 及び Council Regulation (EC) No 40/94 of 20 December 1993）に規定されている無効又は取消事由がない場合に限る（44条2項）。

商標に関する規定上も地理的表示との間の調整規定があり、欧州共同体商標規則では、ワイン又はスピリッツを特定する地理的表示を含む又はそれから構成される商標であって、地理的表示の対象となっていない原産地のワイン又はスピリッツに関するものである場合は、登録の絶対的拒絶理由の対象となっている（欧州共同体商標規則7条1項(j)）。

EU スピリッツ規則に基づいて登録されているスピリッツの地理的表示を含む又はそれから構成される商標の登録は、当該商標出願が、当該商標出願が登録された地理的表示等について禁止されているいずれかの行為に該当する場合、拒絶又は無効となる（23条1項）。商標の著名性及び域内での使用期間の観点から、真の製品の特定に関して、消費者を誤認させる虞のある場合、地理的表示等は登録されない（23条3項）。

一方、地理的表示の出願・申請等以前より善意で使用されていた商標の使用は、一定条件において認められており、本国における地理的表示等の保護日又は1996年1月1日前に、共同体法に基づいて善意で登録された商標（先使用商標）は、別段の定めがある場合を除き、地理的表示等の登録に係らず、継続的に使用することができる。ただし、商標に関するEU規則（First Council Directive 89/104/EEC of 21 December 1988 及び Council Regulation (EC) No 40/94 of 20 December 1993）に規定されている無効又は取消事由がない場合に限る（23条2項）。

同様に商標に関する規定上の地理的表示との間の調整規定が設けられ、欧州共同体商標規則では、ワイン又はスピリッツを特定する地理的表示を含む又はそれから構成される商標であって、地理的表示の対象となっていない原産地のワイン又はスピリッツに関するものである場合は、登録の絶対的拒絶理由の対象となっている（欧州共同体商標規則7条1項(j)）

EU 品質体制規則の規定によれば、原産地呼称又は地理的表示として出願された名称が、商標の評判、周知性及び使用期間の長さを考慮して、当該名称の登録が製品の真の出所について消費者に誤認を与えるおそれのある場合には登録されない（6条4項）。

原産地呼称又は地理的表示がEU品質体制規則に基づいて登録され、商標の使用が13条1項に反し、同種の製品に関する商標の登録出願が原産地呼称又は地理的表示に関する出願の欧州委員会への出願以降に提出された場合に、当該登録出願は拒絶される。また、上記の規定に反して登録された商標は無効となる（14条1項）。さらに、同条2項では、先使用商標が継続して使用、更新できる規定を設けている（同条2項）。

EU 工芸品及び工業製品規則40条に反する商標登録出願は、地理的表示の出願が管轄当

局に提出された日以降に提出された場合、拒絶される（44条1項）。

一方、評判のある商標又はよく知られている商標に照らして、地理的表示として提案された名称が製品について消費者に誤解を与えるおそれがある場合、地理的表示の登録出願は拒絶されると定められている（同条2項）。

また、登録された商標について、事務局又は該当する場合には国内管轄当局は、求めに応じて前述44条1項を違反して登録された商標を無効にする（同条3項）。

他方、先使用商標については、地理的表示の登録にも関わらず引き続き使用及び更新ができる旨定められている（同条4項）。

### （9）運用の状況（判例・事例など）

・ US, Australia vs. EC-DS174, 290, 2005. 4. 20. パネル

本件は、ECの農産物及び食品の地理的表示及び原産地保護に関する理事会規定2081/92及び同規定と関連する移行及び実行措置に対して米国とオーストラリアがそれぞれWTOに提訴したものである。

本件の主な争点は大きく内国民待遇と商標との共存問題であるが、前者に対してパネルは地理的表示の保護の利用可能性と申請手続きがTRIPS協定3条1項（内国民待遇）とGATTのⅢ条4項（内国民待遇）を違反すると判断し、検証機関と関連検証機関の検証及び送付要件がTRIPS協定3条1項を違反し、政府関与の側面がTRIPS協定3条1項とGATTのⅢ条4項をそれぞれ違反すると判断した。他方、後者に対してパネルは、既に登録した商標と地理的表示との共存が商標所有者の排他的な権利を規定するTRIPS協定16条違反という主張に関連して、まず商標と地理的表示との共存は原則的にTRIPS協定16条1項を反するが、TRIPS協定17条に基づいて正当化できると判断し、商標と地理的表示の共存を規定するEC理事会規定はTRIPS協定と一致するとした。

### （10）地理的表示の登録リスト

EUのウェブサイトには地理的表示の登録リストがある<sup>875</sup>。

#### （11）地理的表示に係る国際協定

・ 2013年3月発効、「EU・コロンビア・ペルー・エクアドル貿易協定」（チャプター3セクション2 地理的表示（207-214条））

・ 2013年4月発効、「EU・セルビア安定化連合協定」（直接的な規定なし）

・ 2013年8月発効、「EU・中米諸国連合協定」（第Ⅵ章チャプター2セクションC 地理的表示（242-250条））

・ 2014年8月発効、「EU・中部アフリカ経済パートナーシップ協定」（直接的な規定なし）

・ 2015年6月発効、「EU・ボスニア・ヘルツェゴビナ安定化連合協定」（2条 定義、4条 保護する名称、6条 地理的表示の保護、8条 商標（商標との関係における保護）、9条 輸出、31条 ワイン・酒類を除く農産物・食品の地理的表示の保護）

・ 2015年12月発効、「EU・韓国自由貿易協定」（第3款 地理的表示（10.18条 農産

<sup>875</sup> [https://agriculture.ec.europa.eu/farming/geographical-indications-and-quality-schemes/geographical-indications-registers\\_en](https://agriculture.ec.europa.eu/farming/geographical-indications-and-quality-schemes/geographical-indications-registers_en)

物及び食品とブドウ酒に対する地理的表示の認定、10.19条 ブドウ酒、芳香ブドウ酒及びスピリッツに対する特定地理的表示の認定、10.20条 使用権、10.21条 保護の範囲、10.22条 保護の執行、10.23条 商標との関係、10.24条 保護のための地理的表示の追加、10.25条 地理的表示作業班、10.26条 地理的表示保護のための個別出願))

・2016年7月発効、「EU・モルドバ連合協定」(サブセクション3 地理的表示(296-306条)、付属書XXX 地理的表示)

・2016年7月発効、「EU・ジョージア連合協定」(サブセクション3 地理的表示(169-179条)、付属書XVII 地理的表示)

・2016年9月発効、「EU・西部アフリカ経済パートナーシップ協定」(145条 地理的表示)

・2016年10月発効、「EU・南部アフリカ開発共同体(SADC)自由貿易協定」(プロトコル3 地理的表示とワイン及びスピリッツの取引、プロトコル3の附則 南部アフリカとEUの地理的表示のリスト)

・2017年9月発効、「EU・ウクライナ連合協定」(サブセクション3 地理的表示(201-211条)、チャプター9の付属書XXII 地理的表示)

・2017年9月発効、「EU・カナダ包括的経済貿易協定」(チャプター20サブセクションC 地理的表示(20.16-20.23条)、附則20-A EU又はカナダで生産された製品を識別する地理的表示)

・2019年2月発効、「日本・EU経済連携協定」(第14章第B節第3款 地理的表示(14.22-14.30条)、付属書14-A 地理的表示に関する両締約国の法令、付属書14-B 地理的表示の表)

・2019年11月発効、「EU・シンガポール自由貿易協定」(チャプター10サブセクションC 地理的表示(10.16-10.23条)、付属書10-A 締約国の域内で地理的表示として保護を申請される名称のリスト、付属書10-B 地理的表示の保護)

・2020年8月発効、「EU・ベトナム自由貿易協定」(チャプター12サブセクション3 地理的表示(12.23-12.33条))

・2021年3月1日発効、「中国・EU地理的表示保護と協力協定」(全編)

・2021年5月発効、「EU・英国通商協力協定」(241条 商標によって与える権利の例外、275条 地理的表示に関する見直し<sup>876</sup>)

## 8. フランス

### (1) 地理的表示保護に関連する主な法律

・知的財産法典(Code de la propriété intellectuelle, 2020年8月2日改正)<sup>877</sup>

・消費者法典(Code de la Consommation, 2022年1月1日改正)<sup>878</sup>

<sup>876</sup> 275条 一方の英国と他方のEU及びECとの間の以前の両者の協定の関連規定に留意し、両者は自らの協定の保護と地理的表示保護の効果的な域内執行のための規則に合意するために合理的な努力を共同で行う。

<sup>877</sup> レジフランスウェブサイト

[https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte\\_lc/LEGITEXT000006069414](https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006069414)

<sup>878</sup> レジフランスウェブサイト

[https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte\\_lc/LEGITEXT000006069565?init=true&page=1&query=Cod+de+la+Consommation&searchField=ALL&tab\\_selection=all](https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006069565?init=true&page=1&query=Cod+de+la+Consommation&searchField=ALL&tab_selection=all)

・農業・海洋漁業法典（Code rural et de la pêche maritime、2023年5月5日改正）<sup>879</sup>  
（以下「農業等法典」という）

知的財産法典の「第Ⅶ巻 商標、サービスマーク及びその他の識別性を有する標章」の中の「第Ⅱ編 地理的表示」（L721-1～L722-17）において地理的表示について定められており、第Ⅱ編の第1節では「原産地呼称」（*appellations d'origine*）、同第2節では「工業製品及び手工芸品を保護する地理的表示」（*indication géographique protégeant les produits industriels et artisanaux*）<sup>880</sup>について規定している。

消費者法典の「第Ⅳ巻 製品およびサービスのコンプライアンスと安全性、第Ⅲ編製品およびサービスの価値化」の中の「第Ⅱ章 原産地と品質を特定するその他標識」（L432-1～L432-7）において地理的表示について定められている。

農業等法典の「第Ⅵ巻 生産と市場」の中の「第Ⅳ編 農林水産物、食品の価値化」（L640-1～L644-15）において地理的表示及び原産地呼称について定められている。

（知的財産法典の改正）

2011年以降の地理的表示関係の主な改正内容としては以下である。

2014年3月17日改正<sup>881</sup>によって、地理的表示の侵害品の禁止態様が列挙され、民事責任の対応法令について国内法に加えてEU法が追加された（L722-1）。

上記の改正では、地理的表示の保護対象として工業製品及び工芸品に関する条文が追加された（L721-2）。また、民事訴訟で対象となる地理的表示としてL722-1で定義される工業製品ないし工芸品、及び欧州連合の法律で保護されている原産地呼称ないし地理的表示が追加された（L722-1）。

（消費者法典の改正）

2011年以降の地理的表示関係の主な改正内容としては、2021年10月18日の法改正<sup>882</sup>において、消費者法典L412-11条を以下のように修正するとした。

「その場での消費の、又は持ち帰り用の飲料販売ライセンス、もしくは飲食業ライセンスを保有する施設において、消費者はメニュー、ワインリスト又はその他の媒体上の判読可能な表示によって、瓶、ピッチャー又はグラスの形で販売されるワインの原産、及び場合に依りて原産地保護呼称又は地理的表示保護の名称について情報を得る。

本条の適用方法は、本条に規定された義務が欧州連合法に適合する旨を宣言した欧州委員会が後に、国务院の政令により定められる。」

## （2）地理的表示の定義

フランス知的財産法典 L721-1 によれば、「原産地呼称」とは、「消費者法典第 L115-1 に定められた国、地方又は地域の地理的名称であって、そこを出所とし、その品質又は特

<sup>879</sup> レジフランスウェブサイト

[https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte\\_lc/LEGITEXT000006071367](https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006071367)

<sup>880</sup> なお、この部分に関する法改正は、2014年3月17日法2014-344によってなされている。

<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/LEGIARTI000028739848/2014-03-19/>

<sup>881</sup> [https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article\\_lc/LEGIARTI000028748219](https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article_lc/LEGIARTI000028748219)

<sup>882</sup> <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/attach/pdf/index-15.pdf>

性がその自然及び人的要因を含む地理的環境に起因する製品を指定するのに役立つものから構成される」であると定められている。

また、同 L721 - 2 では、「地理的表示」とは、「農産物、林産物、食品又は海産物以外の製品であって、地理的区域又は特定の場所を原産地とし、かつ、この地理的原産地に本質的に帰することができる一定の品質、評判又はその他の特性を有するものを指定するために使用される地理的区域又は特定の場所の名称である」であると定められている。

なお、農業省傘下の国立原産地品質研究所（Institut National de l'Origine et de la Qualité : INAO）によって管理されている、フランスにおける食品の品質と産地を原産地呼称として識別する表示としては、原産地統制呼称（appellation d'origine contrôlée、AOC）、保護原産地呼称（appellation d'origine protégée、AOP）（英語表記：PDO）、保護地理的表示（indication géographique protégée、IGP）（英語表記：PGI）が存在する。これらの名称のうち、フランス固有の表示は AOC であり、EU レベルにおける AOP（PDO）に相当する。AOP（PDO）及び IGP（PGI）は欧州法に基づく表示である<sup>883</sup>。

### （3）保護対象（工芸品や工業製品の扱いを含む）

知的財産法典における原産地呼称としては規定上の制限はないが（知的財産法典 L721-1）、農業等法典においては農産物、林産物、食品又は海産物（生または加工品）を保護対象品と定めている。（農業等法典 L641-5）

地理的表示については、農産物、林産物、食品又は海産物以外の製品で、工業製品及び手工芸品が保護対象である。（知的財産法典 L721-2）

### （4）地理的表示についての保護を受けるための手続き

知的財産法典

・フランスにおいて、原産地呼称の保護を受けるためには、生産者組合や団体が、国立原産地品質研究所に対して、認証申請を行わなければならない。（知的財産法典 L721-3）

・工業製品及び工芸品を保護する地理的表示の保護を受けるためには、知的財産法典 L721-4 で規定される関係事業者を代表する団体が、フランス産業財産庁に対して、登録申請を行わなければならない。（知的財産法典 L721-3、L721-4）

農業等法典

・国立原産地品質研究所（L'Institut national de l'origine et de la qualité 「INAO」）は、第 640-2 条に記載されている品質と原産地を識別する標識に関する立法及び規制規定の実施を担当する行政機関である。（L642-5）

・レッドラベル、原産地呼称、地理的表示、又は伝統特産品保証製品の保護と管理は、法人格を持つ組織によって保証される。（L642-17）

---

883

[https://www.inao.gouv.fr/content/download/1840/18727/version/2/file/201611\\_Guide%20du%20demandeur%20AOPIGP%20viticole.pdf](https://www.inao.gouv.fr/content/download/1840/18727/version/2/file/201611_Guide%20du%20demandeur%20AOPIGP%20viticole.pdf)



## ※レッドラベル

・L641-1、L641-6、L641-11、L641-11-1、L641-11-2及びL641-13に定める品質及び原産地の識別の標識の仕様は、製品の管理又は認証条件の遵守を図るため、製品の生産、加工、又は包装の条件に係る全ての者に報告義務を設け、記録の保持を課すことができる。

(L642-1)

・ワイン製品、アロマワイン製品、又はスピリッツの原産地呼称又は地理的表示の仕様には管理計画又は検査計画のいずれかを添付する必要があり、品質と原産地を特定する別の標識の指定には管理計画を添付するものとする。(L642-2)

・検査機関は、認証機関又は検査機関であり、管理計画又は検査計画に基づいて生産者の管理業務を実施する必要がある。これらの機関は L640-3 に規定された法令に定められた条件の下で認定及び承認される。(L642-3)

### (5) 異議申立制度

原産地呼称の異議申立制度としては、国立原産地品質研究所の調査委員会の審査が終わると、原産地表示の使用を許可するための要件を全て記載した草案が作成され、当該原産地表示の保護について利害関係を有する個人又は団体に異議を申立てさせるために、2 か月間公示される。(知的財産規則 R712-8)

地理的表示についても2か月の期間が与えられ、異議申立をすることができる。(知的財産規則 R712-16-1、R712-17、R712-19)。なお、出願後の公告から2か月間に何人も意見を提出できる規則がある<sup>884</sup>。(知的財産法典 L721-3、知的財産規則 R721-3)

### (6) 地理的表示保護の効力

知的財産法典

・地理的表示を登録と、法人格を有する私的機関により、地理的表示を有する製品の安全及び管理を確保する (L721 条 4)。

・登録名称は、登録の対象でない製品に関する登録名称の直接的又は間接的な商業上の使用であって、当該製品が当該名称で登録されている製品と同等であるもの又は当該使用により保護名称の評判を享受することができ、製品もしくはサービスの真正の原産地が表示されている場合でも又は保護名称が翻訳されているか若しくは「kind」、「type」、「method」、「manner」、「imitation」などの表現若しくは類似の表現を伴う場合でも、盗用、模倣又は参照、製品の出所、原産地、内容又は本質的品質に関するその他の虚偽の又は誤認を生じさせる情報であって、包装又は梱包、関係する製品に関する広告又は書類に記載されているもの及びその原産地に関して虚偽の印象を与える虞がある容器に入れた製品の梱包、製品の真正の原産地に関して消費者に誤認を生じさせる虞があるその他の行為から保護され、地理的表示が一般的とみなされる製品の名称を含む場合は、当該一般名称の使用は、前記規定に反するものとはみなされない (L721 条 8 (I))。

<sup>884</sup> <https://www.inpi.fr/en/protoger-vos-creations/protoger-votre-savoir-faire-local/les-etapes-cles-du-depot-de-l-indication-geographique>

## 農業等法典

・原産地呼称を構成する名称又はこれを想起させるその他の表示は、1990年7月6日から施行されている法律及び規制の規定に反し類似の製品に使用することができない。名称を汚染したり希釈する可能性があったりする場合、これらを如何なる機関、その他の製品やサービスにも使用することができない。(L643-1)

### (7) 一般名称の扱いに関する規定

知的財産法典 L721-8 において、「本節に規定された条件下で承認された地理的表示は、一般名称とみなされず、公有に属することはできない。」という規定がある。

農業等法典 L643-1 において、「原産地呼称は、決して一般名称化されることなく、パブリック・ドメインに該当することがない。」という規定がある。

### (8) 商標に関する規定との調整規程

原産地呼称に関する規定上の商標との間の調整規定については、関連の規定はないものの、フランス固有の AOC 等は全て EU の PDO 等に移行されているため、本項目に関しても該当する EU 規則の規定が適用される。

商標に関する規定上の地理的表示との間の調整規定については、フランスで効力を有する原産地呼称又は地理的表示を侵害する商標は、特に、有効に登録されず、登録されても無効とされることがある。(知的財産法典 L711-3、L722-1)

### (9) 運用の状況 (判例・事例など)

情報なし。

### (10) 地理的表示の登録リスト

製品名や地域情報を入力することにより検索できる<sup>885</sup>。

### (11) 地理的表示に係る国際協定

EU 枠組みにより国際協定が締結され、単独での国際協定なし。

## 9. イタリア

### (1) 地理的表示保護に関連する主な法律

・イタリア産業財産権法典 (2010年8月31日公布、2010年9月2日施行)<sup>886</sup>

(法律の目的)

この法は、イタリアの競争力を高め、知的財産権の価値を強化し、国内、欧州、国際レベルでの出願を奨励するための基本的なサポートを政府から提供するもので、2010年の改正で更新された工業所有権法の目的は、国内の知的財産法の再編と近代化に限定されるものではなく、イタリア経済の回復、更にグローバル競争を促進するというより広範な目的

<sup>885</sup> <https://www.inao.gouv.fr/Espace-professionnel-et-outils/Rechercher-un-produit>

<sup>886</sup> <https://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/it/it204en.pdf>

を持っている。(前文)

・EU規則 No1151/2012 の国内施行に関する 2013 年 10 月 14 日付省令 (イタリア・農産品等手続き規則、以下「農業品等規則」という)<sup>887</sup>

(法律の目的)

連合の農業、漁業、水産養殖生産の品質と多様性は、連合の生産者にとって重要な強みと競争上の優位性を表しており、その生きた文化のおよび美食遺産の不可欠な部分である。この規則は、新しい生産方法や材料の進化を考慮しながら伝統を守る。(規則 (1))

・ワインの栽培及びワインの製造並びに取引に関する有機的規律に関する法律 2016 年第 238 号 (イタリア・ワイン法令、以下「ワイン法令」という)<sup>888</sup>

(法律の趣旨)

ワインは、ブドウ、ブドウの木、そしてワイン生産地域の産物であり、技能、知識、実践、伝統の組み合わせの成果であり、社会的及び社会的観点から保護され、経済的持続可能性、生産性、環境的、文化的に強化されるべき国家文化遺産を構成する。(同 1 条)

・2008 年 1 月 15 日付のスピリッツの定義、種類、展示、標識及び保護に関する欧州議会及び理事会規則 No.110/2008 の実施規則に関する 2010 年 5 月 13 日付省令 No.5195 (イタリア・スピリッツ実施規則)<sup>889</sup>

(法律の目的)

この規定は、2008 年 1 月 15 日の欧州議会及び欧州理事会の 110/2008 規則におけるスピリッツの定義、指定、表示、ラベル表示及び地理的表示の保護に関するものを定めるためのものである。(前文)

## (2) 地理的表示の定義

・イタリア産業財産権法典 29 条

国、地域、地方を特定する地理的表示及び原産地呼称は、その場所で生産され、その品質、評判、又は特性が専ら又は本質的に自然環境、人的要素と伝統的要素を含む原産地の地理的環境に起因する製品を指定するために採用される場合に認められる。

・ワイン法令 (原産地呼称及び地理的表示の定義は、1308/2013EU 規則 93 条による)

「原産地呼称」とは、以下の要件を満たす製品を説明するために用いられ、地域、特定の場所又は例外的かつ正当に正当化される場合における国の名称をいう：

(i) 製品の品質及び特性が、本質的に又は排他的に、固有の自然的及び人的要因を有する特定の地理的環境によるものであること；

(ii) 製品が生産されるブドウが、その地理的地域から独占的にもたらされること；

(iii) 生産がその地理的地域で行われること。

(iv) 製品が *Vitis vinifera* に属するブドウ品種から得られるものであること；

<sup>887</sup> <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/IT/TXT/PDF/?uri=CELEX:32012R1151&from=it>

<sup>888</sup> <https://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:legge:2016-12-12:238!vig=>

<sup>889</sup> <https://www.politicheagricole.it/flex/cm/pages/ServeBLOB.php/L/IT/IDPagina/3612>

・「地理的表示」とは、地域、特定の場所又は例外的かつ正当に正当化される場合には国を指す表示であって、以下の要件を満たす第 92 条第 1 項の製品を説明するために用いられるものをいう：

(i) その地理的原産地に起因する特定の品質、評判又はその他の特性を有するものであること；

(ii) 生産に使用されるブドウの少なくとも 85% が、その地理的原産地のみであること；

(iii) その生産がその地理的地域で行われていること。

(iv) *Vitis vinifera* に属するブドウ品種、または *Vitis vinifera* 種と *Vitis* 属の他の種との交配種から得られたものであること。

・伝統的な用語「DOCG」及び「DOC」は、それぞれ、イタリアが PDO ワイン製品に使用する「管理及び保証された原産地呼称」及び「管理された原産地呼称」を意味する。特に頭文字を取った「DOCG」は、少なくとも 7 年間既に DOC として認識されているワインを指すものであり、これらのワインは本質的な品質特性と得られた商業的評判により特別な価値がある。(ワイン法令 28 条、33 条)

・伝統的な用語「IGT」は、イタリアが PGI ワイン製品に使用する「典型的な地理的表示」を意味する。(ワイン法令 28 条、33 条)

#### ・イタリア・スピリッツ実施規則

「地理的表示」とは、スピリッツの特定の品質、評判、又はその他の特性が本質的に地理的な起源に起因する場合に、欧州共同体規則に定められた定義に従って、イタリアの領土、イタリアの地域又は地方で生まれたスピリッツを特定する表示をいう。(1 条)

### (3) 保護対象（工芸品や工業製品の扱いを含む）

農産物等規則は、農産物、水産物等を保護対象としており、ワイン法典はワインを保護対象とし、スピリッツ実施規則はスピリッツを保護対象とし、産業財産権法典は規定上の制限がない。

### (4) 地理的表示についての保護を受けるための手続き

#### ・イタリア産業財産権法典

1 条によれば、「この規範の目的上、「産業財産権」という表現には、商標及びその他の独特のマーク、地理的表示、原産地呼称、意匠及びモデル、発明、実用新案、半導体製品の形状、企業秘密情報及び植物の新品種が含まれる。」とされ、産業財産権の登録が地理的表示や原産地呼称の登録に適用される。

法律の要件が満たされている場合、登録商標以外の識別マーク、企業秘密情報、地理的表示、原産地呼称は保護される。(同 2 条 4 項)

・イタリアにおいて原産地呼称又は地理的表示の保護を受けるためには、農業食品林業政策省 - 農業食品品質促進総局および登録対象の生産物が属する地域（複数可）に対して、

登録申請を行わなければならない。(農産品等規則 6 条)

PDO 又は PGI の登録を申請する資格のあるものは、区切られた領域内にあり、登録要件の対象となる商品と同じものを扱う生産者及び/又は加工業者で構成される団体である。

(農業品等規則 4 条参照)

PDO 又は PGI 登録申請は、農業、食品、林業、観光政策省及び登録の対象となる生産地域が属する地域に提出する必要がある。申請書と共に設立証書及び/又は規約、関連会議の決議、製造仕様書、検査機関の名称、住所、連絡先の詳細、歴史的な報告書、技術報告書、社会経済的関係、生産地域の特定資料等を提出しなければならない。(同 6 条参照)

#### ・ワイン法令 (32 条)

欧州連合における保護。DO 及び GI の保護を付与する手順

1. PDO 及び PGI ならびに伝統的な用語 DOCG、DOC、及び IGT の保護の授与は、欧州委員会によるそれぞれの保護申請の受理と同時に、その識別に関する規定に従って行われる。申請書及び申請書自体の内容を提出させる権利があり、規則(EU)No. 1308/2013 及び欧州連合の関連する委任法及び実施法によって規定される国内の予備手続き及び欧州連合の手続きに準拠する被験者により行われ、手数料を納付する。

2. 第 1 項に規定する国内手続きは、国、地域、トレント及びボルツァーノ自治州の間の関係に関する常設会議の合意を条件として、大臣の法令によって確立される。

3. 欧州委員会への保護申請、PDO から PGI への変更申請、及び第 36 条に規定する製造規格の変更申請の提出日から、以下のワインは、関連する DO 又は GI は、申請者が管轄地域との合意のもと、事前に省から認可を受けている場合に限り、現行の欧州連合の規制に従ってラベルを付けることができる。

#### ・スピリッツ実施規則 (4 条 2 項)

第 1 条第 2 項 b) に示されているスピリッツ飲料の登録申請は、次の第 5 条で言及されているテクニカルシートを添え、法定代理人の署名を経て、権限を与えられた対象者によって法的文書で地域を通じて省に提出される。

この申請は、次の書類によって完了する。

a) スピリッツの地理的表示が含まれる地域又は自治州が発行した登録に対するポジティブな意見

b) 地理的表示が付いたスピリッツがイタリアの領土、又はイタリアの地域或いは地方に由来し、特定の品質、評判、又はその他の技術的特徴がその地理的起源に起因することを示す技術報告書

c) 問題のスピリッツのカテゴリーに関連する、共通言語による地理的表示の伝統的な使用を示す参考文献及び/又は商業文書を伴う歴史的報告書

d) 現在生産及び販売されている数量及び販売市場を示す社会経済報告書

e) 申請した協会及び専門組織の設立証書及び規約

f) 地理的表示を作成する企業のリスト

### (5) 異議申立制度

農産品等規則 9 条によれば、関係当事者は、イタリアの公報に提案された製品明細書が

掲載された日から 30 日以内に出願に対する異議申立をすることができる。

加えて、EU 規則 No1151/2012 の 51 条によれば、EU レベルでは、いかなる加盟国又は第三国、又は正当な関係を有する自然人又は法人も、欧州共同体公報に地理的表示の出願が掲載された日から 3 ヶ月以内に、欧州委員会に異議理由を付した異議申立書を提出することにより、異議申立をすることができる。

ワイン法令では、欧州の立法によると定めている。(ワイン法令 4 条参照)

また、スピリッツ実施規則においては、以下のように定められている。(同 6 条参照)

1. 所管機関は、提出された申請が完全であり、この政令及び地域の法律に準拠していることを確認し、必要に応じて申請の受信から 30 日以内に文書の統合を要求する。

2. 所管機関は、申請を受け取ってから 60 日以内に、申請自体と関連する技術シートをイタリア共和国官報に掲載する。

3. 前項 2 で言及した公告から 60 日以内に、利害関係者は登録に対して異議を申し立てることができる。

4. 異議がない場合、管轄機関は第 3 項に示された期限内に、共同体登録のための技術シートを含む政令をイタリア共和国官報に公布し、その公告から 30 日以内に共同体登録申請書を欧州委員会への登録として送付する。

5. 前段落 3 で言及された異議は、以下の側面に関連して動機付けられていなければならない。

a) 製品の構成と生産技術

b) 地理的名称

c) 同音異義語の存在

d) 生産の伝統性

6. 理由のある異議は管轄機関に提出され、管轄機関は利害関係者からの聴取後、完全な文書を次の第 8 条に規定する調停委員会に提出し、調停委員会は受領後 60 日以内に意見を表明する。調停委員会は、利害関係者及び地域にさらなる情報を要求する場合がある。

7. 同省は、異議申立て手続きの終了後、委員会の意見をイタリア共和国官報に掲載する。

8. 前段落 5 で言及した調停委員会によって根拠がないとみなされた異議の場合、同管轄機関は地理的表示を認める法令をイタリア共和国官報に公布し、かかる公告から 30 日以内に申請書に関連する技術データシートを欧州委員会に登録するために送付する。

9. コミュニティの手続きが無事に完了すると、問題の地理的表示に関する欧州委員会の決定が欧州連合官報に掲載された後、同管轄機関は技術データシートの要素を含む EU 委員会によって承認された製造仕様書を次のように公表する。

10. 第 1 条第 2 項 a) に記載のスピリッツについては、関連する技術シートを添えた申請書を 2013 年 2 月 20 日までに同省に提出しなければならない。

## (6) 地理的表示保護の効力

イタリア産業財産権法典

・不正競争に関する規定及びこれに関する国際条約に従い、先に善意で取得した商標の権利を持ち、同一の製品が実際の実地の原産地とは異なる産地で生産されているか、又はその製品が地理的表示によって指定された産地で生産された製品に属する品質について、公衆の

誤解を招くおそれのある場合に、地理的表示及び原産地呼称の使用は禁止される。(30条1項)

・30条1項に示された保護は、その名前が公衆を誤解させるような方法で使用される場合を除き、第三者が事業活動において自分の名前又はその譲渡人の名前を使用することを禁止するものではない。(30条2項)

#### 農産品等規則(24条)

・登録名は、いかなる奪取、模倣、或いは消費者の誤解惹起の虞があるその他の行為からも保護される。

#### ワイン法令(44条)

・PDO及びPGIワイン製品として保護される地理的表示、伝統的用語、その他の表示の使用は、欧州委員会のPDO及びPGIの登録日から地理的表示及び伝統的用語等を、より広い地理的範囲、サブエリア及びより狭い地理的範囲及び各PDO及びPGIにより保護されるその他の表示について、関連する製造仕様、特定の欧州連合の法律及びこの法律で定められている内容に準拠しない限り使用できない。

#### スピリッツ実施規則(7条)

1. 地理的表示のあるスピリッツの製造に関する規定の遵守管理は、指定された公的機関及びICQRFによってこの目的のために認可された管理団体によって実施され、公式管理に関する規制2004年4月29日(EC)no882/2004の規定に従って運営される。

2. ICQRFは、地理的表示を伴うスピリッツの製造及び販売を管理する権限を与えられた団体の特定のリストを作成する。

3. 第2項に記載のリストに含めることを意図する管理機関は、2010年5月1日から始まったEN45011に基づく規格への準拠を確認した後、リスト自体に登録するための承認申請書、及び特定の生産に関する資格のある職員の利用可能性、要求された管理活動を実行するのに適した手段の利用可能性についてICQRFの長に提出する。

4. 本政令第3条に規定する団体及び団体は、関連する生産物を管理するために、第2項に規定するリストを参照する公的機関又は認可された管理団体を特定しなければならない。

5. 管理機関、又は必要に応じて指定された公的機関は、地理的表示の技術データシートに基づいて作成された特定の管理計画をICQRFに提出する。ICQRFは提示された管理計画の評価を進め、イタリア共和国官報に掲載される特定の法令による機関の承認を進める。

6. ポイント1で言及した管理構造は、製品を市場に出す前に、特に次のことを検証する。

a) 原材料の原産地及び出所に関する特定の表示は、原材料自体に添付されている文書に記載されている。

b) 記録によれば、製造は地理的表示が指す地理的地域で行われた。

c) 蒸留後の作業は、技術シートに別段の規定がない限り、瓶詰めおよび厳密に関連する作業を除き、表示が示す地理的地域で実施される。

d) 認証機関の活動に関連する費用は、スピリッツの製造者が負担する。

## (7) 一般名称の扱いに関する規定

(一般名称の地理的表示の保護の可能性)

対応する EU の規則が適用<sup>890</sup>されるため、一般名称は保護されない。

(保護された地理的表示の一般名称化)

対応する EU の規則が適用<sup>891</sup>されるため、保護名称は、一般名称にはならない。

## (8) 商標に関する規定との調整規程

地理的表示に関する規定上の商標との間の調整規定は、該当する EU 規則が適用される。

不正競争を規制する規定、本主題を規制する国際協定、及び誠意をもってすでに取得されている商標権により、地理的表示及び原産地名称の使用は、かかる使用が公衆を欺く可能性がある場合、及び、いかなる方法であれ製品の名称又は表示における使用により、同一製品が実際の原産地以外の場所を起源としていること、又は、当該製品が、ある地理的表示により指定される場所に起源する製品に関する品質を有していることが示され又は示唆される場合は、禁止される」と規定している。上記の保護は、第三者がその事業活動において自身の名称又は同一活動の譲渡人の名称を使用することを、権利者が禁じることを認めない。但し、かかる名称が公衆を欺くような方法で使用される場合はこの限りでない。(産業財産権法 30 条)

## (9) 運用の状況 (判例・事例など)

情報なし。

## (10) 地理的表示の登録リスト

・イタリアの農林水産省のウェブサイトで検索できる<sup>892</sup>。

## (11) 地理的表示に係る国際協定

EU 枠組みにより国際協定が締結され、単独での国際協定なし。

## 10. ブラジル

### (1) 地理的表示保護に関連する主な法律

ブラジル産業財産法 (Brazilian Industrial Property Law, Law No.9.279, of May 14, 1996 as amended by Law No.14, 200 of September 2, 2021)<sup>893</sup>において、特許及び商標と同様に、地理的表示に関する独立した章があり、「IV 地理的表示」(176 条～182 条)を中心に規定されている。

更に、実施規則 (Ordinance No.149 of May 15, 2013) 136 条 V において知的財産法に基

<sup>890</sup> EU 農産品等規則に基づく場合、一般名称は EU で登録されない (3 条 1 項)。

ただ、EU 農産品等規則では、一般名称を含む地理的表示は登録可能とされている (13 条 1 項)。

<sup>891</sup> 一度地理的表示として EU で保護された地理的表示は、一般名称にはならない (EU 農産品等規則 13 条 2 項)。

<sup>892</sup> <https://dopigp.politicheagricole.gov.it/scopri-il-territorio>

<sup>893</sup> [http://www.planalto.gov.br/ccivil\\_03/Leis/L9279.htm](http://www.planalto.gov.br/ccivil_03/Leis/L9279.htm)

づく登録申請を審査・登録するとともに出願を奨励・支援すると定めている。

また、ブラジル工業財産局（INPI）は、2021年10月19日に46/2021号法令<sup>894</sup>を發布し、地理的表示専用標識について、目的と用途を含めて規定した。当該法令が実施されてから、ブラジルでの地理的表示は出所表示と原産地呼称を含めて当該専用標識とあわせて使われる（同法令1条）。法外法令は2021年11月1日より施行される。当該専用標識は、ブラジル工業財産局（INPI）で登録された地理的表示製品の生産者又はサービス提供者のみ使用可能であり、専用標識は必ず相応する顕著な原産地表示又は原産地呼称と共に使用しなければならない。

（法律の目的）

ブラジル産業財産法2条によれば、ブラジル社会の利益並びに技術及び経済発展を考慮し、発明特許及び実用新案特許の付与、工業意匠登録の付与、標章登録の付与、虚偽の地理的表示の防止及び不正競争の防止の方法によって産業財産権に関する権利保護が与えられると規定されている。

## （2）地理的表示の定義

ブラジル産業財産法176条において、「地理的表示とは、出所表示又は原産地呼称をいう。」と定義されている。

また、同177条において「出所表示とは、国、その領土内の都市、地方又は場所についての地理的名称であって、一定の商品の抽出、生産若しくは製造、又は一定の役務の提供に係る中心地として知られているものを意味する。」と定められ、同178条において「原産地呼称とは、国、その領土内の都市、地方又は場所の地理的名称であって、専ら又は本質的に、その自然的及び人的要因を含む地理的環境に起因する品質又は特性を備えた商品又は役務を指定するものをいう。」と定められている。

## （3）保護対象（工芸品や工業製品の扱いを含む）

ブラジルにおける地理的表示の保護対象は、製品のみならず、サービスまで含むとされている<sup>895</sup>。

地理的表示の定義から、当該要件を満たす工芸品や工業製品を含む全ての製品がその保護対象になっていることが分かるが、ブラジルの研究者のWIPOでの報告には以下の内容が含まれており、サービスまで対象にしているという。

「サービス提供センターは、特定のサービスが提供される地理的エリアであり、この場合、その場所は提供されるサービスによって知られるようになり、最終的にそのサービス関連の製品によって知られるようになるが、特定のサービスは行われる実際の作業と理解され、特定の地理的領域で行われる特定の定期的活動である場合、地理的表示によって付与される保護は、製品やこの活動の結果物でなく、サービス自体を指す。」<sup>896</sup>

また、ブラジル産業財産法182条では「地理的表示の使用は、その場所において業を営む生産者又は役務提供者に限定されるものとし、原産地呼称の場合は、品質上の要件が満

<sup>894</sup> PORTARIA/INPI/PR No.046, DE 14 DE OUTUBRO DE 2021.

<sup>895</sup> Dr Suelen Carls, 46<sup>th</sup> Session of the WIPO Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications (SCT), Geneva, November 22, 2022.

<sup>896</sup> 同上。

たさなければならない。」と定められている。

#### (4) 地理的表示についての保護を受けるための手続き

ブラジルにおいて地理的表示の保護を受けるためには、地理的表示の登録出願をブラジル契約・地理的表示登録総局 (Diretoria de Contratos, Indicações Geográficas e Registros) に行い、登録されなければならない (実施規則 136 条)。

INPI は、地理的表示を登録するための条件を設定する (ブラジル産業財産法 182 条補項)。

#### (5) 異議申立制度

地理的表示の出願公告後、60 日以内異議申立てを行うことができる。異議申立てがあった場合、出願人は 60 日以内に応答しなければならない。

#### (6) 地理的表示保護の効力

ブラジル産業財産法

・保護は、地理的表示のグラフィック又は比喩的表現、及びその名称が地理的表示である国、都市、地域、又はその領域内の地域の地理的表現にまで及ぶ。(179 条)

・地理的表示の使用は、その場所に設立された生産者やサービス提供者に限定され、原産地呼称に関連して品質要件も求められる。(182 条)

・該当する商品の真正の原産地を示している場合であっても、「type」、「species」、「genus」、「system」、「similar」、「substitute」、「identical」又はそれに類する語句を伴う、商品、梱包、包装、リボン、ラベル、チラシ、ポスター又は公表若しくは広告に関する他の手段での保護されている地理的表示の使用は、犯罪とみなされる。(193 条)

#### (7) 一般名称の扱いに関する規定

ブラジル産業財産法 180 条によれば、「地理的名称が商品又は役務を指示するものとして一般に使用されるようになったときは、その名称は地理的表示とみなさない。」とある。

#### (8) 商標に関する規定との調整規程

ブラジル産業財産法 181 条では、「出所表示又は原産地呼称を構成しない地理的名称は、それが虚偽の出所を示唆するものでないことを条件として、商品標章又は役務標章の特徴的要素として使用することができる。」と定められている。

#### (9) 運用の状況 (判例・事例など)

情報なし。

#### (10) 地理的表示の登録リスト

ブラジル工業財産局のウェブサイトを確認できる<sup>897</sup>。

---

<sup>897</sup> <https://www.gov.br/inpi/pt-br/servicos/indicacoes-geograficas/pedidos-de-indicacao-geografica-no-brasil>

### (1 1) 地理的表示に係る国際協定

- ・2016年4月発効、「メルコスール・SACU 特恵貿易協定」(地理的表示保護の規定なし)
- ・2017年9月発効、「メルコスール・エジプト自由貿易協定」(規定なし)
- ・2017年12月発効、「メルコスール・コロンビア経済補完協定 (ACE72号)」(規定なし)
- ・2022年1月発効、「チリ・ブラジル自由貿易協定」(積極的な保護規定なし)

## 1 1. メキシコ

### (1) 地理的表示保護に関連する主な法律

- ・メキシコ産業財産法 (Ley de la Propiedad Industrial、2020年7月1日改正公布、2020年11月5日施行)<sup>898</sup>

メキシコでは、産業財産法において地理的表示について、「第5章 原産地呼称と地理的表示」(264条~326条)で定めている。なお、2018年3月13日改正公布にあたっては、(i)原産地呼称(DO)に加え、地理的表示(GI)を保護対象に追加、(ii)外国のDOやGIをメキシコにおいて保護するための手続きを規定している<sup>899</sup>。

(法律の目的)

メキシコ産業財産法2条によれば、「原産地呼称及び地理的表示の宣言を通しての産業財産の保護」、「産業財産を侵害し又は産業財産に関する不当競争を形成する行為を防止し、またそのような行為に対する制裁及び刑罰を規定すること」と規定されている。

### (2) 地理的表示の定義

メキシコ産業財産法264条において、「原産地呼称とは、製品の品質、特徴又は名声が専ら又は本質的に原材料の原産地、生産プロセス、また、製品に影響を及ぼす自然的及び文化的要因に基因する限り、原産地とする地理上の地域に関連する製品であると理解される。」と定義されている。

また、メキシコ産業財産法265条において、「地理的表示とは、以下の認識であると理解される。(1)商品とその商品に由来するものとして指定するのに相応しい地理的範囲(2)商品とその商品に由来するものとして識別する表示(3)商品の名称と地理的範囲との組み合わせ。ただし、当該商品の特定の品質、世評又はその他の特徴が、原材料、製造方法又は自然的及び文化的要因の何れかについて、地理的起源に起因する場合に限る。」と定義されている。

### (3) 保護対象(工芸品や工業製品の扱いを含む)

地理的表示の保護対象に関しては、特に規定されていない。

### (4) 地理的表示についての保護を受けるための手続き

- ・メキシコ産業財産法

<sup>898</sup> 和訳条文、特許庁ウェブサイト

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/mexico-sangyou.pdf>

<sup>899</sup> <https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/04/a4738b28e88f6984.html>

メキシコにおいて原産地呼称又は地理的表示の保護認可は、「保護されるべき商品の抽出、生産又は仕上げに直接的に従事している個人又は団体」、「保護されるべき商品に関与した製造業者又は生産業者の会議所若しくは組織」、「連邦政府の機関又は出先機関」、「保護されるべき商品を抽出、生産又は仕上が行われる領土又は地理上の地域における連邦の州政府」又は「連邦議会下院」による請求に応じて行われる。(273条)

メキシコ産業財産庁 (Mexican Institute of Industrial Property) に出願を書面で行わなければならない。(274条)

出願が提出されると、産業財産庁は、最大 6 か月までに提示された情報及び書類を審査し、提出された書類が法的要件を満たさず、出願の要素の何れかの理解及び解析にとって不十分である場合、若しくは指定された原産地呼称又は地理的表示が 271 条に言及されている拒絶理由の何れかに該当する場合、出願人は必要な明確化又は追加を要求され、かつ、そのために 2 か月の期間が与えられる。(278条)

出願人は、278 条に言及されている要求に応じるため、請求及び期間に応じた所要の手数料の納付証明書の確認を行う必要なしに 2 月の追加期間を有することができる。出願人が最初の期間又は本条に言及されている追加期間内に自身に送達された要求に応じない場合若しくは出願人が所要な手数料の納付証明書を提出しない場合、出願は放棄されたとみなす。本庁は、第 5 章の条件に基づく宣言の処理が妥当であるとみなす場合には、職権で当該処理の措置を続行することができる。(279条)

出願人は、原産地呼称の出願を地理的表示の出願へ、又はその逆の出願へ変更することができる。出願人は、そのような出願の変更を出願提出日から 2 か月以内、又は本庁が出願人に対して変更を求めた日から延期不可能な 2 月以内にのみ行うことができる。この場合、出願日は出願変更請求日となる。出願人が本庁によって許可された期間内に出願変更を行わない場合、当該出願は放棄されたとみなす。(280条)

提出された書類が法的要件を満たす場合、本庁はこれを官報に公告する。(281条)

## (5) 異議申立制度

産業財産庁は、公告の日から 2 か月の期間を指定して、正当な法的利害関係を有する第三者に意見又は異論を述べ、かつ、関連証拠を提出する機会を与えるものとする。(メキシコ産業財産法 282条)

本庁は、出願人に対して、受理された異議を通知し、通知された異議の申立、意見又は異論に関して自身の権利が適切であることを表明するため、かつ、該当する場合には、証拠を提出するために、通知が発行した日から 2 月までの延期不可の期間を付与する。(メキシコ産業財産法 283条)

文書に含まれていない告白又は証言並びに法律及び道徳に反する証拠を除いて、あらゆる種類の証拠が認められる。本庁は、認可を下す前の如何なる時点でも、適切と考える調査を実行し、かつ、必要と考える諸要素を収集することができる。(メキシコ産業財産法 284条)

本法第 283 条に言及されている期間が終了すると、続いて、背景の解析、検討の実施及び証拠の提出が行われ、かつ、認可を下す前に、該当する場合には、本庁によって斟酌されることになる書面による意見を 10 日以内に提出できるように、出願人及び異議申立を提出した者が利用できるようにしなければならない。この期間が満了すると、対応する認可が

発行され、関与する当事者は、当該認可について通知される。(メキシコ産業財産法 285 条)

## (6) 地理的表示保護の効力

・メキシコ産業財産法

本法が原産地名称に対して与える保護は、産業財産庁が発するその趣旨の宣言により開始する。そのような原産地名称の違法な使用は、例えば、「kind」、「type」、「style」、「imitation」若しくはその他の類似語の使用、又は消費者の心に混同を生じさせ不正競争を暗示するような表示を伴う使用を含め、処罰される。(157 条)

原産地名称及び保護された地理的表示は、国家資産であり、本庁によって発せられた認可を通じてのみ使用することができる。原産地名称及び保護された地理的表示の保護及び防御の行為を履行することは産業財産庁が担当する。その権限は、本法の規則に規定され、第三者に委任することができる。(268 条)

## (7) 一般名称の扱いに関する規定

メキシコ産業財産法 271 条によれば、「保護が求められている商品の技術的、一般的又は普通に使用されている名称及び日常語又は業務慣行において通常の又は一般的な要素となった用語」については、原産地呼称又は地理的表示として保護することができないとあり、メキシコでは一般名称になった場合は原産地呼称又は地理的表示として保護されない。

なお、同 270 条によれば、「商品の普通名称又は一般名称は、原産地呼称又は地理的表示の要素として含まれ得る」もので、このような使用類型において、普通名称又は一般名称を使用することが自由であると定められている。

## (8) 商標に関する規定との調整規程

・メキシコ産業財産法 90 条 (IV)、(X) 及び (XI) では、次のものが商標登録の拒絶理由となると定めている。

一原産地名称を特定する機能を果たす説明的又は指示的な用語を含む、商標

一固有又は普通の地理学上の名称及び地図、さらには国を示す名詞又は形容詞で、商品又はサービスの出所を表示しそのような出所に関する混同若しくは誤認を生じさせる可能性があるもの

一ある商品の製造で知られている都市若しくは場所の名称で、それら商品を保護するためにつけられているもの。ただし、特異性がありかつ混同の虞がない私有地の名称で、その所有者の同意が得られているものは除く

また、同 271 条では、「商標又は広告スローガンの登録のために先に提出された係属中の登録出願；又は同一若しくは類似の商品若しくは役務に指定されている登録され、現時点で有効な商標若しくは広告スローガンと同一若しくは混同を生じるほどに類似している名称」については、原産地呼称又は地理的表示として保護することができないと定められている。

## (9) 運用の状況 (判例・事例など)

情報なし。

## (10) 地理的表示の登録リスト

メキシコ産業財産庁のウェブサイトで確認できる<sup>900</sup>。

## (11) 地理的表示に係る国際協定

- ・2012年2月発効、「メキシコ・ペルー自由貿易協定（ACE67号）」（地理的表示保護の規定なし）
- ・2012年9月発効、「メキシコ・中米諸国単一自由貿易協定」（積極的な保護規定なし）
- ・2015年7月発効、「メキシコ・パナマ自由貿易協定」（積極的な保護規定なし）
- ・2016年5月発効、「太平洋同盟」（規定なし）
- ・2018年12月発効、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）」（18.1条 定義、18.19条 団体標章及び証明標章、第E節 地理的表示（18.30-18.36条））
- ・2020年7月発効、「米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）」（セッションE（20.29-20.35条）地理的表示）
- ・2021年6月発効、「英国・メキシコ貿易継続協定」（規定なし）

※メキシコはEUとの間で相互にスピリッツの名称を保護する協定を結ぶことで地理的表示保護の協力関係を強化してきたが、1997年に初めて協定を結んで以来、2004年に一度修正し、2020年1月31日に最新の修正版が効力を発生した。

## 12. アンデス共同体

### (1) 地理的表示保護に関連する主な法律

- ・アンデス共同体委員会の知的財産に関する決定 No.486（DECISION486：Common Intellectual Property Regime、2000年9月14日発効<sup>901</sup>、以下「決定 No.486」という）
- ・アンデス共同体委員会の知的財産に関する決定 No.689（DECISION689：Common Intellectual Property Regime、2008年8月15日発効<sup>902</sup>、以下「決定 No.689」という）

アンデス共同体においては、アンデス共同体委員会の決定 No.486 の「第XII章：地理的表示」において原産地呼称及び原産地表示の保護について規定されているが、実際の原産地呼称及び原産地表示の保護については、各加盟国（ペルー、ボリビア、コロンビア、エクアドル）において行われている。（決定 No.486、214条）

### (2) 地理的表示の定義

原産地呼称とは、「ある特定の国、地方又は場所のそれではなしに特定の地域を指し、その中に、自然的及び人的要因の両者を含めてそれが製造される専ら又は本質的に地理的

<sup>900</sup> <https://www.gob.mx/impi/acciones-y-programas/declaraciones-generales-de-proteccion-de-denominaciones-de-origen>

<sup>901</sup> [https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/ketsugi\\_486.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/ketsugi_486.pdf)

<sup>902</sup> [https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/ketsugi\\_689.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/ketsugi_689.pdf)

環境により質、評価又は他の特徴の源がある製品を特定するために用いられる、ある特定の国、地方、場所、又は、地理上の名称において存する地理的な表示であると理解されると定められている。(決定 No.486、201 条)

なお、原産地表示については、「特定の国、地域、地方、場所を表示又は喚起させる名称 (name)、表現 (expression)、画像 (image)、標識 (sigen)」と定義している。(決定 No.486、221 条)

### (3) 保護対象 (工芸品や工業製品の扱いを含む)

原産地呼称の対象製品に関しては、特に規定されていない。

### (4) 地理的表示についての保護を受けるための手続き

原産地呼称の保護宣言を得るためには、職権に基づき又は法定利害関係者によって、加盟国の管轄官庁に当該保護宣言の申請が行われ、保護宣言が認められなければならない、と規定されている。

(登録申請者の範囲)

次の者が、原産地呼称の保護宣言の申請を行うことができる。(決定 No.486、203 条)

・個人、法人であって、地理的表示の対象となる製品の抽出、生産あるいは加工に直接携わっている場合に限る。

- ・地理的表示の製品の生産者団体
- ・州、県又は自治体であって、原産地呼称が示す地域を管轄する場合に限る。
- ・国 (職権に基づき)

(出願要件)

原産地呼称の保護宣言申請の出願要件を次のように定めている。(決定 No.486、204 条)

- ・申請人の名称、住所及び国籍、並びに法的利害関係者である旨の証明
- ・申請される原産地呼称
- ・対象となる製品の採取、生産又は加工が行われている地理的地域の場所
- ・原産地呼称で特定される製品の本質的な性質、社会的評価又はその他の特性の概要

(登録等の申請手続き)

原産地呼称の保護宣言申請手続きの概要は次の通り。

加盟国の管轄官庁に保護宣言申請手続きが行われると、上記の出願要件及び各国の国内法で規定されている条件が満たされているかどうか、審査される。該当する場合、申請に含まれる商標が原産地呼称の要件を満たしているかどうかについても、審査する。(決定 No.486、205 条)

(外国の地理的表示の取扱い)

他のアンデス共同体加盟国 (ボリビア、コロンビア、エクアドル) の原産地呼称は、当該原産地呼称の法定利害関係者又は関連する公的機関の申請により、認められる。ただし、当該原産地呼称が、原産国において保護されている場合に限る。(決定 No.486、218 条)

また、アンデス共同体加盟国以外の第三国の原産地呼称又は地理的表示の保護も認められる。ただし、該当する原産地呼称又は地理的表示が、ペルーと該当する第三国との間の協定で特定されている場合に限る。更に、該当する原産地呼称は、原産国において保護されていなければならない。(決定 No.486、219 条)

## (5) 異議申立制度

保護宣言申請について公報に公告された後、異議申立が可能である。(決定 No.486、216 条)

## (6) 地理的表示保護の効力

原産地呼称として登録されたものの保護は、「法的資格を有する国内官庁が発行する宣言書によって開始される。権限のない者による原産地呼称の使用で、混同を招くおそれのある使用はいずれも産業財産権の侵害とみなされ罰せられる場合もある。これは、名称が「類」「型」「模倣品」やその他消費者に誤解を与える類似の用語と関連して使用される場合も含む。」と規定されている。(決定 No.486、214 条)

また、「加盟国は、たとえ生産品の真の原産地が記されていたり、地理的表示が翻訳で与えられていたり、又は、「等級」「型」「種類」「模倣品」その他類似の修飾語句の表現を伴う場合であっても、ワイン又は蒸留酒を、原産地名称によって特定される地域を原産地としないタイプの生産品として特定する原産地名称の使用を禁止する。加盟国は、1994 年 4 月 15 日以前少なくとも 10 年間、又はそれ以前の善意の使用により、当該加盟国の領域で同一の又は他の類似した商品又は役務に対して継続的にその名称を使用していた加盟国の国民により、商品又は役務に関してワイン又は蒸留酒を特定する他国の原産地名称の継続的かつ類似の使用を妨げることはできない。」とも定められている。(同 215 条)

## (7) 一般名称の扱いに関する規定

一般名称の地理的表示の保護の可能性としては、該当する製品の普通名称又は一般名称となった名称を含む、原産地呼称は保護を受けることができない。(決定 No.486、202 条)

保護された地理的表示の一般名称化としては、規定に従って保護された原産地呼称は、保護期間中は、該当する製品の普通名称又は一般名称にはならない。(決定 No.486、220 条)

## (8) 商標に関する規定との調整規程

地理的表示に関する規定上の商標との間の調整規定としては、「原産地表示が先に善意で出願若しくは登録された標章又は周知標章と混同を生じる虞がある場合は、原産地表示の保護は宣言されないこととする」が含まれている。(決定 No.689、1 条)

商標に関する規定上の地理的表示との間の調整規定としては、以下の商標は登録されないとしている。

- ・商品若しくはサービスの地理的原産、性質、製造方法、特性又は品質について、業界又は公衆に混同を生じさせる可能性がある商標 (決定 No.486、136 条(i))

- ・保護されている原産地呼称の複製、模倣又はそれらを含む商標。ただし、当該商標が該当する商品若しくは別の商品と混同を生じさせる又は誤った関連性を生じさせる可能性、あるいは公衆の間で認知されている当該表示の特性の不正利用を含むことになる場合に限る。(決定 No.486、136 条(j))

- ・保護されたワイン及びスピリッツの原産地呼称を含む商標 (決定 No.486、136 条(k))

・商品またはサービスの商標出願に関して、混同を生じさせる可能性のある国内又は外国の地理的言及からなる商標（決定 No.486、136 条(1)）

#### （ 9 ） 運用の状況（判例・事例など）

情報なし。

#### （ 1 0 ） 地理的表示の登録リスト

情報なし。

#### （ 1 1 ） 地理的表示に係る国際協定

情報なし。

### 1 3 . タイ

#### （ 1 ） 地理的表示保護に関連する主な法律

- ・商標法（B.E.2559、法律No.3により改正、2016年7月28日施行）<sup>903</sup>
- ・地理的表示保護法（Geographical Indications Protection Act, BE. 2546(仏歴 2546 年、2003)）<sup>904</sup>

地理的表示について 2003 年までは、取り扱う特定の法律が存在せず、刑法、消費者保護法、商標法を根拠に対処していたが、2004 年 4 月 28 日に地理的表示を保護する独立した法律を制定・施行した。

その後、タイの商務省知的財産局は、地理的表示を管轄する部署を商標部の下に設けていたが、2020 年 1 月 23 日に格上げし「地理的表示部」を設置した<sup>905</sup>。

#### （ 2 ） 地理的表示の定義

- ・地理的表示保護法 3 条（定義）

「地理的表示」とは、名称、シンボル又は原産地を呼称として使う、もしくは原産地の代わりに使うその他の物を意味し、その原産地で産する商品が品質、名声を有する、もしくは当該原産地特有の特徴を有する商品であることを示すことができるものを意味する。

#### （ 3 ） 保護対象（工芸品や工業製品の扱いを含む）

- ・地理的表示保護法 3 条（定義）

「商品」とは、自然により生じた、もしくは農業生産物である、または手工芸及び工業製品であるところの、売買、交換、または譲渡できる物品を意味する。

<sup>903</sup> <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/thailand-shouhyou.pdf>

<sup>904</sup> 日本語条文、JETRO バンコク

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/th/business/regulations/pdf/general\\_1\\_2003.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/business/regulations/pdf/general_1_2003.pdf)

<sup>905</sup> INPIT ウェブサイト

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2022/04/0a84edb51f9f68be7d64d4ad931454c4.pdf>

#### (4) 地理的表示についての保護を受けるための手続き

- ・地理的表示保護法 10 条（願書の詳細）

地理的表示の登録出願書には、商品の品質、名声その他の特徴、原産地の詳細、及び省令で定めたその他の詳細がなければならない。

- ・地理的表示保護法 21 条（登録変更）

登録を受け付けた内容に間違いがある、または事実と反する点がある場合、登録出願者が申請した時、もしくは登録官が間違い、事実と反する点を知った時、登録官はその間違い、もしくは事実と反する点の是正を命じることができる。

#### (5) 異議申立制度

- ・地理的表示保護法 15 条（登録公告）

登録願書が 5 条、6 条、7 条、8 条、9 条及び 10 条に定めた原則に従っており、登録官が要件付き、または要件なしで登録すべきと判断した場合、登録官は省令で定めた方法に従い登録公告を命じる。

- ・地理的表示保護法 16 条（登録反対）

15 条に基づく公告日から 90 日以内に、利害関係者は登録出願された地理的表示の登録反対意見を提出することができる。第一段に基づく反対意見の提出は省令で定めた原則と方法に従う。

- ・地理的表示保護法 17 条（登録異議への対抗）

16 条に基づく反対意見があった時、反対意見があった日から 15 日以内に登録出願者に反対意見書の謄本を送付する。登録出願者は反対意見書の謄本を受け取った日から 90 日以内に対抗意見書を提出し、担当職員は反対人に対抗意見書の謄本を送付する。登録出願者が対抗意見書を提出しなかった場合、登録出願者は出願を放棄したものとみなす。反対意見と対抗意見の審査及び決定においては 12 条を準用する。

- ・地理的表示保護法 18 条（登録官の決定）

登録官が反対意見と対抗意見に決定を下した時、決定があった日から 15 日以内に登録出願者と反対人にその事由と共に決定を文面で通知する。登録出願者と反対人は決定通知を受け取った日から 90 日以内に委員会に登録官の決定に対する不服を申し立てる権利を有する。委員会が決定を下した時、いずれか一方の側が委員会の決定に同意できないのであれば、その決定の通知を受けた日から 90 日以内に裁判所に訴え出る権利を有する。当該期間内に訴え出なかったときは委員会の決定が確定する。

#### (6) 地理的表示保護の効力

- ・地理的表示保護法 20 条（保護効力）

登録官が第 15 または 19 条に基づき地理的表示を登録した時、登録出願書を提出した日から地理的表示の保護は効力を有する。

- ・地理的表示保護法 25 条（使用权）

いずれかの商品で地理的表示の登録があった時、当該商品の原産地に所在するその商品の生産者は、またはその商品に係る取引業者は、登録官が定めた要件に従い登録された地理的表示を使用する権利を有する。

・地理的表示保護法 26 条（使用中止命令）

25 条に基づく者が登録要件に従わずに地理的表示を使用した場合、登録官はその者に対し、定められた期間に要件に従うよう通知書をもって通知する。当該期間内に相当の事由なく要件に従わなかったのであれば、登録官は文面でその者の地理的表示の使用中止を命じることができる。このとき使用中止期間は命令通知を受けた日から 2 年以内とする。

第一段に基づき地理的表示の使用中止命令を受けた者は、命令通知を受けた日から 90 日以内に、登録官の命令に対する不服を委員会に申し立てる権利を有する。このとき不服申立は省令で定めた原則と方法に従う。委員会が不服申立に決定を下した時、当該者が委員会の決定に同意しないのであれば、その決定通知を受けた日から 90 日以内に裁判所に訴え出る権利を有する。当該期間内に訴え出なかった場合、委員会の決定は確定したものとみなす。

・地理的表示保護法 27 条（不当行為）

以下の行為は不当行為とみなす。

（一）登録出願書に示された原産地からのものではない商品を当該原産地からの商品であることを示す、または他者をして信じ込ませるための地理的表示の使用。

（二）他の事業者に損害を及ぼすために、商品の原産地、及び商品の品質、名声またはその他の特徴の錯綜、誤解を生じさせる地理的表示の使用。

第一段に基づく当該行為は、地理的表示の登録前になされたのであれば、正当行為であるものとみなす。

・地理的表示保護法 28 条（特例商品の公示）

大臣は省令で、いずれかの種類の商品を特例商品に定めることができる。

第四段の規定下に、第一段に基づき特例商品を定める公示があった時、登録願書に示された原産地を有さない商品に地理的表示を使用することは、たとえ使用者がその商品の真の原産地を表示していた、またはその商品の真の原産地を示す語句を使用していた、もしくは何らかの行為をなしていたとしても、不当行為となる。

第二段に基づく商品の真の原産地を知らせる表示には、その商品に使用する地理的表示に「種」、「類」、「様・式・風」の語句、または似たような語句の使用も含める。

第二段に基づく行為は、その地理的表示の使用者が仏暦二五三七年（西暦 1994 年）4 月 15 日より以前に、継続して 10 年間にわたって、または善意で当該地理的表示を使用してきたのであれば、不当行為とはみなさない。

・地理的表示保護法 29 条（原産地を異にする特例商品）

省令で定めた特例商品と同一又は類似の地理的表示を有していながら、異なる原産地を有する場合、当該商品で地理的表示の登録があった時、この場合の地理的表示の使用は省令で定めた原則と方法に従う。

## （7）一般名称の扱いに関する規定

・地理的表示保護法 5 条（要件）

登録出願する地理的表示は、以下のいずれかの態様にあってはならない。

- （一）その地理的表示の呼称が使われる商品の一般名称である。
- （二）公序良俗、または国の政策に反する地理的表示である。

なお、地理的表示保護法 22 条（変更・抹消申請）の規定によれば、登録取消手続きにおいて、当該地理的表示が一般名称である旨を証明することができれば、登録は取り消される可能性がある。

#### （８）商標に関する規定との調整規程

商標法 8 条（12）では、地理的表示に関する法律に基づいて保護されている地理的表示に該当する商標は登録を認めないと定められている。

#### （９）運用の状況（判例・事例など）

情報なし。

#### （10）地理的表示の登録リスト

地理的表示(GI)製品<sup>906</sup>

#### （11）地理的表示に係る国際協定

- ・2011年12月発効、「タイ・ペルー経済緊密化パートナーシップに関する枠組み協定」（地理的表示に関する規定なし）
- ・2015年11月発効、「チリ・タイ自由貿易協定」（規定なし）
- ・2019年6月発効、「香港・ASEAN自由貿易協定」（チャプター10 知的財産で TRIPS レベルの権利義務を確認している）
- ・2022年1月発効、「地域的な包括的経済連携（RCEP）協定」（11.25条 地理的表示に先行する商標の保護、D節 地理的表示（11.29-11.35条））

※2021年6月30日に農林水産省は、タイ及びベトナムにおいて日本の地理的表示（GI）製品の登録が行われたことを知らせた<sup>907</sup>。農林水産省は、平成29年からタイ王国商務省及びベトナム社会主義共和国科学・技術省との間で、協力覚書（MOC）等に基づき地理的表示の相互保護に向けた協力を進め、その一環として各国の地理的表示保護制度の自国の産品を申請して登録を行う協力事業に取り組んでいたが、タイとベトナムに我が国の地理的表示の産品の登録が行われたとのことである。

・「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」（平成19年4月）134条

1 各締約国は、自国の法令に従い、かつ、両締約国が締結している関係国際協定の定めるところにより、商品に関する地理的表示の保護を確保する。

2 両締約国は、地理的表示の保護に関する問題（その保護を強化することを含む。）について意見を交換する。第143条に規定する知的財産に関する小委員会は、このための場を提供する。

## 14. 英国

<sup>906</sup> 公式タイ政府観光庁ウェブサイト

<https://www.thailandtravel.or.jp/gi-product/#GI%E3%81%A8%E3%81%AF>

<sup>907</sup> 農林水産省ウェブサイト

<https://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/chizai/210630.html>

## (1) 地理的表示保護に関連する主な法律

- ・商標法 (Trade Marks Act 1994、1994年10月31日施行、2022年12月27日改正)

908

英国の商標法3条1項(c)によれば、地理的な原産地を示すための標識や表示のみからなる商標は登録が拒絶されると規定されているが、商標法の附則(以下「附則」という)1第3項(1)では、「商標法3条1項(c)にかかわらず、取引において、商品又はサービスの原産地を指定するのに役立つ標識又は表示からなる団体商標は、登録することができる。」と規定され、同法附則2第3項(1)では、「商標法3条1項(c)にかかわらず、取引において、商品又はサービスの原産地を指定するのに役立つ標識又は表示からなる証明商標は、登録することができる。」と規定されている。

これら団体商標及び証明商標は、地理的表示のみに適用されるものではない。

- ・EU離脱後の独自の地理的表示スキーム

2021年1月1日から英国は、独自の地理的表示スキーム(Protected Geographical Food and Drink Names: UK GI schemes)<sup>909</sup>を設定した。経過的措置は、以下のとおりである。

2021年1月1日以前に登録された英国(北アイルランドを除く)の食品、飲料、及び農業地理的表示製品の生産者又は小売業者は、2024年1月1日までに、新しいUK地理的表示ロゴを表示するために包装及びマーケティング資料を変更する必要がある。2021年1月1日以降に登録された英国(北アイルランドを除く)製品には、英国のロゴが必要になる。EUで保護されている地理的表示製品は、移行期間後も英国でEUロゴを引き続き使用できる。

一方、北アイルランドの食品及び農業用地理的表示製品の生産者又は小売業者は、「製品がEU地理的表示スキームに登録され、北アイルランドで販売される場合は引き続きEUロゴを使用する必要」があり、「製品がUK地理的表示スキームに登録されている場合、新しいUK地理的表示ロゴを使用する選択肢」もあるとされている。

## (2) 地理的表示の定義

地理的表示(GI)とは、特定の地理的起源に起因する品質または特性を持つ製品に使用される知的財産権である。英国のGI製品の例には、スコッチウイスキーやスティルトンチーズなどがある。環境・食料・農村省(Defra)は、英国の地理的表示制度の管轄当局である。GIと商標の間には相互作用があるため、知的財産局はDefraと緊密に連携している<sup>910</sup>。

商標法には明文規定がない。

## (3) 保護対象(工芸品や工業製品の扱いを含む)

地理的表示とつながりがある食品、飲料、農産物又は伝統的な方法で製造された食品、

<sup>908</sup> <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/england-shouhyou.pdf>

<sup>909</sup> 英国政府ウェブサイト

<https://www.gov.uk/guidance/protected-geographical-food-and-drink-names-uk-gi-schemes>

<sup>910</sup> 英国政府のウェブサイト

<https://www.gov.uk/guidance/trade-marks-and-geographical-indications>

飲料、農産物が保護対象となっている<sup>911</sup>。

商標法においては、対象を特定するような規定はない。

#### (4) 地理的表示についての保護を受けるための手続き

##### ・団体商標

当該標章を所有する団体（商標実務マニュアル<sup>912</sup>）は、適当な識別力を有する場合にのみ地理的表示を団体商標として登録することができる。審査官は、出願人が、地理的表示が団体の商品やサービスを識別することができることを立証できた場合に、登録が認められる。（商標実務マニュアル Chapter4 Section2.1.4）

団体商標の出願人は、当該標章の使用規約（regulations governing the use of the mark）を提出しなければならないが、使用規約には、当該標章の使用を許可される者、団体の構成員資格、誤用に対する制裁を含む当該標章の使用条件を規定しなければならない。（附則1第5項）

使用規則は、これらの条件や他のルール（もしあれば）を遵守し、公の政策や容認された道徳原理に反しないものでなければならない。（附則1第6項(1)）

これらを満たさないとと思われる場合、登録官は、出願人に対し、一定期間内に、説明又は使用規則を訂正する機会を与え（附則1第7項(2)）、出願人が、これらを満たせないか、一定期間内に応答しなかった場合には、出願は拒絶される（附則1第7項(3)）。登録官が、必要な要件を満たすと判断した場合には、出願を認め、通常の商標と同様、商標法38条（公告、異議申立手続き及び意見の提出）に従って手続をする。（附則1第7項(4)）

##### ・証明商標

証明商標の所有者に対する制限はないが、法人格を有する必要がある。（商標実務マニュアル Chapter4 Section 3.4.1）

証明商標として地理的表示が登録されるのは、適当な識別力を有する場合にのみである。保有者の標章によって、商品やサービスが、関連する地理的起源を有する、あるいは、証明されていない商品やサービスと区別できることが証明されていることを明らかにできた場合に、登録が認められる。（商標実務マニュアル Chapter4 section 2.1.4）

証明商標は、所有者が証明商標を用いた商品やサービスの供給に関連するビジネスを行っている場合には、登録できない。（附則2第4項）

証明商標の出願人は、当該標章の使用規約（regulations governing the use of the mark）を提出しなければならないが、使用規約には、当該標章の使用が許可された者、標章により証明される特徴、認証機関がその特徴を試験し、標章の使用を管理する方法、標章の作用や紛争解決手続きに関する手数料を規定しなければならない。（附則2第6項）

使用規約が、これらの条件や他のルール（もしあれば）を遵守し、公の政策や容認された道徳原理に反せず、出願人が、標章が登録される商品やサービスを証明する能力がある場合に、証明商標は登録される。（附則2第7項(1)）

これらを満たさないとと思われる場合には、登録官は、出願人に対し、一定期間内に、説

<sup>911</sup> 英国政府のウェブサイト

<https://www.gov.uk/guidance/protected-geographical-food-and-drink-names-uk-gi-schemes>

<sup>912</sup> Manual of trade marks practice <http://www.ipo.gov.uk/t-manual>

明又は使用規約を訂正する機会を与え（附則 2 第 7 項(2)）、出願人が、これらを満たせないか、一定期間内に応答しなかった場合には、出願は拒絶される。（附則 2 第 8 項(3)）

登録官が、必要な要件を満たすと判断した場合には、出願を認め、通常の商標と同様、商標法 38 条（公告、異議申立手続き及び意見の提出）に従って手続をする。（附則 2 第 8 項(4)）

- ・原産地呼称又は地理的表示の申請

原産地呼称又は地理的表示を申請するためには、製品仕様書を完成させ、仕様に裏付けとなる証拠、要約書を用意する必要がある。

仕様書には、申請者の名称や連絡先を含む詳細、製品名とクラス、製品の物理的、科学的及び微生物学的な特徴、原材料、官能的な特徴を含む説明、製造方法、原産地証明、地理的な場所、地理的領域へのアクセス、管轄機関、既存の商品ラベル等を含む必要がある<sup>913</sup>。

## （5）異議申立制度

団体商標、証明商標共に、商標法 38 条に従って異議申立が可能である。

- ・団体商標

商標法 46 条に定める取消事由の他に、次の理由に基づき取り消すことができる。（附則 1 第 13 項）

一 標章の所有者による当該標章の使用の様態が、当該標章の特徴又は意味について公衆が誤認する虞がある場合、特に、団体商標以外のものと誤認する虞があること

一 標章の所有者が当該標章の使用を管理する規約を遵守せず又は遵守を確保することができなかった場合

一 使用規約が修正された結果、使用規約が (i) 当該標章の使用を許可された者、団体の構成員資格及び、存在する場合は、悪用に対する制裁を含む、当該標章の使用条件、並びに規則により課されるその他の条件を満たさなくなった場合、又は (ii) 公の秩序又は容認された道徳原理に反するものとなったこと

- ・証明商標

商標法 46 条に定める取消事由の他に、次の理由に基づき取り消すことができる。（附則 2 第 15 項）

一 標章の所有者が証明に係る種類の商品又はサービスの供給を含む営業を開始したこと

一 標章の所有者による当該標章の使用の様態が、当該標章を標章の特徴又は意味について公衆が誤認する虞がある場合、特に、証明商標以外のものと誤認する虞があること

一 標章の所有者が当該標章の使用を管理する規約を遵守せず又は遵守を確保することができなかったこと

一 規約が修正された結果、規約が、(i) 当該標章の使用を許可された者、団体の構成員資格及び、存在する場合は、悪用に対する制裁を含む当該標章の使用条件及び規則により

---

<sup>913</sup> 英国政府のウェブサイト

<https://www.gov.uk/guidance/protect-a-geographical-food-or-drink-name-in-the-uk#complete-a-single-document>

課されるその他の条件を満たさなくなったこと、又は、(ii) 公の秩序又は容認された道徳原理に反するものとなったこと

一 標章の所有者が、もはや標章の登録に係る商品又はサービスを証明する資格を有さなくなったこと

Defra は、地理的表示の要件を満たすものを政府のウェブサイトで公告を行い、公告された日から 3 か月以内に地理的表示の申請に対する異議を申し立てることができ、更に 2 か月以内に「合理的な反対意見書」をもって反対する理由を説明する必要がある<sup>914</sup>。

上記異議申立てについて、変更が小さい場合はその変更点を Defra が記録し、大幅な変更を加える必要がある場合には、申請書を再提出し、評価プロセスと相談プロセスを再度経る必要がある<sup>915</sup>。

### (6) 地理的表示保護の効力

下記の行為については、誤認混同が生じる場合、保護の効力が及ぶ。(商標法 10 条 2 項)

- ・ 登録商標と同一の標識の、当該商標が登録されている商品又はサービスに類似する商品又はサービスに対する使用
- ・ 登録商標に類似する標識の、当該商標が登録されている商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスに対する使用

下記の行為については、誤認混同が生じなくても保護の効力が及ぶ。

- ・ 商標が登録されている商品又はサービスと同一の商品又はサービスに対して、その商標と同一の標識の業としての使用 (商標法 10 条 1 項)
- ・ 登録商標が連合王国において名声を得ており、かつ、正当な理由なくその標識を使用することが当該商標の識別性又は名声を不正に利用し又は害する場合であって、当該商標と同一又は類似の標識の商品又はサービスについての業としての使用 (商標法 10 条 3 項)

独自の地理的表示スキームにより登録された地理的表示は、以下の効力を有する。

- ・ 登録された製品を使用するには、使用規定に基づかない場合にどのような罰則があるかについて理解する必要がある<sup>916</sup>。
- ・ 製品又は製品の包装に地理的表示のロゴを使用規定に従って使用することができる<sup>917</sup>。



<sup>914</sup> 英国政府のウェブサイト

<https://www.gov.uk/guidance/protect-a-geographical-food-or-drink-name-in-the-uk#complete-a-single-document>

<sup>915</sup> 同上。

<sup>916</sup> 同上。

<sup>917</sup> 同上。

## (7) 一般名称の扱いに関する規定

- ・明文規定なし。

## (8) 商標に関する規定との調整規程

英国が加盟している国際協定により保護されている原産地呼称又は地理的表示は、商標として登録できない場合がある（商標法3条(4A)(c)）。

商標登録出願は、英国での使用に妨げがある場合にはその範囲において登録できない場合がある（商標法5条(4)(aa)、同(4B)）。

## (9) 運用の状況（判例・事例など）

情報なし。

## (10) 地理的表示の登録リスト

2023年7月現在、英国において地理的表示として保護されている食品、飲料、農産物の名称は、5354件ある<sup>918</sup>。

## (11) 地理的表示に係る国際協定

- ・2021年1月発効、「日英包括的経済連携協定」（第3款 地理的表示（14.26-14.34条））

※

- ・2021年1月発効、「英国・フェロー諸島協定」（地理的表示の規定なし）

- ・2021年1月発効、「英国・アイスランド・ノルウェー物品貿易協定」（7条 農産物及び食品の地理的表示の保護に関する規定の新設、附則5 農産物及び食品の地理的表示の保護に関するアイスランドと英国の間の協定）

- ・2021年1月発効、「英国・コンボ・パートナーシップ・通商・協力協定」（積極的な保護規定なし）

- ・2021年1月発効、「英国・スイス・リヒテンシュタイン貿易協定」（46条 地理的表示、附則12 農産品及び食品の原産地呼称及び地理的表示の保護）

- ・2021年1月発効、「英国・スイス貿易協定」（積極的な保護規定なし（8条 同名の名称、附則4 農業協定の改正））

- ・2021年1月発効、「英国・北マケドニアパートナーシップ通商協力協定」（規定なし）

- ・2021年1月発効、「英国・東南部アフリカ（ESA）経済連携協定」（規定なし）

- ・2021年1月発効、「英国・チリ連合協定」（セクション9 付属書v（ワイン貿易協定）の改正）

- ・2021年1月発効、「英国・パレスチナ暫定政治・貿易パートナーシップ協定」（規定なし）

- ・2021年1月発効、「英国・イスラエル貿易パートナーシップ協定」（附則I EU・イスラエル連合協定に関連してなされた地理的表示の共同宣言を含めて本協定の不可欠な部分を形成すると確認している）

- ・2021年1月発効、「英国・カリブ海諸国（CARIFORUM）経済パートナーシップ」（規

<sup>918</sup> 英国政府のウェブサイト <https://www.gov.uk/protected-food-drink-names>

定なし)

- ・2021年1月発効、「英国・太平洋諸国経済連携協定」(規定なし)
- ・2021年1月発効、「英国・コロンビア・エクアドル・ペルー貿易協定」(規定なし)
- ・2021年1月発効、「英国・中米連合協定」(附則規定<sup>919</sup>、積極的な保護規定なし)
- ・2021年1月発効、「英国・韓国貿易協定」(第3款 地理的表示(10.17-10.25条))
- ・2021年1月発効、「英国レバノン連合協定」(規定なし)
- ・2021年1月発効、「英国・南部アフリカ関税同盟及びモザンビーク(SACUM)貿易圏経済パートナーシップ協定」(16条 知的財産権の保護に関する協力)
  - ・2021年1月発効、「英国・ジョージア戦略的パートナーシップ協力協定」(160条 商標によって与える権利の例外<sup>920</sup>、サブセクション3 地理的表示(161-171条)、附則XIII 地理的表示)
    - ・2021年1月発効、「英国・チュニジア連合協定」(規定なし)
    - ・2021年1月発効、「英国・モロッコ連合協定」(規定なし)
    - ・2021年1月発効、「英国・コートジボワール経済連携協定」(規定なし)
    - ・2021年1月発効、「英国・エジプト連合協定」(規定なし)
    - ・2021年1月発効、「英国・ウクライナ自由貿易及び政治的・戦略的パートナーシップ協定」(148条 義務の性質と範囲、186条 商標によって与える権利の例外、サブセクション3 地理的表示(191-201条)、附則XVII-A to チャプター9 地理的表示—締約国の立法と登録と管理の要素、附則XVII-B to チャプター9 地理的表示-本契約の第193条(1)に記載されている製品に対する異議申立て手続きに含まれる基準、附則XVII-C to チャプター9 本協定第192条第3項に記載の農産物及び食品の地理的表示、附則XVII-D to チャプター9 本協定第192条第4項に記載されているワイン、芳香ワイン及びスピリッツの地理的表示)
      - ・2021年1月発効、「英国・トルコ自由貿易協定」(9条 一般規定<sup>921</sup>)
      - ・2021年1月発効、「英国・カメルーン経済連携協定」(積極的な保護規定なし)
      - ・2021年1月発効、「英国・モルドバ戦略的パートナーシップ通商協力協定」(64条 農業及び農村開発の分野における締約国間の協力は特に以下の分野をカバーする、265条 商標によって与える権利の例外、サブセクション3 地理的表示(266-276条)、附則XIII 地理的表示)
        - ・2021年1月発効、「英国・ベトナム自由貿易協定」(積極的な保護規定なし)
        - ・2021年1月発効、「英国・ケニア経済連携協定」(74条 地理的表示)

<sup>919</sup> EU-中米協定は、以下の修正を加えて本協定に組み込まれるものとする。(中略)

13. 第IV部第VI 知的財産の修正

(a) 第244条第1項は、次のように置き換えるものとする。

「1. 締約国は、法律において地理的表示を保護するためのシステムを維持するものとする。」

(b) 第245条は次のように置き換えるものとする。

「付属書XVIIにリストされている地理的表示は、保護申請が提出された後、英国の該当する保護手順に従って処理されるものとする。」

28. 付属書XVIIIの修正 保護された地理的表示 (略)

29. 共同宣言の修正 (略)

<sup>920</sup> 160条 各当事国は、説明用語の公正な使用、第168条に規定されている地理的表示の保護又は商標の所有者及び第三者の正当な利益を考慮したその他の限定的な例外など、商標によって付与される権利に対する限定的な例外を規定するものとする。

<sup>921</sup> パリ条約レベルの保護が規定されている。

- ・2021年2月発効、「英国・シンガポール自由貿易協定」(1条 EU・シンガポールFTAの締結<sup>922</sup>)
- ・2021年3月発効、「英国・ガーナ暫定貿易パートナーシップ協定」(規定なし)
- ・2021年4月発効、「英国・カナダ貿易継続協定」(積極的な保護規定なし)
- ・2021年5月発効、「EU・英国通商協力協定」(241条 商標によって与える権利の例外、275条 地理的表示に関する見直し<sup>923</sup>)
- ・2021年5月発効、「英国・セルビアパートナーシップ通商協力協定」(積極的な保護規定なし)
- ・2021年5月発効、「英国・ヨルダン連合協定」(規定なし)
- ・2021年6月発効、「英国・アルバニアパートナーシップ通商協力協定」(積極的な保護規定なし)
- ・2021年6月発効、「英国・メキシコ貿易継続協定」(規定なし)
- ・2021年12月発効、「英国・ノルウェー・アイスランド・リヒテンシュタイン自由貿易協定」(7.23条 商標によって与える権利の例外、サブセクション7.2.4 地理的表示及び伝統的用語(7.31-7.42条))
- ・2023年5月発効、「英国・オーストラリア自由貿易協定」(規定なし)
- ・2023年5月発効、「英国・ニュージーランド自由貿易協定」(セクションE 地理的表示(17.31-17.35条))

※2020年10月23日に日本国政府と英国政府の間で、EU離脱後の英国との日EU・EPAに代わる新たな貿易・投資の枠組み「日英包括的経済連携協定(日英EPA)」が署名さ<sup>924</sup>、日EU・EPAとほぼ同じルールによる英国市場へのアクセスが維持された。協定において、物品貿易についてはEU・EPAの関税率・撤廃時期に追いつく形で適用し、農林水産品は主要な輸出関心品目について関税撤廃を獲得した日EU・EPAの内容を維持し、輸入規制の撤廃(日本ワイン)や農産品・酒類地理的表示の保護を維持し、全ての酒類の関税の即時撤廃を継続するとされている。

### 第3節. 各国・地域における地理的表示保護制度・運用の比較分析

#### 1. 地理的表示保護に関連する主な法律

地理的表示保護に関連する主な法律は、商標法において保護するもの、知的財産権の一類型として保護するもの、地理的表示の保護に特化したもの、又はその他の法律等に分類することができる。

第一のグループは、地理的表示を商標法において保護しているものである。その中で

<sup>922</sup> 1条 2. 2013年1月21日付「EU-シンガポール自由貿易協定-地理的表示」という見出しが付いたシンガポールからEUへの書簡の第3項、第4項及び第9項は本協定に組み込まれ、同じ法的効果を準用し適用される。

<sup>923</sup> 275条 一方の英国と他方のEU及びECとの間の以前の両者の協定の関連規定に留意し、両者は自らの協定の保護と地理的表示保護の効果的な域内執行のための規則に合意するために合理的な努力を共同で行う。

<sup>924</sup> 外務省ウェブサイト

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page24\\_001187.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page24_001187.html)

も、証明商標・団体商標の既存の体系により地理的表示の保護を行うもの（A-1）、商標法の中に地理的表示或いは原産地呼称に関する条項を備え、これらの条項に従って保護を行うもの（A-2）がある。（表 1-1(a)参照）

表 1-1(a)：地理的表示保護スキームの類型

種類	法律等	
A. 商標法において保護するもの	A-1：証明商標・団体商標としてのみ保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米国商標法</li> <li>・英国商標法</li> </ul>
	A-2：地理的表示保護に関する特別条項を有する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国商標法</li> <li>・中国団体標章、証明標章登録と管理弁法</li> <li>・韓国商標法</li> <li>・オーストラリア商標法</li> </ul>

証明商標・団体商標として保護する代表的な国が米国であり、商標法において地理的表示の定義を行い、地理的表示を明記して保護しているのが中国や韓国である。

第二のグループは、知的財産権の一類型として、地理的表示の権利を認め保護を図るもので、その全てが従来 of 知的財産権制度の枠組みで保護するのではなく、特許、意匠、商標と横並びの地理的表示又は原産地呼称を扱う章又は部を設け、商標制度等とは独立した条項として設けられている。

表 1-1(b)：地理的表示保護スキームの類型

種類	法律等
B. 知的財産権の一類型として保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベトナム知的財産法</li> <li>・フランス知的財産法典</li> <li>・イタリア産業財産法</li> <li>・ブラジル産業財産法</li> <li>・メキシコ産業財産法</li> <li>・アンデス共同体委員会の知的財産に関する決定（No.486）</li> <li>・アンデス共同体委員会の知的財産に関する決定（No.689）</li> </ul>

ベトナム知的財産法は、第Ⅲ部第 7 部第 6 節に地理的表示の保護要件を規定し、同第 8 部第 1 節でその登録について規定している。メキシコ産業財産法においても第 V 部に原産地呼称の条項が用意されており、アンデス共同体委員会の知的財産に関する規定 No.486 は第 IX 章で地理的表示を扱っている。

第三のグループは、地理的表示の保護に特化した法律により保護を規定しているものである。（表 1-1(c)参照）

表 1-1(c)：地理的表示保護スキームの類型

種類	法律等
C. 地理的表示の保護に特化したもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国地理的表示産品保護弁法</li> <li>・中国国外地理的表示産品保護弁法</li> <li>・中国地理的表示専用標識使用管理弁法（試行）</li> <li>・韓国農水産物品質管理法</li> <li>・商標及び地理的表示に関するインドネシア共和国法律</li> <li>・EU 農産品及び食品の地理的表示及び原産地呼称の保護に関する理事会規則 No.510/2006</li> <li>・工芸品及び工業製品の地理的表示保護に関する 2023 年 10 月 18 付欧州議会・理事会規則 No.2023/2411</li> <li>・イタリア EU 規則 No.1151/2021 の国内施行に関する 2013 年 10 月 14 日付省令</li> <li>・タイ地理的表示保護法</li> </ul>

この中には、地理的表示に特化した地理的表示法、EU の農産品等規則が含まれる。

第四のグループは、その他の法律等により、ワインやスピリッツの地理的表示の保護等を規定しているものである。（表 1-1(d)参照）

表 1-1(d)：地理的表示保護スキームの類型

種類	法律等
D. その他の法律等で保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米国アルコール管理法</li> <li>・米国連邦規則第 27 章</li> <li>・中国国際標準化法</li> <li>・中国産品質量法</li> <li>・中国反不正競争法</li> <li>・韓国不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律</li> <li>・韓国人参産業法</li> <li>・ワインオーストラリア公社法</li> <li>・オーストラリア・ニュージーランド食品基準</li> <li>・EU ワイン市場の共通組織に関する理事会規則 No.479/2008</li> <li>・スピリッツの定義、種類、展示、標識及び保護に関する欧州議会及び理事会規則 No.110/2008</li> <li>・農産品及び食品の品質体制に関する 2012 年 11 月 21 日付欧州議会・理事会規則 No.1151/2012</li> <li>・フランス消費者法典</li> <li>・フランス農業・海洋漁業法典</li> <li>・イタリア・ワインの栽培及びワインの製造並びに取引に関する有機的規律に関する法律 No.238/2016</li> <li>・イタリア 2008 年 1 月 15 日付のスピリッツの定義、種類、展示、標識及び保護に関する欧州議会及び理事会規則 No.110/2008 の実施規則に関する 2010 年 5 月 13 日付省令 No.5195</li> </ul>

## 2. 地理的表示の定義

地理的表示の定義は、広義に捉えた場合には、原産地呼称を含むが、調査対象国や地域

では、基本的には、TRIPS 協定（22 条）及びリスボン協定（2 条）における定義を踏まえたものとなっている。

・ TRIPS 協定 22 条 1 項における「地理的表示」

「この協定の適用上、「地理的表示」とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。（英文：Geographical indications are, for the purposes of this Agreement, indications which identify a good as originating in the territory of a Member, or a region or locality in that territory, where a given quality, reputation or other characteristic of the good is essentially attributable to its geographical origin）」

・ リスボン協定 2 条における「原産地呼称」

「この協定において、「原産地呼称」とは、ある国、地域又は地方から生じる商品の品質及び特性が自然的要因又は人的要因を含む、地理的環境に専ら又は本質的に由来する商品を特定するために利用する、ある国、地域又は地方の地理的名称を意味する。（英文：“appellation of origin” means the geographical denomination of a country, region, or locality, which serves to designate a product originating therein, the quality or characteristics of which are due exclusively or essentially to the geographical environment, including natural and human factors.）」

表 2 は、各国・地域の地理的表示保護に関連する法律における「地理的表示」の定義部分を抽出したものであるが、以下のような点で、各国・地域によって違いが見られる。

まず「対象地域から生じる要素」が「対象地域の地理的環境を起因としているものと定義しているか（リスボン協定型）」、又は「地理的地域に帰せられるものとして定義されているか（TRIPS 協定型）」という点である。

また、TRIPS 協定の定義の特徴でもある「製品を特定する対象地域から生じる要素の範囲」として「社会的評価（reputation）」を含んでいるか、という点についても違いが見られる。

さらに、TRIPS 協定又はリスボン協定の定義に、追加項目を入れている場合やリスボン協定型の定義に TRIPS 協定の定義の要素である「社会的評価」を付加している場合もある。

このように、各国・地域における定義方法には、様々なタイプが存在しており、また、EU 規則のように、地理的表示及び原産地呼称をそれぞれ定義している場合もある。

表 2：各法律の定義条項

A. 商標法において保護するもの

A-1：証明商標・団体商標としてのみ保護するもの

法律名及び条文番号	定義
・ 米国商標法	特になし
・ 英国商標法	特になし

A-2：地理的表示保護に関する特別の条項を有するもの

法律名及び条文番号	定義
・中国商標法 16 条 2 項	「地理的表示」とは、ある商品がその地域に由来することを示し、当該商品の特定の品質、名声又はその他の特性が、主に当該地域の自然的要素又は人文的要素によって形成されたものの表示をいう。
・中国団体標章、証明標章登録と管理弁法	特になし
・韓国商標法 2 条 1 項 4 号、同項 5 号、同項 6 号、同項 8 号	<p>「地理的表示」とは、商品の特定の品質、名声又はその他の特性が本質的に特定の地域に由来する場合に、その地域で生産、製造又は加工された商品であることを表す表示をいう。</p> <p>「同音異義語地理的表示」とは、同一商品に対する地理的表示が他人の地理的表示とが、発音が同一であるが、該当地域が異なる地理的表示をいう。</p> <p>「地理的表示団体標章」とは、地理的表示を使用することができる商品を生産・製造又は加工する者が共同で設立した法人が直接に使用したり、その所属団体に使用させたりするための標章をいう。</p> <p>「地理的表示証明標章」とは、地理的表示を証明することを業とする者が他人の商品に対して、その商品が定められた地理的特性を充足することを証明するのに使用する標章をいう。</p>
・オーストラリア商標法 6 条	「地理的表示」とは、当該商品がある国又はその国のある地方若しくは地域を原産としており、当該商品の品質、名声その他の特徴が本質的にそれらの地理的出所に帰することを特定する標識をいう

B：知的財産権の一類型として保護

法律名及び条文番号	定義
・ベトナム知的財産法 4 条 22 項、同上 22a 項	<p>「地理的表示」とは、特定の地域、場所、地方又は国を原産とする製品を表示するために使用される標識である。</p> <p>製品特性が特定の地域、地方、領土、国から生産されたものであることを示す標識であり、その地理的表示が付された製品の評判、品質、特性を決定づける自然的要因と人的要因を意味する。</p> <p>同音の地理的表示とは、同じ発音のし方、又は書き方を有する地理的表示を指す。</p>
・フランス知的財産法典 L721-2、L721-1	「地理的表示」とは、農産物、林産物、食品又は海産物以外の製品であって、地理的区域又は特定の場所を原産地とし、かつ、この地理的原産地に本質的に帰することができる一定の品質、評判又はその他の特性を

	<p>有するものを指定するために使用される地理的區域又は特定の場所の名称である。</p> <p>「原産地呼称」とは、消費者法典第 L115-1 に定められた国、地方又は地域の地理的名称であって、そこを出所とし、その品質又は特性がその自然及び人的要因を含む地理的環境に起因する製品を指定するのに役立つものから構成される。</p>
・イタリア産業財産法 29 条	<p>国、地域、地方を特定する地理的表示及び原産地呼称は、その場所で生産され、その品質、評判、又は特性が専ら又は本質的に自然環境、人的要素と伝統的要素を含む原産地の地理的環境に起因する製品を指定するために採用される場合に認められる。</p>
・ブラジル産業財産法 176 条、177 条	<p>「地理的表示」とは、出所表示又は原産地呼称をいう。</p> <p>出所表示とは、国、その領土内の都市、地方又は場所についての地理的名称であって、一定の商品の抽出、生産若しくは製造、又は一定の役務の提供に係る中心地として知られているものを意味する。</p> <p>「原産地呼称」とは、国、その領土内の都市、地方又は場所の地理的名称であって、専ら又は本質的に、その自然的及び人的要因を含む地理的環境に起因する品質又は特性を備えた商品又は役務を指定するものをいう。</p>
・メキシコ産業財産法 265 条、264 条	<p>「地理的表示」とは、以下の認識であると理解される。(1) 商品とその商品に由来するものとして指定するのに相応しい地理的範囲 (2) 商品とその商品に由来するものとして識別する表示 (3) 商品の名称と地理的範囲との組み合わせ。ただし、当該商品の特定の品質、世評又はその他の特徴が、原材料、製造方法又は自然的及び文化的要因の何れかについて、地理的起源に起因する場合に限る。</p> <p>「原産地呼称」とは、製品の品質、特徴又は名声が専ら又は本質的に原材料の原産地、生産プロセス、また、製品に影響を及ぼす自然的及び文化的要因に基因する限り、原産地とする地理上の地域に関連する製品である。</p>
・アンデス共同体委員会の知的財産に関する決定 (No. 486) 201 条	<p>「原産地呼称」とは、ある特定の国、地方又は場所のそれではなしに特定の地域を指し、その中に、自然的及び人的要因の両者を含めてそれが製造される専ら又は本質的に地理的環境により質、評価又は他の特徴の源がある製品を特定するために用いられる、ある特定の国、地方、場所、又は、地理上の名称において存する地理的な表示である。</p>
・アンデス共同体委員会の知的財産に関する決定 (No. 689)	特になし

C：地理的表示法で保護

法律名及び条文番号	定義
<p>・中国地理的表示産品保護弁法 2 条</p>	<p>「地理的表示産品とは、特定の地域で生産され、当該産品が有する品質、名声或いはその他の特性が本質的に当該産地の<u>自然的要素及び人文的要素</u>に由来した産品」であり、「当該地域で栽培、養殖された産品」及び「原材料の全てが当該地域に由来するか、或いは部分的に他の地域に由来し、かつ、当該地域で特定の工芸により生産、加工された産品」を含む</p>
<p>・中国国外地理的表示産品保護弁法 2 条</p>	<p>特になし</p>
<p>・中国地理的表示専用標識使用管理弁法（試行）</p>	<p>特になし</p>
<p>・韓国農水産物品質管理法 2 条 1 項 8 号、同項 9 号、同項 10 号</p>	<p>「地理的表示」とは、農水産物又は 13 号による農水産加工品の<u>名声、品質、その他の特徴</u>が本質的に<u>特定の地域の地理的特性</u>に起因する場合に、当該農水産物又は農水産加工品がその特定地域で生産、製造及び加工されたことを示す標示をいう。</p> <p>「同音異義語地理的表示」とは、同一の品目に対して地理的表示をする場合に、他人の地理的表示と発音は同一であるが該当地域が異なる地理的表示をいう。</p> <p>「地理的表示権」とは、この法により登録された地理的表示（同音異義語地理的表示を含む。以下同様）を排他的に使用できる知的財産権をいう。</p>
<p>・商標及び地理的表示に関するインドネシア共和国法律 1 条 6. と同条 7.</p>	<p>「地理的表示」とは、商品/製品の出所を示すマークで、生産された商品/商品の<u>評判、品質、及び特性</u>が、<u>自然的要因、人為的要因、又はこれらの組合せを含む地理的環境</u>に由来することをいう。</p> <p>「地理的表示権」とは、地理的表示保護が与えられた根拠となる評判、品質、特性の存在する間、登録対象の地理的表示権利保有者に対して国家から与えられる独占的な権利である。</p>
<p>・農産品及び食品の地理的表示及び原産地呼称の保護に関する理事会規則 No.510/20062 条(1)(b)、同条 (1)(a)</p>	<p>「地理的表示」とは、農産物又は食品を説明するために使用される地域、特定の場所又は例外的には国の名前を意味し、その地域、特定の場所又は国に由来するものであり、その地理的由来に起因する特定の<u>品質、評判又はその他の特性</u>を備え、定義された地理的領域で生産及び/又は加工され及び/又は準備されたものをいう。</p> <p>「原産地呼称」とは、農産物又は食品を説明するために使用される地域、特定の場所又は例外的には国の名前を意味し、その地域、特定の場所又は国に由来する</p>

	もので、その品質や特性が本質的に又は専ら固有の自然要素及び人的要素に由来する特定の地理的環境に起因するもので、生産、加工、準備が定義された地理的領域で行われたものをいう。
・工芸品及び工業製品の地理的表示保護に関する 2023 年 10 月 18 付欧州議会・理事会規則 No.2023/2411 1 条	「地理的表示」とは、地理的起源に関連する特定の品質、評判又はその他の特性を備えた工芸品及び工業製品を指し示すものいう。
・イタリア EU 規則 No.1151/2021 の国内施行に関する 2013 年 10 月 14 日付省令	特になし
・タイ地理的表示保護法 3 条	「地理的表示」とは、名称、シンボル又は原産地を呼称として使う、もしくは原産地の代わりに使うその他のものを意味し、その原産地で産する商品が品質、名声を有する、もしくは当該原産地特有の特徴を有する商品であることを示すことができるものを意味する。

#### D：その他の法律等で保護

法律名及び条文番号	定義
・米国アルコール管理法	特になし
・連邦規則第 27 章 4.25 上 (1)、5.1 条	米国のワインの原産地呼称の名前は、「米国」の名前、一つの州の名前、隣接する 2 ないし 3 つの州の名前、1 つの郡の名前、同一州内の 2 ないし 3 つの郡の名前又はブドウ栽培地域 (viticultural area) の名前である。 輸入ワインの原産地呼称の名前は、国、州や郡又はこれに相当する地域、2 ないし 3 つの州や準州又はこれに相当する地域、又はブドウ栽培地域の名前である。  スピリッツに係る規定において、別の意味が必要な文脈で他の定義が用いられる場合を除き、ワインに関する規定が準用される。
・中国国際標準化法	特になし
・中国産品質量法	特になし
・中国反不正競争法	特になし
・韓国不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律	特になし
・韓国人参産業法	特になし
・ワインオーストラリア公社法パート I セッション 4	ワイン製品に関連した地理的表示とは、商品がある国又はその国のある地方もしくは地域を原産とし、当該商品の特定の品質、評判、又はその他の特性がそれらの国、又はその国の地方もしくは地域に本質的に由来することを識別する標識をいう。
・オーストラリア・ニュージーランド食品基準	特になし
・EU ワイン市場の共通組織に関する理事会規則	「原産地呼称」とは、以下の要件を満たす第 33 条第 1 項で言及される製品を説明するために使用される地

No.479/2008 34条1項(a)	域、特定の場所又は例外的には国の名前を意味するものである。
・スピリッツの定義、種類、展示、標識及び保護に関する欧州議会及び理事会規則 No.110/2008 15条1項	「地理的表示」とは、スピリッツの特定の品質、評判、その他の特性が認められる国の領域又はその他の領域内の地域若しくは地方で製造されたスピリッツが本質的にその地理的由来に起因することを特定する表示をいう。
・農産品及び食品の品質体制に関する2012年11月21日付欧州議会・理事会規則 No.1151/2012 5条	<p>「地理的表示」とは、製品を識別する名称で、特定の場所、地域、又は国に由来するもので、その品質、評判、又はその他の特性が本質的に当該地理的起源に由来するものであり、少なくとも1つの生産工程が定められた地理的領域で行われたものをいう(2項)。</p> <p>「原産地呼称」とは、製品を識別する名称で、特定の場所、地域、又は例外的な場合には国に由来するもので、その品質又は特性が本質的又は排他的に、固有の自然要素及び人的要素を伴う特定の地理的環境に起因するもので、全ての生産工程が定められた地域的領域内で行われたものをいう(1項)。</p>
・フランス消費者法典	特になし
・フランス農業・海洋漁業法典	特になし
・イタリア・ワインの栽培及びワインの製造並びに取引に関する有機的規律に関する法律 No.238/2016 92条1項、93条	<p>「地理的表示」とは、地域、特定の場所又は例外的かつ正当に正当化される場合には国を指す表示であって、以下の要件を満たすものをいう：</p> <p>(i)その地理的原産地に起因する特定の品質、評判又はその他の特性を有するものであること；</p> <p>(ii)生産に使用されるブドウの少なくとも85%が、その地理的原産地のみであること；</p> <p>(iii)その生産がその地理的地域で行われていること。</p> <p>(iv)Vitis viniferaに属するブドウ品種、またはVitis vinifera種とVitis属の他の種との交配種から得られたものであること。</p> <p>「原産地呼称」とは、以下の要件を満たす製品を説明するために用いられ、地域、特定の場所又は例外的かつ正当に正当化される場合における国の名称をいう：</p> <p>(i)製品の品質及び特性が、本質的に又は排他的に、固有の自然的及び人的要因を有する特定の地理的環境によるものであること；</p> <p>(ii)製品が生産されるブドウが、その地理的地域から独占的にもたらされること；</p> <p>(iii)生産がその地理的地域で行われること。</p> <p>(iv)製品がVitis viniferaに属するブドウ品種から得られるものであること</p>
・イタリア2008年1月15日付のスピリッツの定義、種	「地理的表示」とは、スピリッツの特定の品質、評判、又はその他の特性が本質的に地理的な起源に起因

類、展示、標識及び保護に関する欧州議会及び理事会規則 No.110/2008 の実施規則に関する 2010 年 5 月 13 日付省令 No.5195 1 条	する場合に、欧州共同体規則に定められた定義に従って、イタリアの領土、イタリアの地域又は地方で生まれたスピリッツを特定する表示をいう。
---	--

### 3. 保護対象（工芸品や工業製品の扱いを含む）

TRIPS 協定 22 条では、地理的表示の保護の対象となる商品について限定されておらず、各国の地理的表示保護制度は、特別の地位が与えられているワイン・スピリッツに加え、様々な商品又は役務についても地理的表示保護の対象としている。（表 3 参照）

例えば、ベトナムでは、食品や農産品、水産品、手工芸品（products of handicraft）、工業製品（products of industry）についてベトナムでは登録することができる。

また、タイの地理的表示法では、天然品又は農産品を問わず、売買・交換又は譲渡が可能なもの、手工芸品、工業製品も含まれるとしている。

表 3-1：各国・地域における地理的表示対象商品等

国・地域	類型	法律名	地理的表示保護の対象
米国	A-1:証明商標・団体商標としてのみ保護するもの	商標法	特定なし
	D:その他の法律で保護	アルコール管理法	ワイン、スピリッツ
中国	A-2:地理的表示保護に関する特別な規定を有するもの	商標法	特定なし
		団体標章、証明標章登録と管理弁法	特定なし
	C:地理的表示法で保護	地理的表示産品保護弁法	特定なし
		国外地理的表示産品保護弁法	特定なし
		地理的表示専用標識使用管理弁法（試行）	特定なし
	D:その他の法律で保護	国際標準化法	特定なし
	産品質量法	特定なし	
	反不正当竞争法	特定なし	
韓国	A-2:地理的表示に関する特別な規定を有するもの	商標法	特定なし
	C:地理的表示法で保護	韓国農水産物品質管理法	農産物、水産物
	D:その他の法律で保護	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律	特定なし
人参産業法		特定なし	
ベトナム	B:知的財産権の一類型としての保護	ベトナム知的財産法	特定なし
インドネシ	C:地理的表示法で保	商標及び地理的表示に関する	天然資源、手工芸

ア	護	インドネシア共和国法律	品、工業製品
オーストラリア	A-2:地理的表示保護に関する特別な規定を有するもの	商標法	特定なし
	D:その他の法律で保護	ワインオーストラリア公社法 オーストラリア・ニュージーランド食品基準	ワイン 食品
EU	C:地理的表示法で保護	EU 農産品及び食品の地理的表示及び原産地呼称の保護に関する理事会規則 No.510/2006	農産品、食品
		工芸品及び工業製品の地理的表示保護に関する 2023 年 10 月 18 付欧州議会・理事会規則 No.2023/2411	工芸品、工業製品
	D:その他の法律で保護	EU ワイン市場の共通組織に関する理事会規則 No.479/2008	ワイン
		スピリッツの定義、種類、展示、標識及び保護に関する欧州議会及び理事会規則 No.110/2008	スピリッツ
フランス	B:知的財産権の一類型としての保護	フランス知的財産法典	農産物、林産物、食品又は海産物以外の製品で、工業製品及び手工芸品 ※原産地呼称としては、特定なし
		D:その他の法律で保護	消費者法典 農業・海洋漁業法典
	B:知的財産権の一類型としての保護	産業財産法	特定なし
イタリア	C:地理的表示法で保護	EU 規則 No.1151/2021 の国内施行に関する 2013 年 10 月 14 日付省令	農産物、水産物
	D:その他の法律で保護	ワインの催場の予備ワインの製造並びに取引に関する有機的規律に関する法律 No.238/2016	ワイン
		2008 年 1 月 15 日付のスピリッツの定義、種類、展示、標識及び保護に関する欧州議会及び理事会規則 No.110/2008	スピリッツ

		の実施規則に関する 2010 年 5 月 13 日付省令 No.5195	
ブラジル	B:知的財産権の一類型としての保護	産業財産法	特定なし
メキシコ	B:知的財産権の一類型としての保護	産業財産法	特定なし
アンデス共同体	B:知的財産権の一類型としての保護	委員会の知的財産に関する決定 (No.486)	特定なし
		委員会の知的財産に関する決定 (No.689)	特定なし
タイ	C:地理的表示法で保護	地理的表示保護法	農産物、手工芸品、工業製品
英国	A-1:証明商標・団体商標としてのみ保護するもの	商標法	特定なし

表 3-2：各法律における地理的表示対象商品等

A：商標法において保護するもの

A-1：証明商標・団体商標としてのみ保護するもの

法律名	地理的表示保護の対象
・米国商標法	特定なし
・英国商標法	特定なし

A-2：地理的表示保護に関する特別な規定を有するもの

法律名	地理的表示保護の対象
・中国商標法	特定なし
・中国団体標章、証明標章登録と管理弁法	特定なし
・韓国商標法	特定なし
・オーストラリア商標法	特定なし

B：知的財産権の一類型として保護するもの

法律名	地理的表示保護の対象
・ベトナム知的財産法	特定なし
・フランス知的財産法典	農産物、林産物、食品又は海産物以外の製品で、工業製品及び手工芸品 ※原産地呼称としては、特に制限なし
・イタリア産業財産法	特定なし
・ブラジル産業財産法	特定なし
・メキシコ産業財産法	特定なし
・アンデス共同体委員会の知的財産に関する決定 (No.486)	特定なし
・アンデス共同体委員会の知的財産に関する決定 (No.689)	特定なし

C：地理的表示法において保護するもの

法律名	地理的表示保護の対象
・中国地理的表示産品保護弁法	特定なし
・中国国外地理的表示産品保護弁法	特定なし
・中国地理的表示専用標識使用管理弁法（試行）	特定なし
・韓国農水産物品質管理法	農産物、水産物
・商標及び地理的表示に関するインドネシア共和国法律	天然資源、手工芸品、工業製品
・EU 農産物及び食品の地理的表示及び原産地呼称の保護に関する理事会規則 No.510/2006	農産物、食品
・工芸品及び工業製品の地理的表示保護に関する 2023 年 10 月 18 付 欧州 議会 ・ 理事会 規則 No.2023/2411	工芸品、工業製品
・イタリア EU 規則 No.1151/2011 の国内施行に関する 2013 年 10 月 14 日付省令	農産物、水産物
・タイ地理的表示保護法	農産物、手工芸品、工業製品

D：その他の法律において保護するもの

法律名	地理的表示保護の対象
・米国アルコール管理法	ワイン、スピリッツ
・連邦規則第 27 章	ワイン、スピリッツ
・中国国際標準化法	特定なし
・中国産品質量法	特定なし
・中国反不正競争法	特定なし
・韓国不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律	特定なし
・韓国人参産業法	高麗人参
・ワインオーストラリア公社法	ワイン
・オーストラリア・ニュージーランド食品基準	食品
・EU ワイン市場の共通組織に関する理事会規則 No.479/2008	ワイン
・スピリッツの定義、種類、展示、標識及び保護に関する欧州議会及び理事会規則 No.110/2008	スピリッツ
・農産物及び食品の品質体制に関する 2012 年 11 月 21 日付欧州議会・理事会規則 No.1151/2012	農産物、食品
・フランス消費者法典	特定なし
・フランス農業・海洋漁業法典	農産物、林産物、食品、海産物（生又は加工品）
・イタリア・ワインの栽培及びワ	ワイン

インの製造並びに取引に関する有機的規律に関する法律 No.238/2016	
・イタリア 2008 年 1 月 15 日付のスピリッツの定義、種類、展示、標識及び保護に関する欧州議会及び理事会規則 No.110/2008 の実施規則に関する 2010 年 5 月 13 日付省令 No.5195	スピリッツ

#### 4. 地理的表示保護の効力

TRIPS 協定 23 条においては、ワイン又はスピリッツに関して追加的保護（誤認混同の必要なしに「型」等を伴う地理的表示の使用、地理的表示の翻訳の使用に対して保護の効力が及ぶ）を規定しており、TRIPS 協定の加盟国は、本規定を順守しなければならない。そこで、各国の地理的表示に関する法律等の中で、TRIPS 協定 23 条の追加的保護が明文化されているかを調べた。

さらに、現在の TRIPS 協定 23 条の追加的保護は、ワイン又はスピリッツに関してのみを対象としているが、EU 等は、WTO の協議の場において、この追加的保護の範囲をワイン又はスピリッツ以外の産品にも拡大することを求めており、調査対象国・地域において、ワイン又はスピリッツ以外の産品に追加的保護が及ぶのかを検討した。

ワイン又はスピリッツ以外の産品に追加的保護が及ぶ国・地域は、下記の通り。（表 4）

なお、韓国は、不正競争防止法において、韓国が締結して発効した二国間又は多国間の自由貿易協定によって保護する地理的表示に対し、追加的保護を認める規定を有している。

表 4：ワイン又はスピリッツ以外の産品に追加的保護が及ぶ国・地域

国・地域	対象商品	該当条文
中国	地理的表示産品保護弁法	<p>地理的表示産品保護弁法により保護されるものに対して、以下のような行為を行った場合には、関連法律法規により処理される。</p> <p>①産地範囲外の同一又は類似産品に保護を受ける地理的表示産品名称を使用する場合、</p> <p>②産地範囲外の同一又は類似商品に保護を受ける地理的表示産品名称と類似する名称を使用し、公衆を誤認・誘導させる場合、</p> <p>③保護を受ける地理的表示産品名称を産地範囲外の同一又は類似の商品に使用する場合で、真の産地の表記、或いは翻訳名称の使用、或いは「種」、「型」、「式」、「類」、「風格」等の記述を伴うものであっても、</p> <p>④産地範囲内において地理的表示産品の標準と管理規範の要件を満たさない産品に保護を受ける地理的表示産品名称を使用する場合、</p> <p>⑤産品に地理的表示の専用標識を冒用する場合、</p> <p>⑥産品に地理的表示の専用標識に類似するもの或いは消費者を誤認・誘導する可能性のある文字又は図案標識を</p>

		<p>使用し、公衆を誤認・誘導させる場合、</p> <p>⑦上記産品を販売する場合、</p> <p>⑧地理的表示の専用標識を偽造する場合、</p> <p>⑨その他関連法律法規の規定に反する場合。</p> <p>(地理的表示産品保護弁法 30 条)</p>
韓国	自由貿易協定によって保護される地理的表示の対象商品	<p>正当な権原のない者は、大韓民国が外国と二国間又は多国間で締結して発効した自由貿易協定によって保護する地理的表示に対し、地理的表示に示された場所を原産地としない商品（地理的表示を使用する商品と同一か、同一と認識される商品に限られる）に関して、次の行為が禁じられる。</p> <p>① 指定された原産地の表示以外に別途地理的表示を使用する行為</p> <p>② 地理的表示を翻訳又は音訳して使用する行為</p> <p>③ 「種類」、「類型」、「様式」又は「模造品」などの表現を伴って地理的表示を使用する行為</p> <p>④ 上記①～③に当たる方法で地理的表示を使用した商品を譲渡、引渡し又はそのために展示したり、輸入、輸出したりする行為</p> <p>⑤ 原産地虚偽行為又は出所地誤認誘発行為に当たる方法で地理的表示を使用した商品を引渡し、又はそのために展示する行為</p> <p>(韓国不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律 3 条の 2)</p>
EU	農産物 食品	<p>登録名称の悪用、模倣又は喚起。真正の原産地が表示される場合又は地理的表示が翻訳された場合、「style」、「type」、「method」、「as produced in」、「imitation」若しくはそれらと類似の表現を伴う場合も含む。</p> <p>(EU 農産品等規則 15 条 1 項)</p>
	工芸品 工業製品	<p>連合登録簿に記載された地理的表示は、以下から保護される。</p> <p>(a)登録の対象外の製品に関する地理的表示の直接的又は間接的な商業的使用が、登録の対象となる製品と同等である場合、又は名称の使用が保護された地理的表示の評判を悪用、弱体化、希釈化又は悪影響を与える場合、</p> <p>(b)製品やサービスの本当の起源を示されている場合や、保護された地理的表示が翻訳して使用されている場合、又は「スタイル」、「タイプ」、「方法」、「製造元」、「模倣」、「風味」、「香り」、「～のような」又はその他の同様な用語などの表現を伴う場合であっても、地理的表示として保護されている名称の誤用、模倣、又はそれらを喚起する場合、</p> <p>(c)内箱又は外箱、広告資料や製品関連のオンラインインターフェースで表示される文書又は情報に使用され、製品の出所、起源、性質又は本質的な品質に関するその他の虚偽又は誤解を招く表示、若しくは製品の原産地について誤った印象を与えやすい容器に関連製品を梱包する</p>

		場合、 (d)製品の真の産地に関して消費者に誤解を与える可能性のあるその他の行為。 (EU 工芸品及び工業製品規則 40 条 1 項)
フランス	農産物 食品	国内法に規定はないが、EU 農産品等規則が適用される。
イタリア	農産物 食品	国内法に規定はないが、EU 農産品等規則が適用される。
ブラジル	特定なし	該当する商品の真正の原産地を示している場合であっても、「type」、「species」、「genus」、「system」、「similar」、「substitute」、「identical」又はそれに類する語句を伴う、商品、梱包、包装、リボン、ラベル、チラシ、ポスター又は公表若しくは広告に関する他の手段での保護されている地理的表示の使用は、犯罪とみなされる。 (ブラジル産業財産法 193 条)
メキシコ	特定なし	本法が原産地名称に対して与える保護は、産業財産庁が発するその趣旨の宣言により開始する。そのような原産地名称の違法な使用は、例えば、「kind」、「type」、「style」、「imitation」若しくはその他の類似語の使用、又は消費者の心に混同を生じさせ不正競争を暗示するような表示を伴う使用を含め、処罰される。 (メキシコ産業財産法 157 条)
タイ	農業生産物、 手工芸品、工 業製品	省令で規定する「特定商品（現在：米、シルク、ワイン、スピリッツ）」に関してのみ、地理的表示に「kind」、「type」、「style」又はその他類似する表現を伴う使用に対して保護の効力が及ぶ。これは、使用者がその商品の真正の地理的原産地の明記、又はその商品の申請の地理的原産地を示し知らせる文言の使用もしくは何らかの行為を行っていた場合であっても適用される。 (タイ地理的表示保護法 28 条)

## 5. 一般名称の扱いに関する規定

TRIPS 協定は 24 条 6 項において、一般名称に関する例外規定を設けている。そこで、調査した国における「一般名称に関する規定」を整理したのが表 5 である。

ここでは、一般名称に関する規定の有無、及び一般名称である地理的表示の保護の可能性（登録可能性）について類型化した。（表 5 参照）

基本的には、一般名称に関する明文規定がある場合は、一般名称となった地理的表示の保護は認められていないが、EU 農産品等規則は、地理的表示の一部に一般名称を含んでいる場合、保護が認められる可能性がある。実際に保護されている例としては、「Camembert de Normandie」や「Pruneaux d'Agen」がある。

表 5：各国・地域の一般名称の取扱に関する規定

国・地域	法律名等	規定の有無	登録可能性
------	------	-------	-------

米国	商標法	なし	不可 <sup>925</sup>
	連邦規則第 27 章	あり	不可
中国	商標法	なし	—
	地理的表示産品保護弁法	なし	—
韓国	商標法	あり	不可
	農水産物品質管理法	あり	不可
ベトナム	知的財産法	あり	不可
インドネシア	商標及び地理的表示に関するインドネシア共和国法律	なし	—
オーストラリア	商標法	なし	— <sup>926</sup>
	ワイン公社法	なし	— <sup>927</sup>
EU	EU 農産品等規則	あり	一部可 <sup>928</sup>
	EU ワイン規則	あり	不可 <sup>929</sup>
	EU スピリッツ規則	あり	不可 <sup>930</sup>
	EU 品質体制規則	あり	不可 <sup>931</sup>
	EU 工芸品及び工業製品規則	あり	不可 <sup>932</sup>
フランス	知的財産法典	対応する EU 規則の規定が適用される	
	農業・海洋漁業法典		
イタリア	イタリア・農産品等手続規則	対応する EU 規則の規定が適用される	
	ワイン法令		
	スピリッツ実施規則		
	産業財産法		
ブラジル	産業財産法	あり	不可
メキシコ	産業財産法	なし	—
アンデス共同体	アンデス共同体委員会決定No.486	あり	不可
タイ	地理的表示保護法	あり	不可
英国	商標法	なし	—

<sup>925</sup> 米国商標法上には、一般名称に関する規定はないが、一般名称である旨が証明された場合、登録が拒絶されるとの判断を下した判例が存在する。(In re Cooperativa Produttori Latte E Fontina Valle D'Acosta, 230 USPQ 131 (TTAB 1986))

<sup>926</sup> 一般名称の扱いについて明文規定はないが、善意で商品又はサービスについて原産地を表示する標識を使用する場合には、商標権侵害とはならない。(商標法 122 条)

<sup>927</sup> ワインの表示が、真正の原産地を表示する場合であって、登録された地理的表示の関連する国、地域又は地方の文字又は単語を含む場合、当該文字又は用語が英語における一般名称になっており、ワインの表示として原産地において使用されていない善意の使用には、保護の効力が及ばない。(ワイン公社法 40D(2))

<sup>928</sup> 一度地理的表示として EU で保護されたものは、一般名称にはならない。(EU 農産品等規則 13 条 2 項)

<sup>929</sup> EU において保護される原産地呼称又は地理的表示は、一般名称にならない。(EU ワイン規則 13 条 2 項)

<sup>930</sup> EU で保護される地理的表示は、一般名称にならない。(EU スピリッツ規則 15 条 3 項)

<sup>931</sup> 一般名称は原産地呼称又は地理的表示として登録されない (EU 品質体制規則 6 条)。

<sup>932</sup> EU 工芸品及び工業製品規則に基づく場合、保護される地理的表示は、EU 内で一般名称にならない (40 条 6 項)。一般名称は地理的表示として登録できないと定められており (42 条 1 項)、特定の名称が一般名称に当たるかどうかの判断は、特に消費分野の現状や関連する連合又は国内法など関連する全ての要素を考慮して判断すると定められている (同条 2 項)。

## 6. 商標に関する規定との調整規定

地理的表示と商標は、多くの場合衝突する可能性が含まれている。このため、法律の中には、両者の調整規定を設けているものも少なくない。

この調整の多くは、地理的表示として登録されたものには商標権を与えないとするものが多いが、すでに適法に商標権が確立されたものについては、引き続き先使用权が保障されるものや、商標権が登録されている場合には地理的表示の登録が拒絶されるもの等がある。

表 6：地理的表示と商標との調整規定

国・地域	地理的表示に関する規定上の商標との間の調整規定	商標に関する規定上の地理的表示との間の調整規定
米国	明文規定なし	主登録簿に登録可能な商標；同時登録 出願人の商品を他人の商品から識別することを可能にする商標は、その性質を理由として、主登録簿に登録することを拒絶されることはない。ただし、その商標が次に該当するときはこの限りでない。 (a) 次のものから成り又はそれらを含むこと。不道徳的、欺瞞的又は中傷的な事項；若しくは、ある者(生存しているか死亡しているかを問わない)、団体、信仰又は国民的な象徴を軽蔑し、それらとの関係を偽って示唆し、それらを侮辱し若しくはそれらの評判を落とす虞のある事項；若しくは、地理的表示であって、ワイン又はスピリッツに付して、若しくは関連して使用される場合に、その商品の原産地以外の場所を特定するものであり、かつ、出願人によって、(第 19 章第 3501 条(9)に定義されている)WTO 協定が合衆国に対して効力を生ずる日から 1 年以後に初めてワイン又はスピリッツに付して又は関連して使用されているもの（以下省略） (商標法 1052 条)
中国	明文規定なし	明文規定なし
韓国	農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、3 項の規定により登録申請を受けた場合、3 条 6 項による地理的表示登録審議分科委員会の審議を経て、9 項による登録拒絶事由がない場合、地理的表示登録申請公告決定をしなければなら	33 条の規定に係らず、以下の各号のいずれかに該当する商標については商標登録できない。（中略） 18 号：農水産物品質管理法 32 条により登録された他人の地理的表示と同一・類似した商標として、その地理的表示を使用する商品と同一である

	<p>ない。この場合、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、申請された地理的表示が「商標法」による他人の商標（地理的表示団体標章を含む。以下同じ）に抵触するかについて、あらかじめ特許庁長の意見を聞かなければならない。 （農水産物品質管理法 32 条 4 項）</p> <p>農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、3 項による登録申請された地理的表示が、以下の各号のいずれかの 1 に該当する場合、登録の拒絶を決定し、申請者に知らせなければならない。（中略） 2 号：商標法により先に出願され、又は登録された他人の商標と同一又は類似の場合 3 号：国内で広く知らされた他人の商標又は地理的表示と同一又は類似の場合 （農水産物品質管理法 32 条 9 項）</p> <p>地理的表示権は、以下の各号のいずれかの 1 に該当する場合、各号の利害関係者相互間に対してその効力が及ばない。（中略） 2 号：地理的表示登録申請書の提出前に商標法により登録された商標又は出願審査中の商標 （農水産物品質管理法 34 条 2 項）</p>	<p>と認定される商品に使用する商標（商標法 34 条 1 項 18 号）</p> <p>特許庁長官は、農水産物品質管理法による地理的表示の登録対象品目に対して地理的表示団体標章が出願された場合には、その団体標章が地理的表示に該当するか否かについて、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官の意見を聞かなければならない。 （商標法 51 条 5 項）</p>
ベトナム	<p>地理的表示がベトナムで保護を受ける商標と同一又は類似するため、その地理的表示の使用が行われると、製品の原産地について誤認を招く場合は、当該地理的表示は登録されない。 （Circular No. 01/2007/TT-BKHCHN 45.3）</p> <p>保護された地理的表示と同一又は類似の標章が、当該地理的表示に係る登録出願の出願日前に真正な方法により保護を取得している場合において、当該標章を使用することについては、地理的表示の保護の効力は及ばない。 （知的財産法 125 条(2)(g)）</p>	<p>(a) 事前に確立した権利を尊重すべく、投資計画省は、科学技術省と強調し、事前に保護された商標、商号、又は地理的表示に対する権利を侵害しないように、商業登録手続きにおける企業名選定の指導を行う。 （Decree No. 103/ 2006/ND-CP 17 条）</p> <p>(b) 商標の識別力を判断する際、「時間、場所、地理的原産地（商標が商品の地理的原産地の証明商標又は団体商標として登録された場合を除く）、生産方法、種類、数量、品質、特徴（商標が商品又はサービスの品質に係る証明商標として登録された場合を除く）、商品又はサービスの成分、効能、価値など、商標に</p>

		<p>係る商品又はサービスを記述する言葉又は句」は識別力がないものと判断される。</p> <p>( Circular No.01 /2007/TT-BKHCHN 39.3(g))</p> <p>(c) 商標出願に関する申請書に記述する標章の誤認可能性を評価するため、国家知的財産庁は、最少情報源で、「ベトナムで保護を受ける地理的表示」「国家知的財産庁により収集され、保管される商品又はサービスの地理的原産地表示；地名、品質印、検査印の各種；各国の国旗、国章；ベトナム及び世界の機関、組織の旗、名前、シンボル；ベトナム及び外国の最高指導者、民族英雄の名前、映像及び名人の名前、映像等」情報を調査する。</p> <p>( Circular No. 01/2007/TT-BKHCHN 39.7)</p>
インドネシア	明文規定なし	<p>登録済みの地理的表示と類似する場合、商標出願は拒絶される。</p> <p>(商標及び地理的表示に関するインドネシア共和国法律 21 条 1 項 (d) )</p>
オーストラリア	<p>登録商標に基づく場合のみならず、出願中の商標、未登録商標に基づいても、提案された地理的表示が当該商標と同一の語、表現又はその他の表示からなる場合、あるいはそれらの表示と出所混同の虞がある場合に、当該商標の権利者は地理的表示に対して異議申立てができる。</p> <p>(ワイン公社法 40RB 条)</p> <p>異議制度は先行する商標権利者を保護するものであるが、地理的表示の公告の監視負担は商標の権利者にある。商標登録官は異議申立てがあった場合でも、提案された地理的表示の登録を認めるかについて裁量権を有する。すなわち、提案された地理的表示が商標に係る権利の発生前から使用されていた場合等に、商標登録官は委員会に勧告することができ (公社法 40RC 条(3))、この勧告を受け委員会は地理的表示の決定をするこ</p>	<p>地理的表示のみからなる商標の場合、商標登録出願は拒絶される。</p> <p>(商標法 40 条)</p> <p>当該商品が原産地表示により保護される商品と類似の場合、又は当該商標の使用が誤認混同を起こすおそれがある場合にのみ、原産地表示を含む商標に異議申立てをすることができる。</p> <p>(商標法 61 条)</p>

	<p>とができる。</p> <p>(公社法 40SA 条(4))</p> <p>異議申立てがあつたにもかかわらず、登録官が提案された地理的表示を登録した場合、又は、同一又は類似の商標が出願又は登録された後に、地理的表示の提案又は登録があつた場合、商標権利者は、地理的表示により示された地域を産地としないワインであっても、ワインの産地についての誤認を避ける適当な記述がラベルに表示すれば、当該ワインの表示に当該商標の使用を継続することができる。</p> <p>(ワイン公社規則 17A 条)</p>	
EU	<p>1) EU 農産品等規則本規則に基づいて地理的表示等が登録されている場合、地理的表示等の登録出願日後に行われた商標出願であつて、当該商標出願が登録された地理的表示等について禁止されているいずれかの行為に該当し、かつ同一分類の商品について行われていた場合は、拒絶される。上記の商標出願に基づき登録された商標は、無効になる。</p> <p>(EU 農産品等規則 14 条 1 項)</p> <p>商標の著名性及び域内での使用期間の観点から、真の製品の特定に関して、消費者を誤認させる恐れのある場合、地理的表示等は登録されない。</p> <p>(EU 農産品等規則 3 条 4 項)</p> <p>2) EU ワイン規則本規則に基づいて地理的表示等が登録されている場合、地理的表示等の登録出願日後に行われた商標出願であつて、当該商標出願が登録された地理的表示等について禁止されているいずれかの行為に該当し、かつ同一分類の商品について行われていた場合は、拒絶される。上記の商標出願に基づき登録された商標は、無効になる。</p> <p>(EU ワイン規則 44 条 1 項)</p>	<p>欧州共同体商標規則では、地理的表示等を含む又はそれらから構成される商標は、商標登録出願が、欧州委員会への該当する地理的表示等の登録出願後であることを条件として、当該商標出願が登録された地理的表示等について禁止されているいずれかの行為に該当し、かつ同一分類の商品について行われていた場合は、登録の絶対的拒絶理由の対象となっている。</p> <p>(欧州共同体商標規則 7 条 1 項 (k))</p> <p>欧州共同体商標規則では、ワイン又はスピリッツを特定する地理的表示を含む又はそれから構成される商標であつて、地理的表示の対象となっていない原産地のワイン又はスピリッツに関するものである場合は、登録の絶対的拒絶理由の対象となっている。</p> <p>(欧州共同体商標規則 7 条 1 項 (j))</p>

商標の著名性及び域内での使用期間の観点から、真のワインの特定に関して、消費者を誤認させる恐れのある場合、地理的表示等は登録されない。

(EU ワイン規則 43 条 2 項)

3) EU スピリッツ規則登録されているスピリッツの地理的表示を含む又はそれらから構成される商標の登録は、当該商標出願が、当該商標出願が登録された地理的表示等について禁止されているいずれかの行為に該当する場合、拒絶又は無効となる。

(EU スピリッツ規則 23 条 1 項)

商標の著名性及び域内での使用期間の観点から、真の製品の特定に関して、消費者を誤認させる虞のある場合、地理的表示等は登録されない。

(EU スピリッツ規則 23 条 3 項)

本国における地理的表示等の保護日又は 1996 年 1 月 1 日の前に、共同体法に基づいて善意で登録された商標は、別段の定めがある場合を除き、地理的表示等の登録に係らず、継続的に使用することができる。ただし、商標に関する EU 規則 (First Council Directive 89/104/EEC of 21 December 1988 及び Council Regulation (EC) No.40/94 of 20 December 1993) に規定されている無効又は取消事由がない場合に限る。

(EU スピリッツ規則 23 条 2 項)

4) EU 品質体制規則の規定によれば、原産地呼称又は地理的表示として出願された名称が、商標の評判、周知性及び使用期間の長さを考慮して、当該名称の登録が製品の真の出所について消費者に誤認を与えるおそれのある場合には登録されない (EU 品質体制規則 6 条 4 項)。

	<p>原産地呼称又は地理的表示が EU 品質体制規則に基づいて登録され、商標の使用が 13 条 1 項に反し、同種の製品に関する商標の登録出願が原産地呼称又は地理的表示に関する出願の欧州委員会への出願以降に提出された場合に、当該登録出願は拒絶される。また、上記の規定に反して登録された商標は無効となる（EU 品質体制規則 14 条 1 項）。</p> <p>先使用商標が継続して使用、更新できる規定を設けている（EU 品質体制規則 14 条 2 項）。</p> <p>EU 工芸品及び工業製品規則 40 条に反する商標登録出願は、地理的表示の出願が管轄当局に提出された日以降に提出された場合、拒絶される。 （EU 工芸品及び工業製品規則 44 条 1 項）。</p> <p>評判のある商標又はよく知られている商標に照らして、地理的表示として提案された名称が製品について消費者に誤解を与えるおそれがある場合、地理的表示の登録出願は拒絶される。 （EU 工芸品及び工業製品規則 44 条 2 項）。</p> <p>登録された商標について、事務局又は該当する場合には国内管轄当局は、求めに応じて前述 44 条 1 項を違反して登録された商標を無効にする。 （EU 工芸品及び工業製品規則 44 条 3 項）。</p> <p>先使用商標については、地理的表示の登録にも関わらず引き続き使用及び更新ができる。 （EU 工芸品及び工業製品規則 44 条 4 項）。</p>	
フランス	<p>該当する EU の規則が適用される。 （欧州連合の項目参照）</p>	<p>商標に関する規定上の地理的表示との間の調整規定については、フランスで効力を有する原産地呼称又は地</p>

		<p>理的表示を侵害する商標は、特に、有効に登録されず、登録されても無効とされることがある。</p> <p>(知的財産法典 L711-3、L722-1)</p>
イタリア	<p>該当する EU の規則が適用される。</p> <p>(欧州連合の項目参照)</p>	<p>不正競争を規制する規定、本主題を規制する国際協定、及び誠意をもってすでに取得されている商標権により、地理的表示及び原産地名称の使用は、かかる使用が公衆を欺く可能性がある場合、及び、いかなる方法であれ製品の名称又は表示における使用により、同一製品が実際の原産地以外の場所を起源としていること、又は、当該製品が、ある地理的表示により指定される場所に起源する製品に関する品質を有していることが示され又は示唆される場合は、禁止される」と規定している。上記の保護は、第三者がその事業活動において自身の名称又は同一活動の譲渡人の名称を使用することを、権利者が禁じることを認めない。但し、かかる名称が公衆を欺くような方法で使用される場合はこの限りでない。</p> <p>(産業財産法 30 条)</p>
ブラジル	<p>明文規定なし</p>	<p>出所表示又は原産地呼称を構成しない地理的名称は、それが虚偽の出所を示唆するものでないことを条件として、商品標章又は役務標章の特徴的要素として使用することができる。</p> <p>(産業財産法 181 条)</p>
メキシコ	<p>明文規定なし</p>	<p>次のものは、商標の拒絶理由となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原産地名称を特定する機能を果たす説明的又は指示的な用語を含む、商標</li> <li>・固有又は普通の地理学上の名称及び地図、さらには国を示す名詞又は形容詞で、商品又はサービスの出所を表示しそのような出所に関する混同若しくは誤認を生じさせる可能性があるもの</li> <li>・ある商品の製造で知られている都市若しくは場所の名称で、それら商品を保護するためにつけられているもの。ただし、特異性がありかつ混</li> </ul>

		<p>同の虞がない私有地の名称で、その所有者の同意が得られているものは除く。</p> <p>(産業財産法 90 条(IV)、(X)及び(XI))</p> <p>「商標又は広告スローガンの登録のために先に提出された係属中の登録出願；又は同一若しくは類似の商品若しくは役務に指定されている登録され、現時点で有効な商標若しくは広告スローガンと同一若しくは混同を生じるほどに類似している名称」については、原産地呼称又は地理的表示として保護することができない。</p> <p>(産業財産法 271 条)</p>
アンデス共同体	明文規定なし	<p>次の商標は登録されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商品若しくはサービスの地理的起源、性質、製造方法、特性又は品質について、業界又は公衆に混同阻生じさせる可能性がある商標</li> <li>・保護されている原産地表示の複製、模倣又はそれらを含む商標。ただし、当該商標が該当する商品若しくは別の商品と混同を生じさせる又は誤った関連性を生じさせる可能性、あるいは公衆の間で認知されている当該表示の特性の不正利用を含むことになる場合に限る。</li> <li>・保護されたワイン及びスピリッツの原産地表示を含む商標</li> <li>・商品又はサービスの商標出願に関して、混同を生じさせる可能性のある国内又は外国の地理的言及からなる商標</li> </ul> <p>(アンデス共同体委員会決定 No.486 : 136 条(i)(j)(k)(l))</p>
タイ	明文規定なし	<p>地理的表示に関する法律に基づいて保護されている地理的表示に該当する商標は登録を認めない。</p> <p>(商標法 8 条(12))</p>
英国	<p>英国が加盟している国際協定により保護されている原産地呼称又は地理的表示は、商標として登録できない場合がある</p> <p>(商標法 3 条 (4A) (c))</p> <p>商標登録出願は、英国での使用に</p>	明文規定なし

	妨げがある場合にはその範囲において登録できない場合がある (商標法 5 条 (4) (aa)、同 (4B))	
--	---	--

## 7. 地理的表示の保護と国際協定

地理的表示の保護の在り方を巡る米国と EU の対立は、2001 年から始まった WTO ドーハ・ラウンドでは、合意に至らず、現在は二国間の自由貿易協定 (FTA) や経済連携協定 (EPA) 等に、自国の方式を盛り込む潮流となっている。

具体的には、EU は、①地理的表示の保護について、独自の制度を採用すること、②EU の地理的表示をこれらの協定の付属書で特定すること、③これらについて、(TRIPS におけるワイン・スピリッツと同様な) 追加的保護の水準での保護を行うことを求めている (例 1 : EU・中国地理的表示保護協定、例 2 : 日・EU 経済連携協定)。

他方、米国は、①地理的表示は商標制度で保護できること、②商標の排他的権利は地理的表示に及ぶこと、③異議申立手続きや取消手続きを整備すること、④先行商標と混同のおそれのある地理的表示の保護禁止を盛り込んできている (例 3 : 環太平洋パートナーシップ協定 (TPP)、例 4 : 米中合意)。

### 例 1 : EU・中国地理的表示保護協定<sup>933</sup>

この協定は、8 年の間において 22 回の正式な交渉を経て、2020 年 9 月 14 日に双方が正式に協定に署名している。署名後、2021 年 1 月 29 日に相互において内部批准手続きを経て、互いに相手に通知を行い、2021 年 3 月 1 日より効力が発生した。

協定<sup>934</sup>は、全 14 か条により構成されているが、1 条で協定の適用範囲を「双方の領土内を原産地とする地理的表示産品に関する相互協力及び保護に適用」(同 1 項) するものであると明記しており、同 2 項では地理的表示の保護範囲を当該協定の 2 条で定める双方の法律規程の範囲を超えて、特に工芸品にまで地理的表示の保護範囲を広げることと同意している。

当該協定の 2 条では「地理的表示の確立」について定めているが、まず同 1 項で付録に列挙している各種法律で TRIPS 協定の 22 条 1 項において定義している地理的表示保護の手続きの基本的な要素を確立させていることを確認し、本文では 7 つの基本要素に同意していることを確認した。すなわち、①関連領土内で保護を受ける地理的表示の 1 つ又は複数の登記簿の明記、②地理的表示により、商品が双方のいずれかの領土、地区、又は地域で生産されたものであり、商品の特定の品質、評判、その他の特性が本質的にその地理的産地に起因することを確認する行政手続、③登録名が適切な規範による特定の具体的な製品又は複数の製品と対応され、且つ当該規範が正当な行政手続でのみ修正できること、④生産に適用されるコントロール条項、⑤政府部門が登録名称の保護を図るために採用する

<sup>933</sup> 中国商務部ウェブサイト

[http://ipr.mofcom.gov.cn/hwwq\\_2/chn\\_eu\\_gi/index.html](http://ipr.mofcom.gov.cn/hwwq_2/chn_eu_gi/index.html)

<sup>934</sup> 英語、中国語による協定、中国商務部ウェブサイト

[http://ipr.mofcom.gov.cn/hwwq\\_2/chn\\_eu\\_gi/Agreement/CHN-EU-GI/CHN\\_EU\\_GI.html](http://ipr.mofcom.gov.cn/hwwq_2/chn_eu_gi/Agreement/CHN-EU-GI/CHN_EU_GI.html)

妥当な行政行為、⑥生産者が製品仕様に準拠していることを条件として、当該地域にいる生産者が管理システムに対して保護される名前を付した製品を販売する権利、⑦製品の名称が知的財産の1つの種類として保護されているか否かに関わらず、当該名称の先使用者の適法な利益を考慮した異議手続きである。

当該協定の4条では、地理的表示の保護範囲について規定しているが、1項では「付録3と付録4で示した地理的表示について、その後この協定の3条に基づき新たに加えられた地理的表示を含めて、双方は保護しなければならない、以下の行為を規制する」とし、「(a)製品の指定又は表示において、その地理的起源について公衆に誤解を与える方法で、係る製品が真の原産地以外の地理的地域で原産であることを示唆又は示唆する何らかの手段を使用すること、(b)係る地理的表示が示す場所で生産されていない同一又は類似の製品を識別する地理的表示の使用、商品の真の原産地が表示されている場合や、地理的表示が意識、音訳又は字訳して使用されている場合、或いは「種類」、「品種」、「様式」、「模造」などの表現を伴う場合であっても、(c)地理的表示を用いて保護を受ける名称の製品の仕様に準拠しない同一又は類似の製品を識別する場合」が挙げられている。

当該協定の5条では、地理的表示の使用権について規定しているが、1項では「本協定の下で保護されている地理的表示は、地理的表示の技術的範囲及び付録1に列挙する地理的表示の原産国の関連法を遵守するいかなる適法な製品に使用できる」とし、同2項では「ある地理的表示が本協定の保護を受ける場合、付録1に列挙する関連法律を遵守することを前提に、当該地理的表示がカバーする製品は、相手側の領土内で相手側の公式の標識を使用できる」と規定している。

また、6条1項では商標との関係について、「ある商標が特定の地理的表示又はその意識あるいは音訳を含み、これに同一又は類似商品が当該地を原産地とするものでなく、且つ当該商標登録申請が付録3又は付録4で列挙している地理的表示が保護された後から提起され、あるいは本協定の3条で指す地理的表示として保護された後に提出した場合、双方は関連規定に基づいて、職権により又はある一方の利害関係者の申請により、対応した領土範囲において当該商標登録を拒絶し又は商標の登録を無効にしなければならない」と規定している。さらに、同3項において周知又は著名な商標の存在が地理的表示の保護において真の原産地に係る誤認を与える場合、その地理的表示の保護を求めることができないことや、同4項では善意の先使用者が継続して一定の周知性を獲得した商標（登録又は使用により）を使用できる旨定めている。

## 例2：日・EU経済連携協定

2013年4月の交渉開始から約4年をかけ計18回の交渉会合が開催されたが、2017年12月に交渉妥結、2019年2月1日に発効に至った。

2022年2月に、対象製品が、日EUそれぞれ28製品ずつ（日：農産品23製品、酒類5製品、EU：農産品17製品、酒類11製品）追加された。

### 地理的表示に関する規定の主な内容

① 付属書に記載されるEU側210製品（農産品71製品、酒類139製品）、日本側56製品（農産品48製品、酒類8製品）（いずれも当時）について、自国の地理的表示として保護を行う。

② 明細書（産地・品質基準・生産方法等を示す文書）に沿わない産品については、地理的表示を付することができない。

③ 産品への表示だけでなく、広告・インターネット等のサービスの名称使用についても、以下のような場合は、侵害として、地理的表示の使用を禁止

ア) 消費者に真正の地理的表示産品と誤認させるような名称の使用

イ) 明細書に沿わない産品については、以下の場合であっても GI 侵害とする。

・真正の産地を記載している場合

・翻訳、音訳である場合

・～種、～タイプ、～スタイル等の表現を伴う場合

ウ) いかなる方法によるかを問わず、競争者の商業上の活動との混同を生じさせるようなすべての行為は、不正競争行為として禁止される。

### 例 3：環太平洋パートナーシップ協定（TPP）

地理的表示に関する規定の主な内容

① 保護形式：地理的表示は、商標、特別の制度又はその他の法的手段によって保護可能（18.30 条）

② 保護水準：規定なし

③ 異議申立手続き、取消手続きの整備（18.31 条）

④ 先行商標との混同、一般名称は保護の拒絶・取消の事由。翻訳に保護を与える場合も同様（18.32 条）

⑤ 国際協定による地理的表示保護についても、少なくとも③④と同等の異議申立手続を適用（18.36 条）

⑥ 一般名詞かどうかの判断は、消費者がその用語を自国の領域でどのように理解しているかを考慮する。この消費者の理解に関連する要素には、

・辞書、新聞、関連するウェブサイト

・当該商品がどのように販売され、取引されるかなどが含まれる（18.33 条）

⑦ 複合名称の中の個々の要素が一般名称であるときは保護の対象外（18.34 条）

⑧ 先行商標の権利者は、混同を生じさせるおそれのある地理的表示についても排他的権利を有する（18.31 条）

### 例 4：米中合意

地理的表示に関する合意の主な内容

① 中国は、国際合意による地理的表示の保護に関連して講じられる措置が、商標や一般名称を用いて行われる米国の商品・サービスの中国市場へのマーケットアクセスを阻害しないようにする。

中国は、他国との地理的表示のリストについて米国を含めたその他の国に異議を申し立てる機会を確保する。（1.15 条）

② 一般名詞かどうかの判断は、消費者がその用語を自国の領域でどのように理解しているかを考慮する。この消費者の理解に関連する要素には、

・辞書、新聞、関連するウェブサイト

- ・当該商品がどのように販売され、取引されるか
- ・当該商品が、原産地について誤解を生まないような態様で、当該地域以外の地域からも相当程度輸入されているかなどが含まれる。

国際合意により保護される地理的表示も、一般名詞になることがあるし、それにより取り消されることもある。(1.16条)

③ 地理的表示として保護される複合名称の個々の要素が一般名称の場合は、保護の対象外。

中国が複合名称を地理的表示として保護する際には、保護の対象外である個々の要素を公に明らかにする。(1.17条)

## 第2章 農林水産・食品分野の地理的表示（GI）制度の概要と近年の動向について

農林水産省輸出・国際局知的財産課地理的表示保護・推進室長  
氷熊 光太郎

### 第1節 地理的表示保護制度について（総論）

地理的表示（Geographical Indication：GI）は、その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因・環境の中で長年育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する産品の名称を地域の知的財産として保護する制度です。GI制度は1900年代初頭のヨーロッパでスタートした制度であり、ワイン、チーズ、ハム等を含めて、3,000を超える産品が登録されています。農林水産物・食品分野のGI制度については、平成26年（2015年）に「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」（以下「GI法」といいます。）の下で制度化され、制度創設以降10年を迎えます。2024年2月末現在、138産品の国内産品が登録されており、申請中の産品も多く存在します。登録産品の内訳をみると、野菜、肉などの一次産品が多くを占めていますが、加工品、草花、炭なども含まれております。また、生産地も市町村合併前の特定の地区から、県全域を含むものまで多様な広がりがあります。なお、酒類のGI制度については、国税庁により運用されておりますが、本稿においては、農林水産省が所管する農林水産物・食品分野のGI制度について述べます。

GI登録された産品については、その名称を独占的に使用することができるとともに、登録産品の「証」としてGIマークを添付することが可能です。通常、商標等の権利に基づく権利行使は権利者自らが実施することが基本ですが、GIについては、「地域の宝」として国が登録したという、いわば準公共財的な位置づけであることから、権利者によるブランド管理に加えて、GI登録された名称やマークの不正使用については、行政が取締りを行うことになっております。こうしたことにより、真正な産品の証として、模倣品の排除効果が期待できます。

また、ビジネスにおいては、地域と結びついた産品の品質、製法、評判、ものがたりといった潜在的な魅力や強みを見える化し、国による登録やGIマークと相まって、効果的・効率的なアピール、取引における説明や証明、需要者の信頼の獲得を容易にするツールとしても活用可能です。

### 第2節 近年のGIをめぐる動向

#### 1. 国際的な動向

世界に目を向ければ、世界では100か国以上で地理的表示に関する制度が運用されています。各国において、登録手続、申請できる者、申請後のエンフォース（行政的措置、司法的措置）の内容とその手続、登録後の品質管理主体とその方法など、様々な違いはあるものの、地域と結びついた産品の名称を国が審査し、登録するという基本的な建付けは共有されています。

GIの海外展開を考えるに当たって、日本で登録されているGI産品の海外でのGIや商標出願による早期権利化を図ることが重要です。農林水産省、特許庁においては、対象者、取組などにそれぞれ要件がありますが、これら海外展開の取組を支援する枠組みも設けて

おりますのでご活用を検討いただければと思います。

その上で、GI 法上、国家間の国際約束によって、海外における地理的表示の保護実現が可能となる制度も用意されており、「相互保護」と呼ばれています。我が国と同等水準と認められる GI 制度を有する外国と GI リストを交換し、当該外国の GI 産品について、所要の手続きを行った上で、農林水産大臣が指定する枠組みです。現在、EU、英国との間で経済連携協定（EPA）に基づき相互保護が実施されており、EU との間では日本側農林水産品 108 品、英国との間では日本側農林水産品 77 産品が保護されています。これら産品については、仮に域内で模倣品が発見された場合には、海外当局が取締りを行うこととされており、今後期待される GI 産品の輸出増に貢献するものと考えています。

また、相互保護とは異なりますが、タイ、ベトナムとの間では、GI 制度に関する国際協力、双方の制度理解促進等を目的として、それぞれの国の産品を相手国政府の GI 制度に直接申請する取組も実施しており、例えば、タイでは鹿児島黒牛、市田柿、夕張メロンなど 6 産品がタイの GI 制度に登録されています。このような国際協力の展開により、GI 制度の国際的な展開に当局としても意を用いてまいりたいと考えています。

## 2. 食品産業とのコラボレーション

GI そのものは知的財産として名称を独占的に使用できるというものであり、いわゆる「認証制度」ではないものの、一定の品質管理がなされている産品、社会的な評価がある産品などが GI 登録されていることから、こうした特性をどのようにビジネスに活かしていくかという視点が重要です。スーパーマーケットやデパートにおいて、商品パッケージ、段ボール等に GI マークを表示して販売している例も多く見られ、近年ではふるさと納税サイトにおける返礼品に GI マークを表示する例も増えてきました。

一方で、国内消費者の皆さんの GI 制度乃至 GI マークの認知度はヨーロッパより低く、GI そのものの認知度向上と併せて、GI マークの認知度を上げることが重要との考えから、農林水産省においては令和 4 年秋に加工品等への GI マーク添付の考え方を整理したところです。この中では、GI 産品を主な原材料として加工した商品の包装、広告、料理のメニュー等には、原料 GI 産品の名称と併せて GI マークを表示できることとし、加工品への GI マーク使用の際は原料 GI 産品の名称と近接した箇所等、原料 GI 産品と一体的に GI マークの表示を行うこと等を定めています。

仮に「霞が関りんご」という GI 産品を活用したりんごジャムの場合、原材料（霞が関りんご）の近傍に GI マークを表示することは可能ですが、これを原材料とは関係ないジャムの商品名などジャムそのものに GI マークを添付してしまうと、あたかもジャムそのものが GI 産品であるとの誤認を与えるおそれがあることから、加工品の GI マーク表示については一定のルールを確認する必要があります。

ここでいう「GI 産品を主な原材料として加工した商品」とは、「登録産品の特性を反映させるに足りる量」が使用されている商品を言います。「登録産品の特性を反映させるに足りる量」かどうかは、商品全体に占める割合ではなく、上記の例でいえば、使用されるりんごのうち「霞が関りんご」の占める量が半数以上を占めており、社会通念上「主な」と捉えられる範囲であれば問題ありません。また、これを下回る量であっても、加工食品メーカーが官能試験の結果等により「登録産品の特性を反映させるに足りる量」が使用されていると立証できる場合も含まれます。いずれにしても、特性（食味、食感など）がしつ

かり反映されていることが重要です。

こうしたマーク使用の円滑化を受けて、最近では食品メーカー、コンビニ等の商品開発において、原材料に GI 産品を活用した産品や当該事実を GI マークとともに、商品パッケージに記載されている例も出てきました。このように実需者の皆さんに GI マークを目に触れる機会をできるだけ多くすることで GI 制度への認知や関心を惹起していきたいと考えています。GI 制度への認知が高まれば、GI 産品そのものへの関心はもとより、実需者によるさらなるコラボレーション、ひいては、生産者団体による GI 登録といった好循環を実現できると考えています。最近の調査では GI の認知度も徐々に高まっていること、GI 産品の購入頻度と世帯年収に相関関係があるという結果も出てきており、GI の持つ魅力・価値を、どのような層に、どのようにアウトリーチしていくかという点も重要な視点であると考えています。

### 3. 観光とのコラボレーション

ポストコロナによりインバウンドのお客様が多く来日されるようになりました。訪日客の中にはリピーター（複数回来日経験がある方）もおり、いわゆるゴールデンルート以外のルート、特に農山漁村で長期間滞在するスタイルも根付いていると感じています。訪日外国人が滞在中に求めるコンテンツのトップは「食」であることも踏まえ、観光庁では「ガストロノミーツーリズム」といった食と観光を結び付けた取組を展開しています。この一環として、農林水産省においても、GI 産品の持つストーリー性を、1次産業のみならず、観光分野でも体験、体感してもらう取組、いわば「GI ツーリズム」の展開を目指しています。GI 登録産品の生産者団体と、観光分野の DMO (Destination Management Organization) が連携し、行政、商工会、レストランなどの地域が一体となった取組が起ころつつあります。例えば、熊本県八代市では、DMO やつしろが中心になり、GI 登録産品である「八代生姜」を活用し、生姜で町おこしを図ろうという取組が進んでいます。元来、知的財産である地理的表示 (GI) を、登録で終わらせることなく、どのように活用していくのが重要な視点である中、2. の GI マーク使用ルールの見直しが具現化されていることは非常に嬉しいものと考えています。イタリアでは GI をツーリズムに活用し、地域経済への波及効果もあるとの調査もあります。ここでいう「GI ツーリズム」は単にこの生産者、企業による GI 産品の加工、食体験にとどまらず、GI 産品を育んだ地域全体を観光資源として捉えた上での取組であり、まさに「地域の宝」ともいふべき GI の価値を地域ぐるみで体現する裾野の広い取組であると考えています。農林水産省では、グリーンツーリズム、農泊などの取組も実施しておりますが、こうした動き、支援策とも連動しながら、ビジネス的にも地域的にも持続可能な形で GI ツーリズムの推進を図っていきたいと考えています。

### 第3節 模倣品対策疑義情報受付窓口の設置

日本の農林水産物・食品は、海外で高く評価されている一方、海外で模倣品（偽物）の流通が多数発見されており、日系企業の食品関係の模倣被害は 740 億円と推計され、アルコール、飲料関係の模倣を含めると被害額は 1,000 億円超と推計されます（2021 年、特許庁）。こうした中、海外における日本の農林水産物・食品の模倣品に関する疑義情報や相談を広く受け付け、これに対応する枠組みとして「農林水産物・食品海外模倣品疑義情報

相談窓口」(以下「相談窓口」と言います。)設置を開始しました。被害の多い地域のプラットフォームから順次設置することとし、将来的に全てのプラットフォームに設置予定です。現在、タイ(23年11月)、中国(北京・上海・広州・成都)、香港(23年12月)、台湾(24年3月)に設置済です。模倣品や疑義情報にお困りの方、今後、海外展開をご検討の方には、

(1) 商標権等に基づく警告状の送付や冒認商標に対する異議申立などの費用の補助を行う農林水産省・特許庁の事業の紹介

(2) 海外のGI申請や商標出願を行う者に対して申請又は出願費用の補助を行う農林水産省・特許庁の事業の紹介

(3) 知的財産権確立に向けた、弁護士や弁理士等のアドバイスを希望する者に対するコンサルティングを支援する農林水産省事業の紹介

(4) 寄せられた疑義情報や相談内容のうち産地偽装が疑われるケースなどは現地当局への情報提供や働きかけを行い、消費者保護や不正競争防止の観点からの対応を促すなどを、大使館・領事館、JETROの農林水産・知的財産関係部門が一体となった複層的な対応を行うこととします。設置されて数か月ですが、一部のプラットフォームには具体的な相談が寄せられつつあり、今後も皆さまからの積極的な情報提供をお待ちしています。

これ以外にも農林水産省においては、GI製品の海外における商標出願状況のウォッチング、国内外ECサイトにおけるGI製品等の模倣品疑義製品のモニタリングを行い、権利者にフィードバックを行っていますので、これらの結果も含めて効果的な模倣品対策を実施していきたいと考えています。

#### 第4節 結びに

地理的表示保護制度は創設から10年を迎え、登録産品数の増大、EPAに基づく相互保護、食品産業、観光とのコラボレーション等、地理的表示保護制度をとりまく環境は大きく変化しつつあります。農林水産省としては、模倣品対策としての地理的表示保護制度の厳正かつ適正な運用を旨としつつ、登録産品の有する価値、ストーリーが消費者、実需者の皆さんに広く認知されることにより、GI製品の付加価値向上はもとより、当該産品が生産される地域の活性化、農業者や食品産業の「稼ぎ」につながる施策を展開してまいりたいと考えています。

(了)